

第九十四回 参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和五十六年六月二日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

五月二十九日
補欠選任
坂倉 藤吾君
山田 勇君

六月一日
補欠選任
大石 武一君
喜屋武眞榮君

出席者は左のとおり。
委員長 井上 吉夫君
理事 北 修二君
坂元 親男君
鈴木 正一君
川村 清一君
中野 明君

委員
岡部 三郎君
熊谷太三郎君
下条進一郎君
鈴木 省吾君
田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 譲君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君

國務大臣

農林水産大臣 亀岡 高夫君

政府委員
農林水産大臣官 渡邊 五郎君
農林水産大臣官 矢崎 市朗君
農林水産大臣官 松浦 昭君
農林水産省経済局長 二瓶 博君
農林水産省農蚕園芸局長 川嶋 良一君
農林水産技術會議事務局局長 松本 作衛君
食糧庁次長 石川 弘君
食糧庁次長 竹中 譲君

事務局側
常任委員会専門員 井上 喜一君

説明員
農林水産大臣官 房審議官 井上 喜一君

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十九日、広田幸一君が委員を辞任され、その補欠として坂倉藤吾君が選任されました。

また昨日、降矢敏雄君が委員を辞任され、その補欠として大石武一君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田譲君 食糧法のいろいろ御質疑に入る前に、大変緊急な事態が一つあるものですから、二、三分時間をおかりしてこの問題について当局の考え、あるいは対策をお尋ねしたいと思っております。

実はきょうも朝日新聞に大きく出ておりましたけれども、「低温パンチ広がる被害」というふうなことで、最近の打ち続く低温について非常に危険をされるということが新聞に出ておりますし、農業新聞にも大きく出ておりました。

で、ごらんになったと思いますが、とりわけ私のおります群馬におきまして、この被害が非常に大きいわけでございまして、いま手元に入った情報、速報によりまして、とりわけ桑が非常にやられておる。利根郡あるいは吾妻郡といったような北部のいわゆる山間部でございまして、これも、そういうところで桑が非常にやられておる。あるいはトウモロコシのパンタムというんですか、これがやられておる。全体で被害総額がいままでのところ四十三億七千万であるというふうな情報がいま私の手元に入ったわけでございまして、地元の上毛という新聞でも大きく取り上げられておるわけであります。そして桑につきましては、もう掃き立てを済んだところもあるわけでありますけれども、そういうところはどういう一部投棄、蚕をもう投げ捨てなきゃならないというふうな農家も出てきておる、あるいは掃き立てがまだ済んでいないところでは、今後掃き立てをやめようというふうな農家が出ておるようでございます。非常に思いもよらない五月三十一日のこの凍霜によって相当大きな被害を、被害を群馬あたりこうむっておりますし、この事態は恐らく栃木あたりも、ある

いは福島も同じじゃないかと思うのです。

そしてまた、新聞にも出ておりますように、北海道においては牛が死ぬというふうな状態も出ておるというふうな新聞報道で聞いておりますけれども、これらについて農林水産省として現状どの程度把握しておられるか、そしてまた、これに對してどのように対処なさろうと思われているか、まず、そこをひとつ伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(矢崎市朗君) 寒気団がオホーツク海、中国、東北部に南下いたしましたことによりまして、五月の下旬に北日本を中心として異常な低温に見舞われたわけでございます。このために、御案内のとおり、東北及び関東あるいは中部の山間部等におきまして、降雪、遅霜等によりまして、桑や野菜等の農作物にかなりの被害が発生いたしました模様でございます。で、現在私も関係機関を通じて被害状況の詳細の把握を急いでおるところでございます。

気象庁によりまして、この寒気は現在徐々に解消に向かつておりますが、まだ一兩日は低温状態が続くということでございまして、私ども、何をしておいても当面非常に技術指導が重要であるということで、被害の防止、軽減に努めるためにその徹底を図っているところでございまして、今後ともさらに気象情報を迅速的確に把握しつつ、気象変動に即応した適切な対策をとってまいりたいというふうに考えております。

なお、ただいま御質問にもございましたように、こうした農作物の被害以外に、北海道の宗谷管内におきまして、放牧を始めたばかりの育成牛が、寒さ、あるいは降雪のために心衰弱を起こしたり、それから一カ所に集まって、そのために傷害等の、けがをしたりというふうなことで、斃死したものが五十数頭出ておると、こういう状況でございます。直

ちに気象状況に應じた技術指導をいたしてありますが、私も現在早急に把握したいとして、これに應じた対応をいたしたいというふうに思っております。

なお、いま御指摘の養蠶、桑の被害等につきましては、御案内のとおりこれはいわゆる農業共済の当然加入制度をとっておりますので、それからまた乳牛等も、任意加入ではございますが、ほとんどのものが、特に北海道等におきましては加入いたしておるといふ現状にございますので、こういったものの早期支払いにつきましても十分に指導をいたしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○山田議員 群馬あたりの農村のお年寄りなんかに聞きましたも、私によく、山田さん、冷害というのは必ず二度続けて来るものだからよく注意してくださいというふうな話があります。そういうわけで、非常に今後も心配されるわけでありまして、けれども、ぜひ事前によく対策を立ててやっていただくようお願いをしておきたいと思ひます。

それでは食糧法に入りたいと思ひますが、まず最初に、ぜひ大臣にお伺いしたいと思ひますので、けれども、日本農業の将来について一体どういう構想を持っていらっしゃるか。そして、その中において食糧制度というものの位置づけをどう考えていらっしゃるか。そこをまず最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 日本農業の将来の展望についてどのように考え、またこれに伴う食糧制度の位置づけという御質問でございますが、私もいたしましては、やはり日本農業は、民族のある限りこれを発展せしめて、食糧に不安なからしめるということではなかりませんし、しかも、昨年国会で決議を受けましたように、できるだけ自給力の維持向上を図るといふ努力を続けなければならぬ、これが基本ではないかと、こう考えておるわけでありまして、したがって、当面する重要課題といたしましては、何としても、この過剰きみにありますところの米の需給のバラ

ンスをとるといふこと、さらに、土地利用型農業部門における経営規模の拡大等によって生産性の向上を図ることが必要であると考えておるわけでありまして、したがって、今後の農政は、農政審議会からも御指摘がありましたように、今後の農政の基本方向に関するあの答申の趣旨を踏まえまして、長期的な展望に立つて水田利用再編第二期対策を推進してまいらなければならないということ、米の需給調整のバランスをとりながら、小麦や大豆などの、国内で不足して輸入に仰いでいるものをできるだけ国内で生産を増大していく方策をとろう、こういったしておるわけでありまして、規模拡大というふうなための根拠法も制定していただきましておるわけでありまして、この法の精神を生かして経営規模の拡大を図る努力をしております。このためには、やはり農村の地域社会のコミ

ュニケーションを密にいたしまして、部落の振興と申しますか、環境整備と申しますか、そういう点をあれしまして、二種兼業の農家の方々が気持ちよく専業農家に土地を貸すなりあるいは分けるなりということの進みやすい環境をつくってまいるといふことも大事かと思ひます。と同時に、いつも申し上げております、生産性を向上するためにはやっぱりばりばり品種を提供してまいるといふことも大事なことでございますので、この品種改良、栽培技術の改善等に努力をいたして、これが普及を図ってまいり、こういうことも今後の重要な施策の一つとして進めてまいりたいと考えております。

さらに、優良農地や水質源というものを確保するために、どうしてもやはり農業生産の基盤を整備してまいらなければならないと思ひます。とりわけ考えますものに、この農業基盤というのは、いままで昭和三十年以降やられてきたわけでありまして、昭和三十年以降やられてきたわけでありまして、その実態を見ますと、比較的平場で条件のいいところが話もまとまって土地条件の整備が進んでおる。条件の悪いところ、なかなか込み入って、整備事業もやりにくい、また部落の話し合いもつきにくいというようにな

ころが整備がおくれている。したがって、そういうところを土地条件をよくしてまいりませんと、いつまでたってもやはり日本農業の生産性の問題というのは後に残されていく。もう基盤整備は終わったかのごとき感を与えるような論がなされる向きもあるわけでありまして、これは私は、大きな間違いじゃないか、こういうふうにして指導をいたしておるわけでありまして、やっぱり基盤整備は全国の農地にわたってこれを強力に推進してまいらなければならない、こう考えておるわけでありまして。

先ほどもちよつと触れましたが、そのほかに大事なことは、やはり、農村の地域社会と申しますか、農村の部落と申しますか、そういうところ、部落のコミュニティがうまくいってございせん、土地基盤整備もなかなか進みませんし、基盤整備が進みませんと交換分合等も思うようにまかせない。さらに、農地利用増進法に基づく農地の譲渡でありますとか、貸し借り、賃貸等についても話がうまく進まないということであつてはいけませんので、やはり農業委員会あるいは農協、農業団体等が中心になりまして農村の部落、地域社会のコミュニティを緊密にしていくような方途も、これはやはり農政の一部門として取り上げていかなければならぬ、こう思ふのです。

実は私も建設省におりまして、道路は建設省だからということで、農村部の道路を建設省の方でどのくらいの年月をかければそこまで手が回るかというふうな検討も、大まかなところは実はやってみたこともあるわけでありまして、非常にもう後に延ばされていかざるを得ない、こういうふうになりますので、農道等の整備に関する事業等は農林省の行政の範疇で整備するようにしてまいりましたことが、農村の発展にも非常に役立っております。やはり、これはもうそのほかの下水とか何とかも都市が終わってからのことになりまして、どうしても農村が後回しになればそれだけやはりコミュニティの場が遠のくわけであり

ますので、そういう面においてもやはり農村の地域にふさわしい環境整備のことは、最小限農政の範疇の中でやらしていただかないといかぬのではないかと、こんなふうに考えて、今後も積極的に進めてまいりたいと思ひます。

○山田議員 それでは参考までにちよつとお伺いしておきたいのですけれども、これはもちろん大臣でなくて結構でありますけれども、諸外国においていわゆる食糧管理というふうなものはどのような形で行われているか、これをちよつとお伺いしたいと思ふのです。もし日本と同じようなものがないとすると、日本だけにそういう食糧制度があるというのはい体どういふわけであるかということについてちよつと聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) 諸外国におきましても、国民生活にとりまして最も基本的な物資でございます食糧の安定供給を図ることはきわめて重要でございます。そのような考えのもとにおきまして、やはりその国々の国情に即しまして、農業の維持、振興を図るための各種の政策をとつておることは事実でございます。

具体的に申し上げますと、たとえばアメリカでございますが、アメリカは本来農産物の大輸出国でございますので、国内に対する食糧供給という体制から農業政策をとつておるという、そういう状態ではございません。そのような点ではわが国とは若干違つた面を持っておりますけれども、やはり世界の穀倉という立場から、生産振興を図るという角度から食糧農業法というものがございまして、この法律に基づきまして、需給の関係につきましては土地をセツトアサイドしたり、あるいはさらにそのセツトアサイドを解除するといったようなことで需給の調整を図りますほか、小麦とかあるいは飼料穀物等の価格、及び供給の安定のために対しましては、農業者に対しましてCCC、いわゆる商品金融公庫というものがございまして、これを通じて価格及び供給の安定を図られておるといふ状況でございます。輸入国、一部は、

フランスは輸出国でございますが、ヨーロッパの諸国でございますけれども、これは英国、フランス、西ドイツ、こういった国は、いわゆるECの共通農業政策を持っておるわけでございまして、このもとにおきまして、主要農産物につきましては再生産の確保を前提としましていわゆる域内共通価格というものを設定いたしまして、その価格の安定というものを図りますと同時に、一定の農産物につきましては、その一定の農産物の価格がある水準以下に下落するといったような場合には、いわゆる介入措置、これは買い入れ措置も含んでおりますが、それによりまして農業者に対しては補償をいたすという形で食糧供給が安定的に確保されるように考えられております。

なお、不測の事態の備えといたしましては、西ドイツあるいはスイスなどにおきまして一定の国家備蓄が行われているということも承知いたしております。

○山田議員 大体わかりましたけれども、そういう国々で日本のように米、麦だけというふうに限定しているところはありますか。

○政府委員(松浦昭君) 米、麦だけということでは限定はいたしておりませんが、その国における主要農作物という形で対象に取り込んでいるというところでございます。完全にオーバーオールに全作物をカバーするという状態ではございません。

○山田議員 食糧ですから、米とか麦に限定されるのはおかしいということについては、後でまたいろいろお聞きしたいと思っておりますけれども、この辺でやめておきます。

その次に、最近大臣ごらんになったかどうかかわかりませんが、この「エコノミスト」に、「日本農業には未来がある」という非常に注目すべき論文が載っているわけであります。この中身を見ますと、われわれとしてもいろいろ考えさせられる点があるわけでありますけれども、一番やはり問題なのは、いわゆる先進国と言われるのはいまや先進農業国であるということを言っておるわけで

す。工業国なんというのはむしろ古いのだと。そして、やはり先進国と言えど工業国あるいは後進国は農業国というふうなことを言っておるけれども、これからはむしろ逆で、後進国ほど農業が発達していない、先進国ほど農業は非常に発達して、アメリカなんかその一番いい例でありますけれども、輸出なんかほとんどふえていて、こういうことでございまして。

そこで、国民の所得水準と教育レベルが非常に高い、そして人的資本のレベルも高いというふうな日本においては、当然これはもうもつと農業者の基本的な性格から言ってもこれは伸びていくのである。そして農業はまさしく先進国型の産業になってきていると、こういうふうな前提のもとに、それならばどうすべきかというふうなことが非常に細かく書いてあります。非常に私にとつても勉強になったわけでありますけれども、いずれにしても、日本農業には未来があるということ、やはりわれわれ自信を持ってひとつこれから対処していくべきじゃないかというふうに思うのです。

ところが、実際の最近の農政を見ますと、臨調の問題とかいろいろありますけれども、何となく守りの農政というふうな感じがしてなりません。ですから、「日本農業には未来がある」という論文じゃありませんけれども、ひとつこの際攻めの農政といえますか、そういうものに転じていくべきではないかというのを考えざるを得ない。特にまた、工業のまあ財界と言われるような人たちが主導しているというふうなことは、考えようによつてはこれは後進国の証拠じゃないかということにもこの論文からいくとなるわけであります。ですから、ひとつ、日本農業には未来があるという自信を持って農政当局の方、あるいはまた農林水産大臣におかれても、ひとつがんばっていただきたいと思うのですけれども、この辺いかがなものでしょうか。

○政府委員(渡邊五郎君) 御指摘の論文は、たしか五月十九日の「エコノミスト」に掲載されました。

た竹中一雄さんの論文と拝見いたします。これは国民経済全体の立場から、今後の農業の問題、農業の未来について御指摘された点でございまして、特におっしゃった点での従来の先進国における農業の地位について、従来の理論的なパターンと違つた目新しい方向を示されたということで私も注目すべきことと考えますが、やはりこれは一つの私どもとしては参考になる点かと思ひます。

ただ、比較されます対象が、日本農業とアメリカの農業というふうな形で非常に大きな条件の相違があるという点、こういった点について、私ども比較が余りにも条件の相違が大き過ぎるという点、あるいは農業政策自体が、やはりこうした未来とかそういう展望に立ちまわつてのプロセスがやはり重要な課題であろうと、未来像はございしますが、まだこうしたプロセスについての納得すべき点がないというように感じます。

ただ、全体として私どもこの論文からも、今後の課題として、基盤整備の充実あるいは技術的な技術開発ということが重要な問題、かつ人的資本といひますか、農業者の資質に関する問題点について非常に示唆に富む御指摘があると存じますし、方向として、やはり日本の農業におきまして、生産性の向上を果たしていくという形では、昨年からのことしにかけましての各種の制度的な改革あるいは国会の御決議、これらの条件はいずれにしましてもそうした方向へ農政も向かいつつあるというふうな私どもも考えておりますし、また、そうした方向に私どもも目指すかもしれませんが、いま長期見通しなりで示した私どもの方向でこれからの農業の将来を描いてまいりたいと、こういうふうな考えております。

○山田議員 官房長はこの論文をよく読んでおられないのじゃないかと思うのです。どうしてかと言つと、アメリカと比較してアメリカとは全然違ひ過ぎるとさつきおっしゃつたけれども、これはまさしくアメリカと違ひないということを詳しく書いてあるわけですよ。だから、アメリカと比

較してのいままでの俗論として、アメリカとは日本は全然違ひのたという考え方がいかに違ひかというところを一生懸命書いてあるのですから、ひとつそのところを間違えないでよく読んでいただきたいと思うのです。

それはそれとして、この辺大臣にもちよつと御感想を承りたいと思ひます。

○国務大臣(岡高夫君) 日本農業の将来につきましては、先ほどもお答え申し上げたとおりでございまして、とにかく一億国民の食糧を自給力を高めながら安定的に供給してまいりたいというためには、その生産に従事する農家の諸君が本気になつてやっばり生産の意欲に燃えるというふうな施策を打ち出さなければならぬ。その施策を打ち出すことによつて、いま先生が御指摘になつたような日本農業というものは私は確立することができると、こういう私は私なりの信念を持っておる次第でございまして。

(委員長退席、理事北修二君着席)

ところがその進め方がやはり大変むずかしいと、こう思う次第でございまして、それがために国会でも、昨年、その方向づけをするために、決議と同時に規模拡大の基礎である農用地利用増進法等の制定もお願いし、さらに、とにかく私どもといひましては、科学技術の振興によりまして品種改良の実を上げて、とにかく優秀な品種を造成してまいり。これも私は生産性向上の大きな方策の一つであるということと同時に、やはり何といひてもある程度の規模を持たせませんと生産性はいつまでたつても向上いたしませんので、その点については、何遍も申し上げるわけでありますけれども、農用地利用増進法の精神にのつとつて、そして農地の賃貸、農地の譲渡、そういうものが円滑に行えるような環境をつくつてまいり、そういうことによつて日本農業というものは私はこれを発展せしめていくことが必ずできる、生産性の高い農業をつくり出していくことは不可能ではないと、こう考えております。その中でもやはりこの食糧管理制度というものが一つの大きな柱に

なると、こう考えておるわけでございます。

一番先の質問にお答えできなかったわけでありますが、日本農政の中の食管法の地位というものはどうかという御質問もあつたわけでありますが、その点につきましては、この食糧管理制度、日本農政を維持発展させていくための私は一つの大きな柱であるというふうに食管法を位置づけておるわけでありまして、さらには、それぞれ作目ごとに国会で立法化されております農産物価格に対する諸制度というものを活用してまいれば、私は日本の農政というものは、必ずしも竹中氏が指摘するまでもなく発展の可能性というものは大いにあると。そういう点を農政審議会においてまいりたいと考えております、こう考えてやっております。

○山田議員 これも大臣に端的にお答えいただきたいと思つたけれども、日本は本当に食糧不足の国であるか、それとも食糧過剰の国であるか、どちらとお考えですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) まあ一言で言つて、私は不足の国である、こう考えます。

○山田議員 もし不足であるとしたら、その不足分はこれは輸入に頼らざるを得ないと、こういうことになるかと思ひます。

そこで、片方ではやはり何といつても、先ほどのお話にもちよつとありましたけれども、食糧の自給力——自給率というのですか、これを高めなさいといふこと、これは国会の決議にもあるとおりでありますけれども、そうかといつて、絶対的に、大臣がおっしゃつたように、日本は食糧不足の国であるということになりますと、やはり最終的には多少輸入をせざるを得ない。鎖国の時代じゃありませんか、ある程度輸入といふことも考えざるを得ないと思ひますけれども、

(理事北修二君退席、委員長着席)

そこで大臣にお伺いしたいのは、そういう安いののは外国から持つてくればいいじゃないか、日本はできるだけのものをつくと、こういう国際分業論といったようなものと、食糧の自給力向上強

化論といったようなものの調和をどこに求められているかということをお伺いしたいと思つたので。

○國務大臣(亀岡高夫君) 実はなかなかその辺の調整点をどこに置くかということとは非常にむずかしい問題であらうと思ひます。私もどなたもいましては、現在の日本の農政が、このような工業国家の中において、とにもかくにも農家の諸君が生産にいそんでいただいておりますこの現実を私は厳しくやはり直視をしなければならぬ。

少なくともこれ以下に日本の農家の立場を陥れていくというようなことは、農林水産大臣としてはもう絶対に避けていかなければならぬと、最低限の辺に基礎を置いて、輸入はもうできるだけふやすということとやなくて、国内生産の増大によつてまいること、こう考えるわけでありまして、したがらぬ限り、そういう方向をとりますために、一面においては、やはり農家の生産性を高める努力といふものを納税者の前にしていかなければならぬといふ問題が一つ存在しておるわけでありまして、この点も兼ねて、やはり両方相まってやつていかなければならぬと、こう考えるわけでありまして、農林水産物だけでも、二百八十九億ドルから昨年は二百九十億ドルを超しておるという情勢でございますから、安いから外国から入れておればよいということになれば、それはもう日本の農家の生産意欲が落ちるということとは自給力を弱化する原因になつていくわけでありまして、これは厳に慎まなければいかぬと、こう考えております。

○山田議員 これも大臣にぜひお伺いしたいと思ふのですけれども、よく三Kというふうなことで食管赤字が問題になるわけでございます。そして、国鉄や健保と同じように、米の食管の赤字が猛烈によく議論されるということがあつたわけでありまして、けれども、こういう赤字の性格として、ほかの健保や国鉄なんかと同じように考えておられるかどうか。もし違つたとすれば、食管赤字についての

基本的な大臣のお考えを聞きたいと思ふのです。

○國務大臣(亀岡高夫君) 国民食糧の確保並びに国民経済の安定の観点から申しますと、食管の財政負担というものは非常に重要な意義を持つておると、こういうふうな考えをしております。もう命から二番目の大事な食糧、これなくしては生存を維持できないということでございますので、これを確保するためには、幾ら最小限の財政負担とを申しながらも、やはり最小限の一億国民の食糧を確保するというための経費、これは私は国民全般で負担してまいらうとこれはもう当然のことである、こう考えるわけでありまして、

しかし、食管の財政負担につきましては、やはり現在の財政事情が非常に厳しい情勢にあるわけでありまして、米の過剰問題、この過剰という問題が非常に国費を支出するものにもなつておるわけでありまして、この過剰問題を早く解決する。さらに売買逆差やばでできるだけ少なくしていく努力をしてきておるわけでございます。今後その努力を続けていかなければならぬと、こう考えます。と同時に、管理に要する経費、運賃であるとか保管料でありますとか、あるいは金利及び事務の人員費等というこの財政負担、これらの問題につきましてもできるだけ経費のかからないような状態にしていまいらうと努力をしております。

何といつても、米の消費拡大、水田の利用再編対策等の推進によつて米の需給のバランスをとるということ、逆さやについてはできるだけこれを是正してまいること、管理経費の節減を図つて、機構、定員についても合理化を加えてきておるところであります。今後さらに合理化を徹底してまいると、こういうふうなことを、本当に国民から信用される食管制度というののしつていかなければならぬ。そのための最小限の財政負担というものはこれはやはり見えてまいりませんと、国民食糧の確保と国民経済の安定というものが期せられぬと、こういうふうな考えをしております。

す。

○山田議員 わだを省くということ、これはあたりまえな話でして、そういうことは当然やらなければいけないと思ふのですけれども、私が聞きたかつたのはそういうことじゃなくて、食管制度というものがあつた限りは、これは多少の赤字はしょうがないじゃないかということか、それとも赤字は一切もうやめろんだというふうな御考えか、どちらかということをはつきりお聞きしたかつたわけですか。

○國務大臣(亀岡高夫君) できることなら最小限の赤字で、いわゆる食管の中心であるお米の値段を決める際には、生産者の値段の決め方と消費者に対する決め方と、食管法にはこれはもう全く同じに書いてございせん。したがらぬ限り、そういう面についての考え方から、若干の赤字というものがこれは生まれるような仕組みになつておるわけでありまして、そうかといつて、もう赤字が幾ら出てまいらぬと、そういう考えはとらぬと、こういうことでございます。

○山田議員 最小限の赤字は制度のたてまえ上やむを得ないのじゃないかと、こういうお話で、私もそのとおりだと思ふのですけれども、そこで伺ひたいのは、それじゃ、最小限の赤字というのは大体どの程度を考えておられるか、お伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 最小限の赤字を具体的に表現することはなかなかむずかしいと思つたわけでございますが、先ほど大臣がお示しいたしました、いわゆる需給の均衡を図ることによつて残つてくる部分、それからまた、逆さやにつきましてもある程度の解消を図つてくると、また、管理経費につきましても、管理経費の節減を図るといふような努力をいたしました結果お残つてくるものといふことにならうかと思ひまして、中心はやはり過剰なものではない備蓄等に要する経費と、それから管理の、いわゆる政府が直接管理をするための経費、それから自主流通に対する助成、こういったものはどうしても残つてざるを得ないもの

○山田譲君　きれいごととしてそういうことを言うのは簡単でございますけれども、現実に食糧赤字はいま幾らあつて、そして一つの目標として、いまおっしゃるところによると、いろんな冗費を節約していこうというところのようですけれども、それじゃ本当にいま一体冗費があるのかないのかわか、あるとすればどのくらいかということ。逆ざやにしましても、どの程度が一応いまのところやむを得ないというふうに考えているか。そういう考えがなければ、これは口ではそういうことを言つても、実際にはなかなかそのとおりになつていかないのじゃないかと思うのです。その点、具体的にある程度——それは確実なことを言えないのはわかりますけれども、ある程度の数字を述べて食糧庁長官に答えていただきたいと思うのです。

○政府委員(松本作衡君) 現在、食糧管理特別会計につきましても中期の見通しというようなことも検討しておりますが、いまの段階におきまして具体的にどの程度のものになるかということにつきましては、ただいま申し上げました抽象的な方向以上のことをまだお答えできる段階にはなっておりません。

○山田謙君　やはり食管赤字とかいうことで三K、三Kというふうに言われているくらいで、かなり世間的にも注目を浴びている赤字なんですから、やはりこれでもっていいんだというのならそれで開き直ればいいし、なるほど世間のおとしやるとおりだというのだったら、ある程度目標を決めて減らしていかなきゃいけないと思うのです。赤字を減らすように努力しなきゃいけない。それはただ口先だけじゃなくて、本当にこういう部分は確かにむだであるとか、逆ざやから言ってもこれはちよつと大き過ぎるとか、そういうことがなげれば世間の批判にこたえられることにならないと思うのですよね。もちろん、現在が正しいのだ、だからこれは赤字とはいふものの世間が言うほど悪いことじゃないんだ、これならまた別です。

○政府委員(松本作衡君) 私ども、先ほど大臣からお答えしましたように、食糧管理をいたしまして国民に対して安定的な供給を図る、また主要な農産物である米についての再生産を確保するということになりましたれば、それ相当の国の負担が必要であるというふうに考えておるわけでございますが、この程度につきましては、やはり私どもの立場で考える場合と、それからまた広く消費者の立場でないしは国民全体の立場で考える場合と、いろいろ意見が異なつてまいるわけでございますので、いま検討されております第二臨調等におきましてもそういった点の議論がなされておる段階でございまして、私どもといたしまして、いまここでご客観的に、これだけなら大丈夫だ、これだけで済むのだということを申し上げられる数字的な根拠はまだまだ持つておらないわけでございます。

○山田謙君 私は食糧庁長官をひとつ激励しよう
 と思って言っているわけですよ。いままでだっ
 てあなた方そんな自信のない行政をやってきた
 はずはないのです。いままでだつてみんなこうい
 うところで慎重審議をやつてそして予算も何も決ま
 ってきているわけなんであつて、いまさら世間か
 らいろいろ言われたからといって、あなたがそん

なにびくびくすることはないのであつて、ひとつがんばつて自信を持つてやつていただきたい。先ほど私が、守りの姿勢じゃなくて攻めの思想でやれ、姿勢でやれというのはそういうことなんです。世の中ではいろんなことをいろんな人が言います。しかも、それが特に財界主導というような形で最近極端に目に余るような議論が出てきている。そういうやさきですから、それに引きずり込まれるようなことじゃなくて、とんでもない、おれたちはいままでこれだけちゃんとやつてきているのであつて、この赤字はそんなに文句言われるほどのものじゃないのだというくらいのことではがんばつていただきたい、こういうふうに思うわけです。臨調の問題がたまたま出ましたから、後でまたそれは触れますけれども、そういうことで

そこで、食管法の中身といいますが、次に基本的な食管法の精神、これはこの前も同僚議員のお話でいろいろお聞きしたところでありますけれども、これをまずお聞きした上で、さつきもちよつと言ったわけですが、どうして米麦だけに限定するかということを知りたいと思うのです。

最近の学説なんかによりますと、概してヨーロッパあたりでも麦というふうなものがずっと需要が減ってきておる。日本においても米の需要が減っていく。そして食糧というものは非常に多様化されてきている。こういう傾向を学者なんかも指摘しております。それからまた農政審の答申を見ましても、日本の米が麦に食われているということはないわけで、米そのものもずっと麦と一緒に減っていくというふうなことですから、世間に言われているように、麦を食うようになったから米を食わなくなった、こういうのじゃないと思うの

です。それで、かわりのいろんなものを多樣的に皆さんが食べるようになってきている。こういうところの現状を踏まえますと、いわゆる食管法というものがある。米麦管理法だけでいいかどうかというところで、やはり総合的ないろんなその他の食糧も含めて、それを国が管理するというふうな基本的な精神は間違っているのかどうか、あるいはそういうことは妥当でないと、こういうふうにおっしゃるか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(松本作衛君) 日本の食生活におきまして、主食という概念はやはり日本の独特のものであるかどうかというふうに考えておるわけでございますが、現在におきましても総カロリー摂取量

の約三〇％は米からとっております。また、小麦も入れますと四二％が現在の食糧物資によつてカロリーが供給されておるといふ状態からいたしますと、現在の食糧法は、やはり主食というものを前提にいたしました国民生活の安定という考え方に立つておるかと思ひます。また一方、農業生産におきましても、総生産額の約三分の一は米によつて占められておるといふ意味から、農業の再生産確保の面でも米の安定的な価格と流通の確保を図るということが重要であらうと思ひますが、こゝういつた点からいたしますと、やはり現在の食糧法の考え方は、こゝういつた主食である、また日本の農業にとつての一番の基幹的な農産物であるといふことで管理の対象を考へておるといふうに思つて、こゝういつた主要食糧の考え方に幅があるといふことはあらうかと思ひますが、従来からの考え方といたしまして、やはりエネルギー源の基礎となるものを管理するといふような考え方に立つて運営しておりますので、現時点におきましてはそういうた考え方で運営してまいりたいと考へておるわけでございます。

○山田露君　この前の委員会のとときに、食管法というのはあくまでも米麦のものである、その他のものを扱ったことはないというふうなお話でしたけれども、これはたまたま私の話で恐縮ですけれども、戦後東京で学生生活をしていたのでありますが、あのころは米も麦も配給なんかありません。たまたま砂糖が配給になったり、あるいは干しバナナが配給になってきたりする。あるいはまたかん詰めが来たりする。こういうふうなことで、これでもって食糧にしろというふうなことでわれわれ非常に苦労したことがあります。しょうがないから、私たちはそんなものを食ったってだめですから、すぐにやみ市へ行って売って、その金で川越に行つて芋を買つて帰つてきたというふうなことで、辛うじて飢えをしのいだわけでありまして、けれども、そうするとあのときのかん詰めだとか干しバナナというのは食糧管理法上やったのか、

何か別な根拠でやられたか、そこをお伺いしたいと思うのです。

○政府委員(松本俊郎君) 確かに、御指摘のように、戦中戦後の非常に食糧が不足しましたときにはあらゆるものが主食に準じた食物として摂取されておきたという事情がございまして、この食糧法におきまして、米麦以外にそういつた形で、たとえばパレイシヨでありますとか雑穀でありますとかというようなものを加えたこともございまして、また政令上、いわゆるかん詰め、またはいま御指摘がありました干しバナナまで含めて配給の対象にした事実はあるわけでございまして。ただ、私どもといたしまして、これは非常に食糧が窮乏いたしました時代におけるきわめて考えられる限りの主要食糧の拡大の範囲ではなかったかというふうな考えでおるわけでございまして。

○山田謙君 再びああいふ時代に來てもらいたいとは思いませんけれども、やはり食糧というものは、どうしても米だけに限らず、やはり考え方としてですけれども、全体の主要食糧は包含して国がある程度の管理をしていくというふうな考え方が必要じゃないかというふうに思ふわけで。

それは、その次に進みます。

これはもう大臣も御承知と思ひますけれども、農民の方々が非常に水田というものに固執をされておる、執着していらつと。ですから、なかなか転作しろと言つてもされなない。そこで、転作奨励金というふうなことで辛うじて転作がなされておるという状況でございまして。ですから、お伺ひしたいのは、この転作奨励金というふうなものを一体いつまで続けられるのかと、こういうことでございまして。私どもの考え方は、もし転作奨励金がなくなつたら、再び農家の方々は水田に逆戻りするのじゃないかというのを考えますときに、転作奨励金がいままで続くかというところは非常に大きな問題なのですが、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(二瓶博君) 水田利用再編奨励補助金につきましては、これは米の需給均衡を早急に回復をしまして、需要の動向に即応した農業生産の再編成を期するという意義を有するものでございまして。そこで、この水田再編対策は五十三年度からのおおむね十年間という長期的な事業としてやつておるわけでございまして。したがって、この水田利用再編対策といふものをやつております間に、奨励補助金を交付する必要がなくなるというふうなことを考えております。

ただ問題は、たゞいま先生からお話ございましたように、この奨励金がなくなればまた稲作に復帰をするということでは困りますので、おおむね十年間という期間におきまして、転作農家が次第に奨励補助金依存から脱却し得るような、そういう生産性の高い、しかも定着性のある足腰の強い転作農業を育てていきたいというふうな考えでおるわけでございまして。

おおむね十年間ということではございまして、六十二年度ぐらいになるかと思ひますが、その期間経過後さらに米の生産調整が必要かどうかというふうなことにございまして、その時点におきまして米の需給事情なり転作物物の定着化の状況というふうな諸事情を総合的に考慮して、さらに続けるかどうかということにつき判断をするということがあるかと思ひます。

○山田謙君 それでは先へ進みます。

次に、最近盛んに言われております第二臨調との関係でございまして。

第二臨調が特に農林関係の補助金に目をつけて、これを整理しようというふうなことで一生懸命やつておるというふうなことは盛んに言われております。そして、これもあるところからもちいた資料ですけれども、相当確実な資料じゃないかと思ふのですけれども、農林水産省関係の予算がずっと補助金が並べてあります。これはもう全部廃止すべきであるとか、これは一部残すべきだとか、これは統合すべきだといふのは全部九印、二重丸までつけて全部詳細に書かれておる。各省の関係のやつも全部載つておるけれども、何とい

つても農林水産省が圧倒的に多いわけですから。この資料、ごらんになつておるかどうか分かりませんが、けれども、これは相当確かな関係のものでございまして。かなりこういつたものが臨調でも根拠にされるのじゃないかというふうなことが心配されるわけではございまして。

それから、これは新聞報道でありますけれども、すでに臨調の人が農林水産省に行つていろいろ聞かれたと、そういう中で生産者米価は下げなさいだめじゃないかと、あるいは過剰米は廃棄したらどうかとか、あるいは補助金が一体多過ぎやしないかと、こういうことをいろいろ言つておると、安上がりが農政を求める質問が続々出されたというふうなことが、これは日経ですが、に出ております。それで、それに対して所管の農林水産省は、政府内部のことでもあり、批判をすれば左遷されると腹のうちを明かさないう、いづれも苦しい表情であつたと。そして農岡農相も、言えは何かと言われると、いまはじつとがまん状況であるといふふうなことが書いてございまして。だから、これはじつとがまん、いつちやんと発言されるかどうか分かりませんが、こういつた考え方でもつていられる財界主導の行軍というふうなものが行われるということになると、これは大変なことになる。それで、先ほどもお話ししたとおり、そんな必要のない補助金を私はいままで出してゐたと思われないうわけですが、こういう考え方に対して大臣は一体どういふ構えでいこうとおられるか、ひとつ決意のほどをお聞かせいただきたいと思ふのです。

○國務大臣(亀岡高次郎君) 臨調の答申がどのような答申になりますか、予断はできないわけでありまして、私も、私は事、農業関係につきましては、先ほど来論議していただいておりますように、とにかく一億国民の食糧を供給する、輸入ばかりに頼るというふうなことはもう絶対にできないと。やはり自給力を上げて国内生産をやらなければならぬ。国内生産をやらなければならぬといふことは、これを生産するのは農家の皆さんであ

るわけですから、その農家の皆さん方が、とにかく農業に対する処置が自分たちが生きていくために不十分だといふようなことになれば、だれも農業に従事する人がなくなつちゃうといふことになつたらこれはもう大変なことになるわけでありまして、それを避けてまいりますために、食糧法におきまして、農産物価格安定法によりまして、やはり農家の生産の意欲を持たせるような配慮を常にしなければいかぬと、こういうことを明記いたしてあるゆゑもそこにあるかと思ひます。したがって、そういう立場を考えた、なおかつ今度はそういう農家が所得をふやすために農産物を無限に上げていくということはどういふことか。そうすれば、生産性の向上をみずからの努力によつてやほりやつていかなければならぬといふことで努力もいたしておるわけでございまして。したがって、臨調から指摘を受けておられます土地改良のやはり基盤整備の問題、さらには第二期水田利用再編対策事業、さらには食糧の問題等々、やはり私どもとして今日まで約束して施策を行つておるという問題につきましては、その約束を大きく変更するという場合にはやはりまた了解を得なければならぬ。たとえば自治体でありますとか、道府県、市町村あるいは農業団体、農家の皆さん方にも納得のいくような方策を講じていかなければいかぬ、こう考えておりますから、その点は私どもといたしましてはじつとがまんしておるばかりではないわけでありまして、水面下でもいろいろこう足を動かすという方策もございまして、そういう努力もしておるつもりでございまして、私はもう農家が再生産意欲を失ふような第二臨調の答申というものはないであらうと、やはり筋の通つた答申が出るものと、出ることを期待しておるわけであります。

○山田謙君 ぜひそうお願いしたいと思ふわけですが、先ほどもちよつと言ひましたように、そんなに皆さん方自信のないまま農政をやつてきたとは私は思ひません。よくはまたそんなつまらない補助金を出してゐたと思ひません。みんな慎重審

議の結果出された補助金であるはずなので、いまさら臨調がそんなことを言うからといって直ちに引込む必要は全然ないと思うのです。ですから、何か物を言えば左遷されるなとちよつと書いてあつたけれども、そんなけちなことを考えずに、ひとつ堂々と主張すべきところを主張していただきたいと思います。これはもう大臣ばかりでなくて、農水省の方々にぜひそういう意気込みで、今後相当強い圧力が来ると思われますけれども、そのくらいがんばつていただかなきゃこれは向こうの方に負けてしまふことになるかねないわけでありまして、ひとつがんばつていただきたい、こういうふうに思います。

その次に、これは別な角度からの問題でありまして、農政審の答申なんかを見ても二、三行しか触れてありませんけれども、私はやはり食糧安保というふうなことも問題ですが、食糧が外国から来なくなるといふような事態も考えられないではないけれども、それよりも、可能性として強く考えられますのは石油の問題じゃないかと思うのです。石油が一たび来なくなつたりする、そういうしたら日本農業は一体どういふことになるか、こういう問題でございます。これもある学者の説によると、たとえば茶わん一杯のお米が百カロリーというふうに仮定しますと、これが炊き上げた御飯になるまでには、農機具とか肥料とか農薬とか、直接間接に投入をしたエネルギーが約五百カロリーの石油になつてゐる。ですから百グラムのお米を食べるときに五百グラムの石油をいわばがぶ飲みしていると同じようなものだといふようなことをこの学者が書いておられる。これは本当かとかかわりませんが、もしもそういうことであるとすればこれは大変なことである。そうでない、学者の説をまつまでもなく、いまの日本の農業がいわゆる石油づけになつてゐるというところはこれは事実でありますけれども、そういう中で一たび石油が来なくなる、あるいは減らされるというふうな事態になつた場合に、一体日本農業はどうするのだというところについてどういふ

ふうにお考えでいらつしやるか、お聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(渡邊五郎君) 石油の輸入の状況に対応いたしまして農林水産省としていかなる対策を講ずるかということでございます。農林水産省にもこのためのエネルギーの対策室を現在設置いたしまして、石油消費の全体の節減の指導に努めてきております。先般来の石油の変動に對しては、供給上の円滑な確保は図つてまいりました。今後にはいたしまして、関係省庁なり関係団体との協議組織を持つておりまして、こうした機関を通じて節減の努力をいたしていかなければならない。

ただ、長期的な問題としまして、技術会議等を中心とした石油代替エネルギーの開発導入とか省エネルギー技術の活用といふふうな面について、これは農林水産省独自の考え方によつて進めてまいつております。全般的な供給制約が起る場合には、これは国全体の問題として、恐らく現在の石油の需給適正化法の発動といふような事態、これになりまして場合にも、先ほど申しました関係者が集まりまして適切な対応ができるような十分な備えをして、農業生産に支障を来さないような体制をとらなければならぬと、このように考へております。

○山田謙君 工場なんかでも省石油のために非常な設備投資をやつてゐる。現に工場などで使つてゐる石油の量はかなり大幅に減つてきてゐるわけですね。ですから、当然農業といへどもそういうたおくれをとつてはならないわけですから、ひとついまから考へて、そして省石油のための施策といふふうなものを具体的に進めていつていただきたい、こういうふうな強く要望したいところでございます。

その次に、これは食糧庁長官に伺いたいのですが、いわゆる食糧の全量管理という言葉がよく言われますけれども、これは一体どういうことかといふことです。日本でとれる一粒残らず米を国が管理するという意味なのか、それとも、需要に見

合う分だけは国が管理しよう、こういう趣旨なのか、これはどういうことですか。

○政府委員(松本作衡君) 管理の概念は非常に広いものであらうと考へておるわけでございます。直接には、流通する米につきましては政府が責任を持つて管理をするということになるわけでございます。その内容といたしましては、政府が直接買い入れ売り渡しをする管理。それから自主流通米のように、政府の定められた枠の中で一定の流通ルートに基づきまして政府の助成のもとに行われる管理。それとも一つは、例外的でございますが、特定の流通につきましては、政府の許可等に基づきまして流通を認めるものといふものが、いわゆる具体的な流通面についての管理でございます。私どもはいたしましては、そういう流通に乗つてこない、いわゆる農家の所有するもの等につきましても、それが流通に乗つてくる場合には当然管理の対象になるといふような意味におきまして、いわゆる潜在的な管理といふことが、そういうものが及んでおるといふふうに考へ、そういう意味で全体の管理であるといふふうに申しとおるわけでございます。

○山田謙君 そうしますと、全量管理というのは、要するに、日本国でとれる米は一粒残らず、まあ管理の方法にはいろいろあるでしょうけれども、国が管理するといふのが食糧法の基本的な考え方である、こういうふうに考へていいわけですね。その次に、現在六百五十万トンの余剰米があるといふふうに聞いておりますけれども、なぜこの六百五十万トンの余剰米ができたか、その理由としてまた今度の食糧法の改正によつて、こういう余剰米をなくすことができるというふうに考へてゐるかどうかということをお伺いしたいと思ふのです。

それからもう一つあわせて、いわゆる余剰米と備蓄といふものがあると思ふのですけれども、この余剰米と備蓄との関係ですね、この考え方は一体どういふふうに考へておられるのかでござれば、備蓄と余剰米についてはひとつ数字を挙げて具体的に

的に御説明いただきたいと思ふのです。

○政府委員(松本作衡君) 過去におきまして、生産調整を行ひながらなせこのような過剰が発生したのかという御指摘でございますが、確かに生産調整を行ひながらもこういうふうな過剰が出現した点は、いわば需要面、供給面、両面におきまして予想以上の変化があつたといふふうに考へております。

まず需要面につきましては、一時、昭和五十年前後におきましては需要が一人当たりについては若干上向くといふような事情がございまして、今後の需要については比較的失礼いたしまして、この需要の総量については若干上向くのではないかと、そういう見込みが立てられた時期がございまして、そういう時点におきまして需要を前提とした第一次の生産調整といふものの時期におきまして、需要が予想以上に減少したといふような点がございまして。

一方におきまして、生産面におきましても予想されました以上に米作の生産力が高まつておりまして、したがつて、五十年代における豊作の影響もありまして生産が非常に伸びたといふようなことから、こういった過剰が発生した次第でございます。

今後こういうものが新しい食糧法になつて十分に抑制できるのかどうかという点につきましては、一つは今回の法律案の中におきます基本計画といふものによりまして、米の需給についての計画的な調整を行つていくという考え方があるわけでございますが、特に品質別にわたる需給といふ考え方をとりまして、いわゆる需要に應じた供給を圖つていくという考え方を打ち出すことによりまして、そういう需給の調整がよりやりやすくなると思ふ。また需要面につきましても、消費者の嗜好に應じた供給によつて需要の確保が可能になるのではないかといふふうに期待をいたしておるわけでございます。この需給問題につきましても、やはり年々の変動といふことがございまして、こういった基本計画による年々の需要を、

需給の關係を見定めながらこのような過剰が生じないよう努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

それから備蓄との關係でございしますが、備蓄というのは計画的に需給操作を円滑にするための余裕の米を持つという考え方でございしますが、従来はそういった余裕のある部分を漸次繰り延べていきまして消費をしていった、いわゆる回転備蓄という考え方をとつておつたわけでございしますが、今後におきましては、そういった回転備蓄のほかに、一定量をたな上げをいたしまして、それによつて一たん不足した場合に備えるというような備蓄のやり方と組み合わせることによりまして、この備蓄機能をより高めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、数字に即しての御質問でございしますが、従来の過剰と在庫との關係をいたしましては、五十五年十月末の古米在庫が六百六十六万トンほどあつたわけでございますが、このうち五十四年度産の米の百七十八万トンにつきましては、これは備蓄と考えておるわけでございます。そのために五十五年産米が約百万トンほど不足をいたしました。これをいま申しました五十四年度産の米の百七十八万トンによつて十分にカバーすることができたということで、備蓄的な役割りを持つておるわけでございまして、こういった実態からも、いわゆる過剰米と備蓄というものを仕分けて考えておるわけでございます。

○山田議員 そうですと、六百五十万トンと言われている数字は、備蓄もその中に含まれてい

るわけですか。
○政府委員(松本作衛君) 実は過剰米、いわゆる余剰米の数字につきましては時点によつて違つておりますので、通常六百五十万トンと言つておりますのはいわゆる過剰処理の対象としてきたものでございまして、一部処理済みのもも含めて全体で六百五十万トンというふうに申しておりますので、六百五十万トンにつきましては、いわゆる五十三年度産米までのものにつきまして五カ年計画

で過剰米の処理をするという形の対象にしたものでございしますが、その後とれました五十四年度産米も入れまして五十五年十月時点での在庫を別に集計しましたものを先ほど六百六十六万トンと申したわけでございまして、過剰のいわゆるとらえる時点が違つたということでございます。

○山田議員 何か先ほどのお話ですと、基本計画がでけると何となく在庫がなくなるであろう、余剰米がなくなる、今後はこんなにくさん出ないであろうというふうな話でしただけでも、これはしかしいまままでだつて毎年予測して一つの需要、供給は調べてきたわけでしうね。ですから、今度基本計画を法律によつてつくることにしたからといって、そこが急に変わることもないのじやないかという感じがするのですけれども、その辺はどうでしょう。

○政府委員(松本作衛君) 確かに、従来からも予測をしながらやつておるわけでございしますから、これが急に変わるというのを申し上げるのは言い過ぎであるかと思ひますが、ただ、従来の生産調整は、いわゆる食糧の外側から食糧に入つてくる米を抑えていくというふうな形で生産調整でございしたのが、今回の基本計画におきましては、食糧制度の中においてみずから需給の方向づけをしていくということをはつきりいたしました。そういった国の指針を明確にすることによりまして、生産者を初め関係者の方々の御協力を得るという方向づけをはつきりさせるという点は一つ違つてくるかと思ひます。

それからもう一点は、今回の基本計画におきましては、品質、内容に及んだ需給の見直しを立てることについておられますので、いわゆる品質面等につきましても、需要にできるだけ供給を対応させていくという形の努力が可能になつてくるものというふうな考えでございまして、そういう面での需要の確保なしは需要に見合った生産の内容的な方向づけというふうなことを考えることによりまして、より需給の均衡を図れる努力が可能になつてくるものというふうな考えでございまして、

ざいます。

○山田議員 法律の中に生産調整についての考え方が入つてきていると言つても、これはいまままでだつて同じ農政の中なんですから、食糧法にあるなしにかかわらず、需給見込みというふうなものは立ててやつておられたわけですから、私心が配するのは、せつかく基本計画というふうなものをつくつても、再びまた余剰米をたくさん残すような、そういう需給見込みをしないように慎重にひとつやつていただきたいと思つたわけ。過去のずつと十数年の歴史を見ましても、すでに四十五年とか四十六年になりますと、七百二十万トンとか五百八十九万トンというふうな膨大な在庫を抱えているところもあるわけで、

(委員長退席、理事坂元親男君着席)

そういうときだつてやはり一応、基本計画こそなかつたにしても需給の見直しはきちつと立ててやられたはずなんです。ですから、今度基本計画をつくるに当たつては、そういう過去の実績を踏まえて、ひとつぜひ余剰米を出さないようにうまくやつていただきたいというふうに思つたわけ。もう一つ先ほどのお話で聞きたいのは、備蓄について、回転式とか何かたな上げ式とかいうお話がありました。この前の委員会でもそういうお話がちよつと出たのですけれども、よく理解できないので、もう一遍説明していただきたいと思つたので。

○政府委員(松本作衛君) 従来の米についての備蓄の考え方といたしましては、不作年が約二年度続いた際にも対応できるようにということで二百万程度をめぐらしたわけでございまして、これを漸次消化をしていくというふうに考えておりました。結果としてはいわゆる古米を相当量消費をしていかなければならないということになるわけでございしますが、最近における消費者の嗜好等からいたしまして、また現在のような需給の緩和した状況におきまして、いわゆる古米を多量に消化するということが事実上問題が多くなつてき

ております。したがつて、こういうふうな順次に繰り延べて主食用として消化する部分だけではなくて、一定量につきましては別にたな上げいたしておきまして、そのものが備蓄を放出する必要がある時点には消費いたしますが、その必要が起らない場合場合には、これを主食用ではなくていわゆる加工用等に別に使つていくということにいたします。その分だけは古米を消費者に消費していただくかなくともいいというふうな關係になりますので、

(理事坂元親男君退席、委員長着席)

そういったいわゆるたな上げ部分と繰り延べの部分と組み合わせた備蓄の形を今後検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございします。

○山田議員 それでは先へ進めます。

法律の提案理由の中で、彈力的に対応したい側面を有する」と、こういう表現を使つておられますけれども、一体「彈力的に対応したい側面」というのはどの部分であるか。それとも一つ、いままで彈力的に対応できなかったのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 現在の食糧法におきましては、法律のたてまえといたしましては、あくまでも政府が買入れましたものを配給の仕組みによりまして、配給計画、配給割り当て等の仕組みによりまして各国民、消費者一人一人までの割り当てをし、それに対応して購入券というものを発給いたしました。その購入券に基づいた流通だけが認められておつたわけでございまして、法律上のたてまえからいたしまして、消費者が自由に好きなものをどのような量でも購買するというようなことは制度上からは出てきておらなかったわけでございます。しかし、実態といたしましては、経済環境が変化をいたしましたために、できるだけの運用の緩和はいたしました。この配給面につきましてはどうしても法律上のたてまえと実態との間の食い違いが非常に大きくなつておつたということでございまして、いわば法律的に言えば法律違反という形にならざるを得ないような

法律を変えて、命令でこの配給制度を変えてきたということはやれなかったわけでございますの
で、そういう意味で、やはりこの配給面につきま
してはあえて法律違反をやっておつたと申し上げ
ざるを得ないわけでございます。

○山田謙君　それは、法律違反というよりも、こ
れはまあ長官のために言うのですけれども、むし

○政府委員(松本作衡君) 御指摘のように、今回の改正につきましてはいろいろと見方があらうかかと思っておりますが、私どもといたしましては、一面におきましては、現状の基本をより明確にしたという意味で、現状追認であると言われてもやむを得ないという点があるかと思うわけでございますが、一方におきまして、ただいま御指摘が

です。農政審の答申を見ましても、今後長期的に見ていくと、生産者米価の算定基準を中核農家に移しかえることが提言されているわけであります。そして、「要すれば、価格算定方式についての観点からも検討を行う必要がある。」というふうな提言がなされておることは御承知のとおりであります。そういう観点から見て、現在の生産者米

その次に、今度は法律の形式の問題ですけれども、これはばかばかしいような話ですけれども、なぜかたかな書きであんなむずかしい法律をつくったか。この間も私の子供に読ましてみたらほとんど読めないわけです、あんな字はですね。それで、いまだき実態と乖離したといってあれほど大きな実態の乖離の文章はないと思うのですけれども、

も、これはもつとわかりやすい文章に当然すべきでないか。長官以下そんなに古い人はいるはずでないので、句読点もないような法律じゃわかりにくくてしょうがない。ですから、これをもつとわかりやすくしなさい。法律の数が現在全部で千五百ほどあるそうだけれども、このかたかな書きの文章は、古い文章は百八十そこそこしかない。ですから、新しくつくったこの法律、ぜひともだれでも読めるような法律にしてほしい。たまたま思うのですけれども、この点どうしてかたかなにあえてやめたか、そこをまず説明していただきたいと思うのです。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘の点は、法制局とこの法律改正を検討いたします際にもいろいろ議論をした点でございます。しかし、現在の法律改正の考え方としては、先ほど来申し上げておりますように、この法律の基本を守るといふ考え方でございます。そういう意味からいいますと、法律の形といたしましてでもできるだけ現在のものを大切にしたしまして、最小限度直さざるを得ないようなところを直していくというように形の方が妥当であろうというふうに考えまして、いわゆる修正をするということでは、かたかなを前提としたわけでございます。もしもこのかたかなをひらがなにするということになりますと、やはり新法をつくるというふうな考え方になります。形式的にも実質的にも大幅な見直しをする。そのことがいけば従来から食糧制度の基本と言われていること自体も改めて再検討をするというふうなこともなかりかねませんので、私どももいたしましては、なるべく従来の基本を守るといふ意味で、かたかなが基本かどうかというところはあろうかと思いますが、形式、実質をできるだけ従来のものを残していくという考を方とつた次第でございます。

○山田譲君 こんなことで余り議論するつもりはありませんけれども、私たち気持ちとしては、しかも実態と乖離しているから法律を改正するんだ

と云うのならば、これほど乖離した文章についてもやはりわかりやすいようにやっていただきたかつたというふうな思いです。

それから、これはこの前の委員会で私の方の村沢委員からもお話をしましたとおり、法律全体として非常に政令委任事項が多過ぎるのじゃないかというふうな思いがあります。そして、もちろん政令というものは法律で許されているわけでありませうけれども、見込み事項なんかを見まして、当然これはもう法律事項じゃないかというふうなものもたくさんあるわけです。たとえば、政令見込み事項の第四を見まして、あるいは第八、第九だとか第十二とかいうところを見まして、これはかなり実際に業者の方たちの具体的な、具体的ないいますか、権利義務というふうなものを書いたものであると言わざるを得ません。ですから、実際に商売をやる方がこの法律を見たつて、一体自分はその資格があるのかないのかわからないような、こういう法律になっているのです。それを政令でもつてそこで委任しちゃっているというものは、ちよつと政令としては私は行き過ぎじゃないかというふうに思うわけです。それで、具体的、個別的な委任は許されると。しかし、抽象的あるいは一般的な委任というものは許されないのじゃないかというものが政令についての普通の説のようでありませうけれども、やはり私は法律といふものは、今度指定業者になりたいと思う人は、この法律を見れば、大体どういうふうにしてやれば自分はそれだけの資格があるんだとかいうことがある程度わからなきやこれは法律にならないう思ふのです。そういう肝心かなめなところをこの政令にゆだねてしまっているというところはどうも納得できません。

それと、もう一つこれお伺いしたいのは、法律の中に命令と政令というのが出ております。命令は、もちろん政令とか省令を含むものであるというところはわかりますけれども、この政令見込み事項のところを見ますと、法律では命令と書いてあつて、そして政令見込み事項のところに書いてあるもの

も二、三方所見られる。そうしますと、これはなぜ命令という言葉を使われたか。ほかのところと平仄を合わせて政令という言葉で書くべきではなかつたかという感じがするのですけれども、その命令と政令についての考え方をまず説明していただきたいということ、先ほど来話をしましたように、どうしてこんなに大事なことで政令にゆだねてしまつたかということをお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘の点も、実は法制局との審議の段階でいろいろ議論をした点でございます。確かに現在の法律学の考え方からいいますと、若干政令委任事項が多いのではなかつたかという御指摘もあるかと思ひます。

実は、先ほどのかたかなとも関係するわけでございます。従来、今回の法律改正の考え方といたしまして、従来の食糧法の法律的形式といたしまして、なるべく残しまして、それを必要なものだけ変えるという形にしたわけでございます。現在の食糧法におきましては比較的に政令ないしは命令委任事項が多いわけでございます。こういう法律のバランスということも今回の法律改正に若干影響をしておることは否定できないと考えております。

ただ、私どももいたしましては、法律案の作成に当たりまして基本的な事項は極力法律に規定をするというふうな考えまして、基本計画、供給計画の問題でございまして、生産者に対する米穀の売り渡し義務の賦課の仕方とか、自主流通米の位置づけとかいうようなことにつきましては法律上はつきりするようにしたと、また集荷業者販売業者の規制、それから緊急時の配給統制の実施というふうなことにつきましては、できるだけ法律上明確にするようにしたつもりでございます。政省令にゆだねられます場合でも、権利義務に関するような事項につきましては、できるだけ法律においてその政令に書くべき趣旨が明らかになるといふようなことを努力したつもりでございます。ただ、たゞいま御指摘がございました集荷業者なり

販売業者に対する指定なり許可なりの要件につきましては政令にゆだねてございまして、そのための趣旨というものは法律上明らかにいたしまして、そういう法律上の趣旨に基づいて政令にゆだねると、具体的な指定、許可をゆだねるというふうな形にしたつもりでございます。

なお、政令と命令との関係でございますが、従来の法律ではいわゆる命令というふうなことで一括されておるものがございまして、政令、省令というふうなわけに分けられないで考え方がいふものにつきました。これは命令というふうにしておきまして、明らかに政令として定めた方がよいというものにつきました。これは政令というふうな表現をとつたわけでございますが、この点も従来の法律との連続性というふうなことがあるわけでございます。

○山田譲君 ここで余りこんな法律論争するつもりはありませんけれども、いま言われたようなことであれば、特にいまの命令の問題でございけれども、明らかに政令見込み事項の中に入つていて、法律では命令と書いてあるものがあるわけですね。そんなものはどうして最初から政令に書かなかつたかということなんです。政令にするか、省令にするかわからないというふうなものも確かにあると思ひますけれども、それは従来どおり命令でやむを得ないと思ひけれども、明らかに政令見込み事項の中に入つていまして、それでは、しかも法律上は命令になっているというのはおかしくないかと、こういうことなんです。

○政府委員(松本作衛君) お手元にお出しいたしました政令の見込み事項は、政令段階として考えられることを申し上げましたので、命令と書いてあるのが政令という形で表現されておるの御指摘のとおりでございますが、このほかにまた省令で定める部分があるというふうな考えておりました。その点についてはまだ十分詰まつておりませんので、明らかにしておらない点もあるわけでございます。この命令については、政令部分と省令部分と両方含むというふうな私どもは考えてお

ります。

○山田謙君　そうしますと、ここで政令見込み事項、もう一つ省令見込み事項がありますよね、この間いただいた資料の中で。そうすると、これはまだ必ずしもはつきりしていないということですか。

○政府委員(松本作衛君)　できるだけ現時点で明らかにするものは明らかにしたつもりでございますが、なおもう少しこの法律が制定されました後で検討させていただきたい余地が残っておりますということでございます。

○山田謙君　これは一つの水かけ論みたいになるし、程度問題でもありますから、これ以上言うのはやめますけれども、まあいずれにしましても、せっかく法律を改正するというからには、やはり普通の人がこれを読めば大体見当のつくような法律をつくってもらいたいわけでありまして、命令を讀んだり、政令、省令まで見なきゃ中身が全然わかってこないというふうな法律では、やはり少なくとも新憲法以後における民主主義的な法律とすることはできないだろうというふうに思うのです。それは、私の気持ちを述べさせていただきます、先へ進みます。

その次に、自主流通米の問題について、従来政令でやっていたものが法律に出てきたと、こういうことで、これは現状を認識したにすぎないので、さう、さうおっしゃるわけですが、何となく、先ほどの話じゃないけれども、法律違反とまでは言わないにしても、やはり政令でやっていたというところは、いわば従来は一種の日陰の子供みたいな感じであつた。これが晴れて法律によつて認知されて、そして白昼公然と天下の公道を歩き回るといふふうなことになると思わざるを得ないと思うのです。そうすると、いままでいわば認知されずに日陰の子であつたものが、そういう基本であつたのが今度そういった形で認めて認知されるということになると、これはどう考へても、やはり食糧管理法の基本がそこで変わつたと言われてもしょうがないんじゃないかと思ふ

のですけれども、この辺はどういうものでしょうか。

○政府委員(松本作衛君)　この点につきましては、自主流通米の制度ができて以来、いろいろ御議論のあつた点でございますが、私どももいたしましては、やはり自主流通米は、従来の食糧法の枠内において、十分に制度としての有効性を保つておるものというふうに申してきておるわけでございますし、また実態をいたしまして、生産者に対しては、品質に応じた適正な価格の形成を可能にいたしておりますし、消費者に対しては消費者の好みに応じた品質の米の流通を円滑化する、そのことによりまして、いわゆる不正規米の侵入というものを食い止める役割も大きかつたと考えておるわけでございますので、こういった形で自主流通米というものをより食糧法の枠内で明確に位置づけるということが望ましいというふうに考えまして、法律上明らかにしますとともに、基本計画におきまして、これを数量的にも明確に把握するという形にしたわけでございますが、法律との関係におきましては、私どももあくまでもこれは確率的なものであるというふうに考へておるわけでございます。

○山田謙君　最近この自主流通米が非常にウェイトが大きくなって、強くなつてきている。そして、きのうも千葉に皆さんと一緒に視察をさせていただいたわけでありまして、あの辺は特にまた自主流通米の比重が多いように、これは長官も行ったからわかっていると思ひます。これは、全体的には三二%か三%かと言われておりますけれども、私はやはり今後ますます自主流通米のウェイトが多くなつて強くなつていくのじゃないかというふうに思ふわけですが、さうしますと、これはどうしても食糧法の根幹がそこで崩れていくのじゃないかということが心配されるわけでありまして、一体自主流通米をどの程度の歯どめで考へておられるかどうか。そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君)　自主流通米につきまし

ては、地域によりましてそのウェイトがいろいろと異なつておりまして、昨日ごらんいただきました千葉の場合のように四〇%を超えるところもあ

りますが、東北地域のように一〇%台のところもございいます。一体に、大都市近辺が高くて地方が低いというような状況でございますが、この自主流通米の比率は、最近におきまして三十数%というふうな形で、それほど大きな変化をしておりないうわけでございます。ただ、五十五年産米が非常に品質が悪かつたために、これは特に自主流通米の希望が強いという実態があることも否定できません。したがって、自主流通米の比率につきましてはは需給の動向によつて変化をいたしますので、画一的にどれだけということをお願いするとはおぼつかしいわけでございますが、私どももいたしましては、すでに自主流通米についても過剰を生じた時期がございいます。こういうふうなことも考えますと、今後自主流通米の現在の比率がそれほど大きく増大するというふうには考へておらないわけでございます。なお、今後とも基本計画等におきまして、その需給の実態に応じて適切な自主流通の割合を保つていけるように計画を明確にしていきたいと思います。また、自主流通計画につきましましては農林水産大臣の承認ということになりますから、その承認の際にもそういった点は十分に配慮してまいりたいというふうに考へております。

○山田謙君　私が聞きたいのは、要するに、成り行き任せでもつて幾らふえていっても構わないというふうな考へておられるか、それとも、ある程度行けば、たとえば五〇%以上行くといふふうな事態になれば、ある程度そこを制限的なことを考へるかどうかと、こういうことなんでしょう。

○政府委員(松本作衛君)　ただいま申しましたように、今回の法律によりまして、基本計画の中で自主流通米の数量を明確にいたします。また、農林水産大臣の許可という形で自主流通米計画を承認をいたすという形にいたしておりますので、その中において十分適正な割合が維持できるように

指導してまいりたいというふうに考へております。

○山田謙君　その程度ではどうもよくわからないのですがね。やつぱり一つの基本的な考へ方がなきゃおかしいと思うのです。特に自主流通米というものは、本来から言えば、先ほどの日陰の子の話じゃないけれども、食糧法の基本から言えば、ちょっと外れたところの位置づけだったものが、どんだんどんふえていつて、むしろそちらの日陰の子がいばり出すというふうなかつこうになれば、これはやはり嫡出子の方が文句も言いたくなると、こういうことじゃないかと思うのですよ。

ですから、大体の歯どめというふうなものはある程度やつぱり考へておかなくともおかしいのじゃないか。基本計画で決めるにしても、何かの考へがあるからこそ基本計画でもつてその比率を立てるのでしようからね。そこら辺どんなものですか。

○政府委員(松本作衛君)　私が申し上げましたのも、基本計画を立てる際にそういう需給の実態に応じた適正な数量というものををつくつていく、また、農林水産大臣が自主流通米の計画を承認する際にもそういう点を判断して決めてまいりたいということ、野方図にしていこうというふうには考へておらないわけでございます。

○山田謙君　要するに、成り行きに任せるといふ考へ方と、やつぱり国の考へ方でもつて、これ以上は自主流通米はだめだと、こういう考へ方が二つあると思うのですけれども、まずどっちをとるかというところなんです。

○政府委員(松本作衛君)　成り行き任せではなくて、そのときどきの需給事情の実態に応じて適正な量にするというふうな考へております。

○山田謙君　需給事情の実態に応じてということでは成り行き任せということだと思ふのです。需要と供給は、これは天然自然に決まってくるものであつてね。だから、やはり需給の状況を見てというのじゃなくて、自主流通米に対する基本的な考へ方があつて初めて、逆に需給をある程度調整することができるといふことじゃないかというふうに思ふ

わけです。ですから、需給状況だけ見ていったのじや、これは一種の成り行き任せと同じになるのじやないかと思うのですけれども、どうですか。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米につきましては、やはり需要者の良質米等に對する需要の動向というものが前提にありまして、それから生産地における良質米等の生産の割合というふうなものもあつて出てくるわけでございますので、そういった需給の実態を抜きにいたしまして、あらかじめ固定的に定めておくというわけにはなかなかいかないと思うわけでございますが、ただ、そういった需給の実態が全体の食糧管理上不適切にわたらないようにという判断をして、先ほど申しましたような基本計画ないしは自主流通計画という中で明確に指導をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○山田議員 自主流通米の問題については、まだいっぱい問題があると思うんですけれども、とにかくそこは、どうも長官のお話じや納得できません。やはりある程度のもつとを考へて、幾らでも野方図に自主流通米をふやしても構わないという考え方じやなくて、ある程度の基本的な考え方をまづ立てて、そうしてそれ以上になつていった場合には別な対策を考へていくと、こういうことにしませんと、せっかく食糧法ができていて、根幹は崩れていないとは言ふものの、実質的には私は崩れたことになると思ふざるを得ないと思ふのです。そこら辺を特に要望して先へ進めたいと思ふます。

その次に、自主流通米の価格の問題ですけれども、価格はこれは自由にさせておくのか。つまり、食糧管理というのは単なる量あるいは流通の管理であつて、価格は勝手にしると、こういう考え方かどうか、これをちよつとお聞かせいたしたいと思いますのうです。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米の価格につきましては、現実的には生産者団体と卸売業者の取引によつて定まるわけでございますが、その水準はやはり政府管理米の価格によつて支えられて

おりまして、それとの品質差というものが反映されて自主流通米の価格水準が定まってくるというふうな考へておりますので、この自主流通米の価格につきましてはまいりません。野方図にしておるといふことにはならないと思ふます。

それとともう一点は、自主流通助成がございまして、政府の自主流通助成は、単位当たりにはいたしまして政府の直接買入れる米穀に近いほどの自主流通助成をいたしておるわけでございますが、実はこの価格形成におきまして自主流通助成の果たす役割りというものが非常に大きなものになつておりますので、この自主流通米助成によつて支えられておる自主流通米の価格というものはやはり十分に管理をされたものであるというふうに考へておるわけでございます。

○山田議員 政府米の方が決まるから反射的にこの自主流通米の方も大体決まってくるのだと、こういう考へえですけれども、それはたまたま偶然そうなるということであつて、それは點つておれば大体そういうふうになるかもしれないけれども、やはり自主流通米の価格については、単に政府米が決まつたから大体それにならうであろうというふうな消極的な姿勢ではなくして、その価格の面につきましても、法律上どうこうということではなくても、いかに監視していつていたきたいと、こういうふうに思ふます。

それから、先へ進めますが、縁故米あるいは贈答米と言つておりますが、この縁故米の縁故とは何か。縁故の範囲が非常に拡大解釈していつて流通が乱れるような結果になりはしないかということが危惧されるわけでありまして、縁故米なり贈答米の定義といふますか、それと、大体今年度においては縁故米と贈答米をどの程度分量を見込んでおるかどうか、お聞かせいたしたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 縁故米は、農家の段階におきまして農家の縁故者等に対して贈与される米というふうに考へております。また、贈答米は、

消費者が買ひ受けました米を知人等に対して贈答する米というふうに考へておるわけでございますが、縁故米につきましましては現在いわゆる農家消費等という形で農家の保有米の中に織り込まれておるわけでございますが、この数量につきましましては必ずしも明確ではございませんが、平年におきましては五、六十万トン程度ではないだろうか、平年作のときにはその程度ではないだろうかと思ふをいたしておきます。また、贈答米につきましましては、これは消費者間の贈答になるわけでございますので、数字的な把握は困難になつております。

御指摘のように、この縁故米、贈答米等が今後の不正流通の源泉になるのではないかと御指摘がございまして、私もいたしましては、縁故米、贈答米のようないわゆる個人間の譲与行為を一々把握するということは困難でございますが、これがいわゆる流通ルートに乗りまして、商売としてないしは業として営利行為の範囲内で行われるということになりまして流通ルートからはみ出たものにつきましましては十分に取り締りをするというふうに考へておりますので、この面からこういふものが不正規に流れないように十分な取り締まりをしてまいりたいと思へております。

○山田議員 そうすると、縁故という定義が先にあるのじやなくて、生産者がただでだかにやればその人は縁故者ということになるわけですね。

○政府委員(松本作衛君) 無償で譲渡すれば、それが縁故米になるというふうに考へております。

○山田議員 その次に、いわゆる米穀のやみ業者といひますか、こういう実態をどのようにつかんでおられるか、そしてその取り締り方法はどうかと、こういうことなんです。もう時間がありませんから少し急ぎますけれども、これはたまたま川越店といふのがあつて、ここで新潟のコシヒカリを十キロ三千九百円で店頭販売した。そうしたら、これに対して川越の業者たちが、仕入れ量が割り当て制でなかなか手に入らないやつをそんな

に安く手に入れるわけはないじやないかと、こつ言つてやつた。だけれども安売り業者の方は、食糧法は死に法だ、そんなものは構わないから安売りは続けるのだ、こつ言つて強引に安売りを続けていつたと、こういうことですね。さらに、日曜日にはさらに安くして三千八百円でもつて売つたと。こういうふうなことが書いてございまして、それで、県庁の人たちにも言つたところが、食糧法じやどうしようもないのだ、取り締まれないのだといふことで黙つてこれを見逃していつたといふ記事が載つておりましたけれども、こついつたやみ業者といふのですか、何かわからないけれども、そういう人がかなりいるのじやないかというところが、実はきのうの千葉の視察でもわかつたわけですから、この辺はどうですか。どういふふうな実態をつかんでおられるか、そしてまたその取り締まりとしてどういふことを考へておられるか、お聞かせいたしたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘がありましたものは、いわゆる販売店において、無登録の販売店が米を扱つておるといふやみの形であらうと思ひますが、そのほかにもやみの形といたしましては、集荷段階における自由米の取扱業者といふようなものが考へられますし、また、現在の登録を受けておる業者の中でもやみ行為をするというふうなことも考へられるわけでございますが、これらの業者につきましましては、私も明確な数字をつかまへかねる実態になつておりまして、問題が出た際にこれに対応するという形が実情でございますが、こついつた業者につきましましては従来必ずしも取り締まり等が十分でなかつた点を反省をいたしておりますので、今後、先ほど申しましたように集荷業者の指定、また販売業者の許可制といふことで流通ルートを明確にいたしますとともに、これらの指定、許可を受けない者についての不正な取り扱ひにつきましましては厳格な態度で処置をしてまいりたいと思ひます。また、今後の流通ルートの特定をされた段階における取り締まりについては、万全を期してまいり

たいと考えておるわけでございます。

○山田議員 そういうことでがねばっていただきたいと思うのですが、業者は、食糧法なんというものは、あんなものは死に法だから何をやって構わないんだというふうな勝手なことを言わしておかないで、せつかく法律を改正したわけですから、そして業者にもそれぞれ指定なり許可というふうな制度をつくってきちんとやっていこうというところから、今度はそういうことのないように、何かそういう問題が出てきたら、すぐその場でもってその状況を調べて適切な対応をされるということをお願いしておきたいと思ひます。

最後に、一つ大事なことです。ぜひこれは聞かしていただきたいわけですが、法律の第八條ノ四ですね。これは、「米穀ノ需給ガ著シク逼迫シ又ハ逼迫スルノ虞アル場合」に昔あった配給制度に戻ることがあり得る、こういうふうな内容の八條ノ四でございます。

一つまずお伺いしたいのは、「虞アリト認メラルトキハ其ノ事態ヲ克服スル為必要ナル限度ニ於テ政令ヲ以テ米穀ノ需給ノ割当、購入券ノ発給其ノ他」云々と書いてあつて、この「政令ヲ以テ」というのがここに書いてある政令の見込み事項にこれはないわけですね。政令見込み事項、いただいた資料の方に、この第八條ノ四の政令というものの内容が書いてありません。ですから、まず、どうして書いてないのか、あるいはどういう内容を考えておられるか、まずそこをひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) この第八條ノ四の緊急事態におきます措置につきましては、実はこの法律上、米穀の割り当て、購入券の発給その他配給に關し必要な事項を政令をもつて定めるとあるわけでございますが、どういう事態になるかによつてこの政令の中身が変わつてまいらうというふうにお示しできましたので、政令の見込み事項としてお示しできなかった次第でございますが、一般の場合には、現在の法律において配給制度が、配給計画、配給割り当てないしは購入券の発給と

というような配給制度が定められておりますが、現在の配給制度の法制がそのまま緊急事態においては発動されるということをお願いしておるわけでございます。

○山田議員 どういうことですか。「政令ヲ以テ」という政令の内容というのはいま聞いた限りではよくわからないけれども、事態がわからないというのですが、たとえばの話でその事態を、何か事態をここに書くのですか。そうじゃないでしよう。

○政府委員(松本作衛君) 政令上は具体的な流通規制のあり方を書くわけでございまして、ここに書いてございまして、米穀の割り当てに關するやり方、それから配給計画に關するやり方、または購入券の発給等に關するやり方、購入券の売買の禁止等の措置というふうなものが実は現在の食糧法において規定されておるわけでございまして、その食糧法の規定と同様のものを政令をもつて発動するというふうな考えております。ただ、先ほどちよつと申しましたのは、その程度によりまして、たとえば割り当てだけをするということにとどまるのか、配給券まで発給するのかというふうなことが程度によつて異なるのではないかと、このように考えてございまして、一律の見込み事項としてお示しできなかったというわけでございまして。

○山田議員 それでは、その次の同じ八條ノ四の問題でございまして、そういう事態が「生ズルノ虞アリト認メラルトキハ」と、こう書いてありまして、それではだれが認めるのですか。つまり、その次に政令が来るわけだけれども、そうすると、内閣においてそういうことを認めたら政令を出すのかと、こういうことで、私はそれじゃおかしいのじゃないかと。非常に緊急事態で大事な事態ですから、これはやはり当然国会でもつて決める、そして緊急事態であるかどうかということと国会が決めるべきじゃないかと。そして、これから配給制に入りますよというふうなことは法律で決めるべきじゃないかと思ひます。それけれども、どうでしようか。

○政府委員(松本作衛君) このような緊急事態が

どういう形で襲ってくるかという点については必ずしも予測がしたいわけではございませんが、私どもといたしましては、こういう事態は、たとえば非常に短期間の間に襲ってくるということを考えますと、その短期間の間に適当な措置をとらないうと食糧需給についての混乱が生ずるというふうな心配がございまして、緊急に對應し得るためには、行政府の責任において時宜を失せず措置をとるということが必要であらうかと考えてこのよう

な政令事項にしたわけでございしますが、もちろん、こういった事態というのは国家全体にとつて重要な時期でございまして、国会の御審議というふうな余裕のある場合にはできるだけ国会の御意見を聞くというふうなことも必要かと思ひますが、やはりこういう緊急事態というのに對して緊急に措置をするためには、行政府の判断でやるということをお願いしてございまして。

○山田議員 もう時間が来ましたから余り詳しくやりませんけれども、それは私は基本的におかしいのじゃないかと思ひます。やはり緊急性があらうとならうと、国会はずつといるのですから、すぐ出てこいと言えはみんな来るわけですね。緊急性があるんだから政府の責任でやるのだというのには、本當に明治憲法時代の考え方であつて、當然これは重大な、配給制にして国民の権利、義務に相当大きな影響を及ぼすようなことになるのを、政府が判断して政令でもつてやつてしまふというのには、私はこの法律の精神じゃないのじゃないかと思ひます。法制局あたりでどういう議論がなされたか知りませんが、私はやはり當然、そういう事態になつたからこれから配給になりますよということは、まず国会でもつてきちんと決めるべきじゃないかと思ひます。それから、その内容についても、政令じゃなく法律事項として当然法律でもつて決めるのだということを決めておくべきじゃないかと。法律にすれば時間がかかるから政令だというのじゃないかと、やはり急ぐときは法律でもつて當然それは早く法律をつくるわけですから、これだけの重大

な問題については、ぜひとも——この法律に書いてないのはそもそもおかしいと思ひけれども、実際の運用としては必ず国会でもつて諮る、そしてこれは法律でもつてこういう内容の配給制度をこれから実施しますということをやるべきじゃないかと思ひます。

それから、いま長官言われたような、もしそういう精神で、あしたからすぐやらなきゃいけないからどうしても政令じゃなきゃいけないのだと、昔の緊急勅令みたいな考え方であらうというのなら、それはそれで今度は後でもつてちゃんと国会に報告する義務を政府に負わせるべきじゃないか、こういうふうな考えをします。

時間が来ましたから、これで終わりますが、よろしくお願ひします。

○委員長(井上吉夫君) 本案に對する午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時三十分開會

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○熊谷太三郎君 前の御質問とあるいは重複する箇所があるかもしれませんが、そういう点は簡単にお答え願つて結構でございます。

第一に、中長期的に見まして世界の食糧事情は必ずしも樂觀を許さないと存じますが、このような世界の現状から見まして、政府は今後の世界の食糧事情の現状と將來に對してどのようなお考えをお持ちされますか。簡単に結構ですから一言お答え願ひます。

○政府委員(松浦昭君) 現在の世界の穀物の需給事情につきましては御説明申し上げますが、一九八〇年は、日本も大変な冷害の年でございまして、世界的に見ましても、先生御案内の

ように、米国の熱波による飼料穀物等の被害がございましたし、またソ連が連年の不作、さらに中国の不作といったように、世界各地で異常気象による農作物の被害が見られまして、一九八〇年の世界全体の穀物生産量は、FAOの発表によりまして十四億四千一百万トンということで、非常に低減をいたしましたわけでございます。特に米、小麦につきましては需給にやや余裕がある状態でございますが、粗粒穀物あるいは大豆につきましては世界全体でも減産になっております。このような状況を反映いたしまして、世界の穀物在庫水準は粗粒穀物を中心にいたしまして低下いたしましたので、FAOによりまして、一九八一年は一四〇まで落ち込むと言われておる次第でございます。

ただ、その後若干世界的に需給状況はやや持ち直しのきみでございまして、今年の穀物生産について申し上げますと、特にアメリカの冬小麦が作付面積が前年をかなり上回っておりまして、しかもその成育の状況も良好ということでございまして、前年を約一〇％ぐらゐ上回る五千六百五十万トン程度ではないかというふうに見込まれております。また、ソ連の冬小麦も、作付面積は前年よりやや下回りましたが、現在までのところ成育状況はおおむね良好というふうに伝えられております。ということと、北半球の冬小麦はわりあい作柄は良好ではないかというふうに考えております。それから大豆は、特に南米がわりあい豊作でございまして、これも持ち直してまいりました。問題は粗粒穀物でございますが、これにつきましては、南米の粗粒穀物はかなりの豊作でございましたが、一番中心でございましてアメリカ等の北半球の粗粒穀物がこれからどうなるかということが最大の問題でございまして、いまのところはまだ相当雨もございまして、いわゆる水分がいいという状態でございまして、何と申しまして、この夏の夏の問題でございまして、われわれといたしましてはまだまだこの将来の状況はわからないというふうに考えておりまして、今後の穀物生産の動向を十分に見守つていかなければならないというふうに考えております。

また、世界の食糧需給につきましては、何分にも生産面では可耕地面積の拡大が限られているという制約がございまして、また一方、需要面では、開発途上国の人口の増加、あるいは所得水準の向上、あるいは先進国を中心とした畜産物の消費の増加、これに伴う飼料穀物需要の増大といったような需要の増加要因がございまして、私どもといたしましては必ずしも樂觀を許さないというふうに考えている次第でございます。

○熊谷太三郎君 食糧安保という観点から、食糧自給率の向上を図らねばならぬことは言うまでもありませんが、そこで、現在の食糧の総合自給率、それからその中の穀類自給率、それから豆類の自給率、並びに飼料の自給率をお伺いしたいと思ひますが、それに加えて、近い将来、たとえば昭和六十五年度のこの申し上げた四つの自給率を大体どういう目安にしておられるか、承りたいと思ひます。

○政府委員(渡邊五郎君) 食糧自給率の現況並びに見通しでございます。食糧の総合自給率は五十三年度七三％でございます。六十五年の見通しはこれを維持するということで七三％といたしております。穀物につきましては、これは主食用の穀物並びに飼料用の穀物を合わせまして、五十三年度三四、六十五年見通しでは三〇％。豆類につきましては五十三年度九％、六十五年の見通しは一二％。なお、豆類のうち大豆の、特に食用の大豆につきましては、五十三年度におきましては約三三％、豆腐、納豆等の豆類、食用大豆でございますが三三％でございます。六十五年ではこれを六一％を見通しております。飼料につきましては、飼料全体の、これは先ほどの飼料穀物並びに飼料作物、牧草、青刈り作物等を合わせましたものは、五十三年度で二九％、六十五年の見通しにおきましては三五％とすると、こういう考え方でございまして、

○熊谷太三郎君 いまお答えになった中で、飼料の自給率は、私どもはふすま類とかあいうものをいろいろ加えますと現在一〇％ぐらゐだということに承つておりますが、いづれにしても、非常に自給率を高めますことは大切な問題でありまして、しかし、いろいろな事情で、いま申し述べました豆類でありますとかあるいは飼料でございまして、いろいろな努力にもかかわらず、これらについてはおおよそ自給率達成という目標からは非常に離れておるのではないかと考えるわけでございます。しかし、これはいかに努力しても達成できないという面ももちろんあるわけでございまして、こういう点につきましては、率直にその目標なり、努力しても達成できないというわけを、理由を、もう少しはつきり国民の前に知らせて広い理解を求めるといふことが私には必要であると思ひますが、そういう点につきまして御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(渡邊五郎君) ただいま申し上げましたような自給率、また六十五年の見通しにつきましても、やはりわが国におきまして生産可能なものはできるだけ国内生産をするという、今後十年間の現在の技術水準なり、今後開発されることを前提にした技術水準を想定いたしまして、かつ生産を上げていくための諸条件を整備するといったしまして、可能な限りいたしまして、そのような水準であると。まあ、特に過剰になつております稲作から、麦、大豆、飼料作物のような、わが国におきまして生産可能であり、かつ国民生活に直結するものをできるだけこの十年の間に引き上げるといふことに私どもとしては最大の努力を払いまして、そういう状況になつておる点を御理解いただきたいと思います。こうした点について私どもも昨年閣議決定をいたしましたので、その後これらについての事情につきましては関係各団体等についてかなり御理解を深めていただくように説明等をいたしましてまいつておりますが、まだまだそうした点について私どもの努力の足りない点もあるかと思ひます。十分国民の皆

さん方にも、そうしたわが国における農業生産の状況について御理解を賜るようには私どもとしては努力をいたしたいと考えております。

○熊谷太三郎君 そういう理解を深めていただきますとともに、そういうふうしても国内でできないという食糧につきましては、やはり安定供給という立場からいろいろな施策を考えていただかねばならぬ、また、そういう方策を確保していただかねばならぬわけでございまして、そういう点についても十分の、一層の御配慮を望みたいと考えているわけでございまして。

それから、これも先ほど山田先生の御質問にあつたと思ひますが、ことしも、現在におきましても例年に比べまして非常に低温でありまして、いよいよ今夏もまた昨年に引き続いて低温の、冷夏の憂えがあるのではないかと言われております。そこで、昨年は異常の冷害でございまして、特例的に四万六千ヘクタールの転作の軽減が行われてきたわけであります。ことしはどういうことになるか知りませんが、いろいろ天気予報その他の観点から見ても、去年のような冷害がないということは予測できない状態でございますから、いまから予想してこうだという具体的なお考えを承るわけにもいきませんが、そういうときにはやはりその状態に対応した適当な手段を講じていただきたいと思いますので、そういうことに関しまして何かお考えがありましたら承りたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話ございましたように、水田利用再編対策、五十六年度から第二期に入つたわけでございまして、度々、その際に、転作等目標面積、これは六十七万七千ヘクタールというふうな二期を通じての目標面積は考えられてございまして、ただその際に、初年度でございまして五十六年度につきましては、五十五年産米の広範かつ深刻な冷害の実情というようなものを考慮いたしまして、五十六年度限りの特別措置ということで、目標面積を四万六千ヘクタール軽減をいたしまして六十三万一千ヘクタ

ールというふうにして、現在その推進に努めておるわけでございます。

本年度のこの気象状況の推移につきましては、気象庁等により三カ月の長期予報とかいうものが逐次出ておりますけれども、まだ明確に見通すというところはきわめて困難でございます。したがって、昨年のような被害を及ぼすことのないように、そういう気象情報等も十分頭に置きながら営農指導に万全の措置を講じておるところでございます。

現在、水稲につきましては北海道なり東北は田植えが大部分済んだわけでございますけれども、まだ西日本等におきまして田植えの最盛期でもございまして、したがって、現段階におきまして仮に冷害が本年も起きるといふことになったにいたしましても、どの程度の広がりとかどの程度の深さの被害が出るのかということも全然わからぬわけでございます。そういう冷害のないようにいろいろ努めておる最中でございまして、現段階におきまして昨年度と同じような冷害配慮の措置をするかどうかという点につきましてはお答え申し上げかねる段階でございますので、御了承を得たいと、かように思います。

○熊谷太三郎君 それから、米の消費拡大という問題でございますが、これはやはり現在の情勢から見まして非常に大切な、重要な問題であります。役所においてもこの消費拡大のためにいろいろなお考えを実行に移されなければなりませんし、またそうしておられることと思いますが、これにつきまして、具体的にたといばどういう方策をとるか、それから一歩進めまして、そういう方策によって、その限りにおいては大体どれくらいの消費拡大になるか。あるいは少々むずかしい点があるかもしれないが、ただこういうふうにして消費拡大するんだ、するんだというだけでは、まだ、何といいますが、頼りないわけであります。たとえば学校給食をこういう程度にして、その限りではこの面での拡大をひとつ目指すとか、あるいはその他の方法ではということをお話に

なれる程度で結構ですが、一遍そういう裏づけを持ったお考え方を示し願えればひとつしていただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 米の消費拡大の推進につきましては、一つは医師、栄養師等の専門家の協力を得まして、正しい栄養知識、特に日本型食生活というふうなものを定着させるような啓蒙活動を行っております。それからまた、市町村段階における地域ぐるみの米消費啓発活動ということで、市町村に中心になっていただきまして、関係者を集めたいわゆる地域ぐるみの消費拡大事業を進めていただいております。それからまた、ただいま御指摘がありました学校給食、米飯給食につきましても、五十六年度において週二回の目標を達成するという考え方で現在推進をいたしておるところでございます。

こういった消費拡大事業によつてどの程度消費が伸びるのかという点でございますが、なかなか計測、予測を立てることが困難でございますが、実は従来米の消費の減退が続いております。これは年率にいたしまして二・二％ないし二・三％程度ずつ年々米の消費が減少しておるわけでございますが、こういった努力によりまして、できるだけこの消費減退の傾向を食い止めていきたいというふうに考えまして、この二・二％ないし二・三％というのを二％以下、できれば一・九％ぐらいの水準まで減退傾向を緩めていきたい、それによつて消費の維持を図つてまいりたいというふうに考えております。

○熊谷太三郎君 なるべくひとつ、そういう米の消費拡大につきましても、実質的な見込みがなされるべく立つような強力な対策を進めていただきたいということをお願いいたします。それから、今回の改正案におきまして、集荷業者については農林水産大臣による指定ということになっておるようでございますが、現状におきましては、御承知のように、多くの場合各市町村を一集荷区域といたしまして主に各農協がこれに当たっておりますが、この体制が崩れますと、市町

村単位で行われておる減反計画の実施にもいろいろな混乱が生ずるおそれがあるように考えるわけでありまして、政府としましては、この現状を踏まえまして、実際の運用に当たつて何かお考えがあればお示しを願いたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法改正におきまして、集荷業者というものを指定制にいたしました。その地位と責任を明確化いたしました。活発な集荷が行われるようにという業務運営についての推進を考えると、これにしておるわけでございまして、この集荷制度につきましては、お話しのように現在九五％が農協、約五％が集荷業者の手によつて集荷が行われておるわけでございますが、今後におきましては、できるだけ完全集荷を全うするということから考え方の条件整備を考えておるわけでございます。そのためにどのような措置をとるかという点につきましては現在検討中でございまして、集荷区域につきましては市町村を基本とするという従来の考え方を継続したいと思つておりますが、ただ、いま申しました集荷の効率化、適正化、特に完全集荷、全量集荷を達成いたしますための活発な集荷活動の促進というようにこのために、地域によつては指定制度の運用を弾力的にする、また、指定集荷業者の指定要件の取り扱いにつきまして数量を加えるというようなこと等も含めまして、現在改善策を検討しておるところでございます。

○熊谷太三郎君 それから同じく販売業者についてであります。これは知事による許可の対象とするということになっておるわけで、厳正な基準を設定して、業者の乱立による不当な競争による悪影響が起らないように配意されることかと思つておりますが、これに関しまして、現状におきましてはやはりそのルートを乱すようないわゆるやみ業者といったようなものも一部に存在しているわけでありまして、この府県知事の許可の対象とするという法案につきましても、その実際の運用についてどういふ考え方で臨まれる御方針か、一言承りたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 販売業者につきましても、今回の法改正によりまして、消費者の消費動向に対応した活発な販売活動が行えるような、そういう形での流通ルートの特定をしていきたいということ、いわゆる許可制ということを考えておるわけでございますが、この許可の要件につきましては、業務の十分な経験を有するかどうか、また、業務運営に必要な資産信用を持つておるか、また、業務運営に必要な事業の規模の保持が見込まれるかどうか、または法令等の違反についての違法要件を満たしておるかというようなことにつきまして、要件を定めて適正な許可をしてまいりたいと考えておりますが、その際には、ただいま御指摘ありましたような従来の登録業者との連続性というように十分考えますとともに、一方におきまして、消費者に対する十分なサービスが得ますように、それぞれの地域の実情に応じて適正な店舗の配置というようにこのについても改善を加えてまいりたい。また、そういった改善を加える際には、地域における商業調整の問題というように関係者との話し合いも十分にしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

(委員長退席、理事坂元親男君着席)
○熊谷太三郎君 それから、行財政の改革問題が進みまして、このたび第二臨調の発足になったわけでございますが、この第二臨調におきまして、食糧の赤字が一層問題になってくると考えられておるわけであります。われわれとしましては、食糧制度の円滑な運営のためには、必要やむを得ない赤字というものはやはり認めざるを得ないのではないかと思つておりますが、それにしまして、現在の赤字の内容、すなわちその大きな原因になっております管理経費等につきましては、一層その合理化を促進していただかなければならぬと考えるわけであります。率直に言いますと、たとえば従来からとかく問題になっておりました食糧検査ないし検査員制度などに関しましては、その合理化の一層の促進が

望まれますが、これにつきましての今後のお考えを承りたいと、このように思います。

○政府委員(松本俊作) 食糧管理制度に伴います財政負担につきましては、国民の食糧を安定的に確保するというために必要な支出というものにつきましましては、財政負担を今後ともお願いしていかざるを得ないというふうに考えておるわけでございますが、しかし、現下の厳しい財政事情等を考えまして、合理化し得る余地のあるところはできるだけ合理化していくというような点で今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

その内容といたしまして、一つは米の需給バランスを失するための過剰米による赤字というものが非常に大きいわけでございますので、今後需給均衡を早期に回復をしていきたい。それによりまして過剰による赤字を少なくしてまいりたい。それからまた、売買逆ざやというの問題になっておりますが、この点につきましては、両米価の適正な決定によりまして逆ざやの是正という点にも努めてまいりたい。それから第三番目には、ただいま御指摘がありました管理の経費でございますが、これにつきましては、集荷、運送、保管などは金利負担というようものがございまして、それぞれにつきましましてできるだけ合理化を図るとともに、特に過剰に伴う管理経費が累増しておりますので、過剰をなくすることによって管理経費の節減も可能であると考えております。

それから、御指摘がありました人員の問題につきましましては、特に食糧検査官についての節減合理化を進めていきたいというふうに考えておるわけでございますが、そのためには検査方法を合理化をするということで、いわゆる従来の悉皆検査から抽出検査に計画的に移行することによりまして、現在一万三千人ほどおります食糧検査官につきましまして、おおむね六、七年間の間にこれを半減するというところで合理化に取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○熊谷太三郎君 一応御了承申し上げますが、特にこの問題についてはこれでいいということでは

ありませんから、ひとつでき得る限り合理化を厳しく促進していただきたいことを御希望申し上げます。

それから、今回の改正に当たりまして、農協側におきましては、自主流通米、それから予約限度超過米等につきましても、政府の主体的な管理責任を明確にお願いしたい。政府によりまして適切な対応をお願いしたい。御要望したいという声が特に農協方面で強く上がっておりますが、これに対する御所見を伺いたいと思っております。

○政府委員(松本俊作) 自主流通米につきましては、今回の法律改正によりまして、その性格づけを明確にいたしますとともに、これを基本計画、供給計画の中に明確にいたしまして、その数量的な管理をするというように考え方に立つておるわけでございますので、今後とも自主流通米の適正な運営ということについては十分に指導してまいりたいと考えております。

それからまた、予約限度超過米でございますが、これは政府の予約限度数量を超えたものが結果として出てくるわけでございますが、この点につきましては基本計画の中にあらかじめ織り込むことは困難でございますが、供給計画の中に織り込みまして、適切な管理の対象にしていきたいと考えております。その流通につきましましては、従来と同様自主流通米のルートと同様のルートによつて適切に流通されるよう規制をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○熊谷太三郎君 最後に一つ大臣のお考えを承りたいことがございます。実はある県の農協の青壮年部におきまして申し合わせというのがありまして、それをちよつと見たわけですが、その中に、「政府による大幅な稲作減反政策の強行などによつて、われわれの営農と生活はきわめて重大な危機に立たされている。」という一言があるわけでございまして、つまり、減反政策を非難し、これを取り上げて、これが強行されるからわれわれの営農と生活が非常に危機にさらされるのだということでありまして、いろいろ調べてみますと、こういう

申し合わせは昨年の五月に三重県下で行われた全国農協青年組織協議会主催の全国委員会委員長会議で決議された考え方に基つて、それが、その考え方が各県の農協に流れ、そしてそれが取り上げられてそれぞれの農協の青壮年組織でこのような申し合わせになっているというのを耳にしたわけでありまして、言うまでもありませんが、農協の青壮年部といえれば農業者の中の中堅でありまして、わが国の今後の農業を担つて立っていきわけて重要な存在であると思つております。

このような農家組織におきましてきわめて重要な人たちの集まりが、国の減反政策、何としても食糧法をもち、堅持し、そして米の安定的な需給のための策として取り上げられているという政策を理解しないで、これをかえつて非難するということなどは、せつかくの農業政策の円滑な実施にいろいろな面で大きな支障になるのではないかと考えておるわけであります。これは農業政策の上では看過することのできない問題のよう

に考えておりますが、このような問題につきましまして農林水産当局はどういうお考えを持っておられますか。また、これらにつきましまして今後どのような理解の方法を進められるか。特に大臣の御所見、御決意等を承ることができればまことに幸いでございます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 水田利用再編対策は、もう熊谷先生も御承知のとおり、長期的視点に立つて米の過剰をなくし、需要の動向に安定的に対応した農業生産体制をつくっていくというところで、昭和五十三年から十一年までの需給のバランスをとつていく、こういう趣旨で始められた施策でございます。これなくしては日本の農政の確立が非常に困難である、食糧法の堅持も容易ではないという事態に迫り込まれることは明らかであるわけでございます。したがって、稲作からこの他作目への転換をしていかなければならぬという事態にぶつかるわけであります。

また個別に個人として見ましても、農家の苦勞といひますか、農家の立場から言えばなまやさしいことではない、こういうふうに考えられるわけであります。しかし、将来の日本農業の生々たる、活力ある農業体制をつくり上げていくには、どうしてもこの生産調整という道は避けて通れない道である、こういうことで、生産調整、水田利用再編対策を開始をいたした次第でございます。

したがって、この施策を進めるに当たりましては、農業者はもちろぬ、農業諸団体さらには市町村さらには道府県の協力なしにはこの生産調整という大事業はできないと言つても過言ではないわけであります。いかに政府が逆立ちをいたしましても、農家の協力なしではこの厳しい生産調整というものはもう実行できないということ、第二期対策を始めるに当たりまして、何遍か私自身も農業団体に足を運び、全国市町村会にも足を運び、知事会にも足を運び、そして、この生産調整の避けて通れない情勢を誠意を尽くしてお話を申し上げ、そして膨大な生産調整の割り当てに協力をいただくということで今日まで来ておるわけでございます。まあ、幸いと申していいの

か、あるいは農業者の皆さん方、団体の皆さん方もある程度の米過剰の実態を克服しなければならぬという情勢も理解していただいております点等もありまして、とにかく今日まで生産調整はおおむね計画以上に進めていくことができたわけでございます。

しかし、これを進めるためにも、やはり農家がこれをするによつて農家の所得がぐんと落ちてしまふというようなことになりまふと、これはやっぱり農家としても生きる立場を強く主張をするということで、ただいまも先生から御指摘のありましたように、農協青年部等が、とにかくこうして一応は生産調整はやらなければならぬ、協力はしますということで協力はしていただいているものの、その気持ちにおいては、この決議にあらわれておりますとおり、農家の立場も忘れてもらつては困る、こういう気持ちを私はこの決議

に表明しておるものと、こういうふうな理解をいたすわけでございます。

したがって、これからは厳しい中を来年、再来年と第二期生産調整対策、水田利用再編対策を進めていかなければならぬわけでありますから、この点はひとり経済合理性あるいはそろばん勘定だけで進めてまいって果たして協力が得られるかどうかという問題がこれからあらうと思ひます。と同時に、転作した作目による収入、これもやはり相当政府としても考えていかなければならない。しかるところ、大豆あるいは野菜さらにはその他の果樹類等に転作をいたしてみたとしても、いずれもこれは過剰の状態というふうなことで、収入も思うとおりの所得を得るという確信もなかなか困難であるというところで、とにかく一部では品種改良なり何なり技術的の検討を加えまして、単収を上げるという努力をしながら農家収入の増大を図るという処置をとっていかねばならぬ。そういう意味におきまして、なおかつ米をつくったときと比べれば所得がぐんと低くなる、その分をある期間転作が定着するまで見てやらにいかぬ、こういうことで奨励金を出す、こういうことにはいたしておるわけでございますから、私どもとしては、やっぱり農家に約束したことを約束した期間において忠実に実行いたしませんと、日本農政の基本であるところの米の需給のバランスをとる——いま御審議いただいております管法の堅持という目的を果たすために大変困難な情勢になっていくとも考えなければならぬ。農協青年部が、農業に従事する彼らの立場をやはり一般の消費者の皆さん方からも理解してほしいという私は切なる願いがこの決議にある、こういうふうな考えでおるわけでございます。

う情勢に対処いたしますれば、やはりこういう決議をしたくなってくるのが、これはまあ自然の気持ちではないか。

（理事坂元親男君退席、委員長着席）

そういう気持ちをおわれたいと思ひましては十分理解した上で、やっぱり厳しいことをやってもうたためには、その厳しい状態を十分説明をして納得してもらえ、最小限のことはしていかねばいかぬ、こういうふうには私は考えておるわけでございます。

○高木正明君　もう残り時間が余りありませんので、簡単にこの際質問をさせていただきますかと思ひます。

私は、今回の食管法の改正については、現段階での問題点ができるだけ整理がされておき、この食管法が長く維持できるように、あるいは再生をめぐりして提案されておりますから、このことについては私は全面的に支持をいたすものであります。この際三点ほどひとつお尋ねをしておきたいことがございます。

まず第一点は、大臣にお尋ねをしたいのであります。食糧の安定供給の確保のための農業生産の地域分担ということについてどうお考えになつておられるのか。その際、北海道農業についてどのように位置づけをし、どのように北海道農業を振興していくお考えか、お伺いをしたいと思います。これは国の三全総の中で、北海道は日本の食糧基地であるという明確な地位づけをされてきたのであります。最近なほ崩れにだんだん、だんだん、お米であるとかあるいは牛乳やてん菜、パレイシヨなどがどんどん生産調整をされてまいりますので、この辺について、北海道の農業の位置づけというものがだんだん日本全体の農業の中で後退をさせられていくような気がいたしますので、いま申し上げました点についてまず大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（亀岡高夫君）　農業基本法を制定いたしましたので、日本の農業を大いに発展をさせ、農家の所得を向上しながら食糧の自給力を強化してま

いる、そうしてできるだけ国内で生産をしていう、輸入をできるだけ防遏をしていう、こういう方向をとってきておるわけでございます。したがって、基本法制定以来、やはりその地域地域の適地適産という施策を中心にして進めてきたことは御承知のとおりでございます。

したがって、北海道のことを御質問でございますけれども、北海道のことにつきましては、これはもうわが国の農業の生産基地ということにこれはもう変わらないうわけでございまして、当時と今日とは全く変わらないうわけでございまして、ただ、御承知のように、米の過剰という問題が起き、さらに牛乳の過剰という問題が起き、この困難な状態を克服しながら日本全体の農業を発展せしめていくかというその過程における一つの悩みを現在解決するために一部の生産調整も行われておると、こういうことでございまして、しかも、北海道は酪農あるいはてん菜等、さらには林業等々、いわゆる農林水産関係におきましても、北方漁場は狭められながらもやはり積極的な沿海漁業、沿岸漁業等の努力もいたしておるわけでございまして、とにかく政府といたしましては、北海道に対しては農林水産業の基地として今後も大きく強力にやはり施策を講じていかねばならぬ、将来も変えずにやっていかねばならぬ、と、こう考えておる次第でございます。

○高木正明君　問題点の第二であります。食管法の第二条ノ二で、基本計画は品質別に需給の調整を図るものと私は承知をいたしております。が、これは特定地域の生産調整に直結することにならないだろうかどうだろうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員（松本作衡君）　基本計画におきましては、需給の調整を図るという目的のために樹立されるわけでございますが、この需給の調整につきましては、全体需給の調整におきまして、現在進めております生産調整の基礎になります需給の調整と一致すべきものというふうな考えでおるわけでございますが、その中におきまして、できるだ

け需給の動向にも沿ひ、生産の実態にも沿つた品質別の需給の調整を図つていこうということになるわけでございます。この品質別の需給の調整を図つてまいります場合には、したがって需給の動向に合わせた生産の動向を考えますとともに、また一方、生産の実態を前提といたしまして品質別の需給の確保ということも図つていくという両面から需給の均衡を図つていこうと考えておるものでございます。この基本計画は、いわゆる政府の食糧管理に関する基本的な方向づけを示すものでございまして、これがいわゆる関係者にとりましての指針として役立つということを期待をしておるものでございまして、この基本計画によつて特定地域の生産調整を強制するというようなことを考えておるわけではないわけでござい

ます。

なお、特定地域の米の需給のギャップが生じておるといふ実態はあるわけでございしますが、こういうふうな点は、全体需給が非常に緩みおるといふために、そういった全体需給の過剰のしわが特定の品質にしわ寄せされたであつておるといふようなことがあろうかと考えておりますので、この全体需給の調整を図つていくということがまず重要であらうと考えております。そのために、現在の生産調整というものは、基本計画が適正に運営されるための前提として進めてまいる必要があると考えておるわけでござい

ます。

○高木正明君　最後になりますが、昨年四類、五類米の自主流通の取り扱いが始まりましたが、その実績はどうなつておるのか、さらにまた、今後どういった方向に持つていこうかと思ひます。

○政府委員（松本作衡君）　五十五年産米から実施をされました四、五類米の自主流通米につきましては、五類米で三万トン、それから四類米で二万トンというふうな実績になっております。これは昨年大冷害でありましたために、計画に比べまして大分下回つた数量というふうな理解をしておるわけでございます。

今後の四、五類米の自主流通につきましても、やはり四、五類米につきましてもの適正な市場を開拓していくというための生産者の方々の御努力というものが非常に重要であろうと思っております。また、消費地におきまして四、五類米に対する適正な理解をするというためには、この四、五類米による自主流通というものが有効に作用をするものというふうに考えておるわけでございまして、今後とも関係者の御努力によって、この四、五類米の自主流通が充実されるというのを期待しておるわけでございます。

○高木正明君 終わります。

○中野鉄造君 初めに、私、国際的に見ましてお米というものが、その流通量が差あるのは大豆と比較して非常に余裕が少ない、だからこそ国家管理としての食糧法があると、このように理解しておりますが、そこで、近年その貿易量の推移であります。米の世界の総生産量に占める貿易量の比率はどうなっているのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(松本作衛君) 米の総生産量に対する貿易量の割合は三%から四%程度ということになっておりまして、小麦の一五%から二〇%等に比べますと低いものになっております。

○中野鉄造君 最近、アメリカのカリフォルニアを中心とした一帯では米の生産がかなり伸びているというのを聞いております。しかも、聞くところによれば日本人好みと申しますか、非常においしくて安いお米がつくられておるといふことも聞いております。また、そればかりではなく、ここであつた米で日本酒も醸造されているという事です。こうした一連の事実から見て、アメリカの米の市場のねらいどころはどであると考えておられるのか。特に今後考えられることは、加工食品という形でわが国にも大なり小なりいろいろな影響を及ぼしてくるのじゃないかということが懸念されるわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 先ほども御質問がございましたように、米の貿易量は現在時点では生産

量に比べて非常に低いわけでございますが、最近におきまして東南アジアないしは中近東諸国等におきまして米の需要が漸次増加いたしております。したがって、アメリカのような大農産国といたしましては、米についても輸出農産物として非常に力を入れておるといふふうに理解をいたしておるわけでございまして、ただいま御指摘がありましてカリフォルニア産米等につきましても、主としてこういう米を自由に輸入をしておる国についての市場確保を念頭においておるかとお尋ねしております。したがって、直ちにわが国に對しての輸出を意図しておるといふふうには考えておらないわけでございしますが、今後ともこれらの産地における動向は十分注意して見守る必要があると考えております。

○中野鉄造君 ところで、先ほども質問が出ておりましたけれども、昨年はわが国は近年まれに見る冷害による大凶作を招いたいたしました。しかもことしもまた、昨今の異常低温から見て、去年の繰り返しが十分予想されるところでございまして、きよりの新聞等を見ましても、東日本あたりではかなりの被害が出ておるとございまして、この現在の異常低温が稲の活着に悪影響を与えているのじゃないかと、こういうふうには思ふわけですし、また今後の秋までの天候の長期見通しあるいは稲作に与える影響をどのように見ておられますか。

○政府委員(二瓶博君) 六月一日現在の水稻の生育概況でございますが、これは県からの報告によりますと、低温の影響によりまして、先生がおっしゃいましたように、北海道及び東北地方の一部を中心としたように生育の遅延等が見られるわけでございます。

北海道につきましては、もう田植えは約九割終つたわけでございます。生育ステージはほぼ平年並みでございすけれども、一部で幾分活着のおくれ、生育の停滞というのが見られます。

それから東北は、各県ともほぼ田植えは終わつたわけでございます。その後低温で全般に活着遅

延が見られております。

なお、青森県の一部におきまして、低温の影響によりまして葉枯れ、俗称といまして代枯れとも言いますけれども、そういうものが発生をいたしております。

その他の地域でございますが、北陸及び西日本の早期水稻、これはすでに田植えが終わつております。関東以西の地域では四国及び九州の普通期を過ぎまして、これは大分おくれまので、この地帯を除きまして、多くの地域では現在田植えの最盛期というふうな状態になっております。したがって、山間の一部を除きまして低温の影響はそれほどまだ大きくはございません。生育は平年並みというふうな聞いております。

農林水産省としては、いろいろ技術面の通達等も出して、適地適品種の選定なり健苗の適期移植、それから稲の生育状況及び気象の推移に即応した施肥なり水管理、あるいは病害虫防除の徹底というふうなことを内容とした技術指導を行つておるわけでございます。

今後どうかということでございますが、まだだいま申し上げましたような状況でございまして、田植えが行われておる最中でございまして、全国的に見れば、したがって、稲作のスタートを切つたばかりであるという状況でございまして、今後気象の方の推移もどうなるかという問題もございまして、現時点でどうこうということのできないまだ段階である、こう思います。しかし、いづれにいたしましても気を緩めずに、引き続き現地の実態なり気象情報を的確に把握いたしまして、気象変動と生育状況に適切な対応が行われるように、技術指導の面におきましては万全を期するよう心がけてまいりたいと、かように考えております。

○中野鉄造君 現在のところは心配ないというお答えですけれども、やはりこの気象の長期見通し等を見ましても本当に樂觀は許さないし、ことしもまた昨年の繰り返しになるということが十分懸念されるわけですが、仮にことしの作況が去年

と同じような程度であつたと仮定した場合に、米の需給関係がどうなるか。古米があると申ししましても、必ずしも食用に供されるようなものばかりではないと思ひますし、その辺も含めての見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年産米につきましては作況八七ということですが、非常な不作になつたわけでございます。そのために単年度の需給では約百万トンほどの不足が生じたわけでございまして、しかし、一方におきまして、備蓄米をいたしまして五十四年度産米を百七十八万トンほど持ち越しておりましたので、この百万トン不足をカバーいたしました。なお八十万トン程度の余力が残つたわけでございまして、さらに五十六年度におきましては、生産調整を、災害対策も考慮いたしまして一部緩和をいたしましたので、このために二十万トン余の供給余力が出ております。したがって、合計で約百万トンから百万トン程度の供給余力があるというふうな状態でおるわけでございまして、もしも今回のことしの作柄が同様な冷害になつたというのを考えました場合に、昨年約百万トンほど不足したわけでございまして、その程度のものはこの持ち越し量によつてカバーすることが可能であるというふうな状態でおるわけでございまして。

○中野鉄造君 ここで本法案の本論に入つてまいりますけれども、今日まで政府は、食糧法を語る場合必ず根幹という言葉を使つてまいりました。食糧法たればコンカン音が使つて言われるくらいに根幹という言葉を使つてきたわけでございけれども、特にまた去る四十四年三月、食糧庁が自民党の総合農政調査会においても、この根幹ということについて定義づけた説明をされております。ところが今回、大臣の所信表明の中にもついでこの言葉は使われていないわけでございまして。

そこで尋ねたいと思いますが、今回は根幹という言葉のかわりに「基本は維持しつつ」というような表現をされておりますが、この根幹と基本とはどう違うのか、中身が変わつていのか変わつて

○中野鉄造君 この根幹と基本との問題は以上でわかりましたけれども、基本を厳守すると言われておりますので、その基本についてお尋ねいたしますが、この基本計画を策定する場合に、政府付

うな気がいたしますが、今回のこの改正案の中でわざわざこの自主流通米を法律で明定したその理由は一体どこにあるのか、これが一点。

それとまた、財政負担の問題にいたしまして

してこの品質に応じた需給の流通が行われてきておったと理解するわけでございます。

したがいまして、今回の法律改正におきましては、こういった実態を踏まえまして、この自主流

○中野鉄造君　そこで、この自主流通米の取扱量をこれから安易に拡大させていくというようなことは、これはもう食管法の基本を大きく崩すように

なことになるのではないかと思ふわけですが、自主流通米の流通量が今後大きくなって定着していった場合、いざ緊急というときに全量を配給制度へバックさせるということは、これはきわめて困難なことになるのではないかと考えるわけでございます。

そこでお尋ねいたしますが、政府はこの自主流通米の適正比率をどう考えておられるのか。たとえば、米の流通量の三分の一ぐらい程度だったらいと、このようにお考えになつてゐるのか、そこいらのところをお尋ねいたします。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米につきましては、今回の法律改正によりましても法律上の位置づけを明確にいたしますとともに、その内容につきましては、数量的には基本計画、供給計画によつて明確に枠をはめるとともに、自主流通計画について農林水産大臣の許可にかかわらしめておることになつております。

また、流通ルートにつきましては、定められた生産者団体と許可を受けた卸売団体との間における流通ルートを特定をいたしておるわけでございますので、私どももいたしましては、この自主流通米が一たん緩急の場合にもう政府管理の中で政府買い入れ米に戻つてくるのが困難だということにはならないであらう、要するに、同じく政府の直接買い入れ米と同じように、自主流通米につきましても政府管理としての枠内で適正な運営をすることが可能であると考えております。

そういった場合に、この自主流通米の適正な比率がどの程度かということにつきましては、やはり需給の実態によるわけでございますので、一律にこれを固定的に定めることはなかなかむずかしいと考へておりますが、現在の約三分の一という比率が近年より変わつておりませんし、また、従来の自主流通米が一部過剰になつたというような実態もございまして、私どももいたしましては、現在程度の自主流通の割合というものが推移するものというふうに考へておるわけでございますが、今後やはり需給の動向によりまして若干の変

動があるということはやむを得ないかというふうに考へております。

といひますのは、去年の五十五年の産米が非常に不作によりまして品質が悪くなつたというような場合には、どうしても自主流通米に対する需要が増加するというような年々の変動もございまして、なかなか固定的に決めることはむずかしいと思ひますが、大宗といたしましては、現在の比率が大きく変わるということにはならないであらうと考へておるわけでございます。

○中野鉄造君 この基本計画では、品質別、流通態様の別、数量の見通しを掲げられておりますけれども、生産段階における品質別生産なりあるいは自主流通数量というものは、この計画によつて規制を受けるのでしょうか、それともそうでないのでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) この基本計画はあくまでも政府の管理についての基本的な方向づけでございます。これは関係者、関係団体等に対しまして指針としての役割を果たすべきものというふうに考へておるわけでございます。したがひまして、この基本計画によつて品質別等に生産を強制するというようなことは考へておらないわけでございます。

○中野鉄造君 政府が言われておるこの全量管理と言つてゐる中では、もちろん直接管理と間接管理があるわけでございます。この直接管理といふのは政府の買い上げ米であり、間接管理は自主流通米であるわけですが、今回のこの改正の中でも、自主流通米をただし書きの規定で法定してゐるうちに、あくまでもひとつこの自主流通米の運用に当たつては直接管理という基本を尊重していくべきだと私は思ひます。これが本当に食管法の基本にかかると重要なことであると思ひますので、ひとつ十分留意をしていただきたいと思ひます。

次に、やみ業者の取り締まりの件についてお尋ねいたしますが、今回の食管法の改正は、いわゆる守れる食管にすることが大きな旗印とな

つておりますし、そのためには、基本を堅持しつつも守りやすい制度にすることが肝要ではないかと思ひますが、同時にまた、やみ業者、違反業者に対しては徹底した取り締まりをする必要があると思ひます。しかし、この徹底した取り締まりをすれば、今度は逆に消費者の反発を買つて、消費者の側から見れば何のための食管法の改正であるかというような批判も出てくるのじゃないかという点も懸念されるわけですが、その辺のところはいかかですか。

○政府委員(松本作衛君) 私ども、今回の食管法改正によりまして、守れる食管法にするともに、この食糧管理制度のもとにおいて消費者の需要に応じた米の安定的な供給を図っていくという仕組みを明確にしていきたいと考へておるわけでございます。したがひまして、こういった食管制度によりまして消費者のニーズに應ずるような供給が可能になつていくものと、またそのための努力をしないといけないのではないかと考へておるわけでございます。その中で、不正規米の取り締まりということに逆に関心するの不利になるというところにはならないと考へております。で、逆に不正規米によつて内容、品質等が明確でないものが消費者に供給されるということはどうしても避けていかなければならないと思ひますので、やはり正規米を適切な流通に維持をしていくというところを固く守りながら、消費者のためにもなる食管制度にしていくことを考へております。

○中野鉄造君 私、不正行為について、聞くところによりますと、九州のあるところでは、減反をしておりながらもそれは別にコシヒカリといつたようなああいう良質米をつくる、そうすると、その生産されたコシヒカリは正規の集荷業者に必ず買ひ上げてもらえるというところが起こつておりまして、減反をされておるながら、奨励金をはちやんともらつてゐるわけですが、そういうふうにして、片方ではそういうものをつくつてちやんとまた買ひ上げてもらつてゐるというふうなことで、本当にまじめに減反政策に協力をし

てゐる農家の人たちが何かばかを見るようなそういう面も出ておるわけですが、こうした不正行為というふうな点について、今後どういうふうに取り締りをしていかれるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 現在、いわゆる減反、生産調整をいたしますと、それに対応した政府の買い入れ限度数量というものが与えられることになるわけでございますので、減反をしておりながらなおかつやみ流通に出すということになりますと、限度数量を売り渡しをしないでよそに流すということが考へられるわけでございますが、あるいは十分な減反をやらないうちでそういった余分の米が、限度数量外の米が生産されるといふことから御指摘のような点が出てくるのかとも考へるわけでございます。いずれにいたしまして、生産者の段階におきまして、いわゆる余分の米が正規の流通ルート以外に流れるということが考へられるわけでございますので、今後におきましては、集荷業者の指定制によりまして、集荷業者の全量集荷体制というものを確立してまいりたいと思ひます。また集荷業者につきましては、その業務についての指導監督を厳格にしていくということになつておりますので、ただいま御指摘がありましたように、集荷業者が不正規米を取り扱うというふうなことをなくしていくことを法律上も明確にしてゐるわけでございます。

○中野鉄造君 そのことは十分に当業者同士もわかつてゐると思ひますけれども、なおかつそういうことが現実行われてゐるわけでございますので、再度申し上げますけれども、そうした正直者がばかを見るようなことにならないようにひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

次に、超過米についてお尋ねしますけれども、超過米については、供給計画の段階で取り込んでこれを自主流通米のルートで流す方針と聞いております。この方針に対しては必ずしも満足してゐるものではございませぬけれども、それはともかくとして、政府の方針を前提としてお尋ねするわ

けですが、供給計画に超過米を盛り込むとすれば価格の面で問題が生じるおそれがあるわけですが、すなわち、超過米の発生で自主流通米の価格が下がると思いますが、これをどのように思われるのか。それが第一点ですね。

それといま一つは、その超過米については現在全く何の手当でもなされていないわけですが、米を国が全量管理するという基本に立つならば、何らかのめんどうといえますか、見るべきじゃないかと思うわけですが、この二点をお尋ねします。

○政府委員(松本作衛君) 超過米につきましては、ただいま御指摘がありましたように、出来秋になつてそれがわかるわけでございますので、供給計画に織り込んで適切な流通ルートによつて供給されるという仕組みにしたいと思ひますが、その際に、これが自主流通米への悪影響があるのではないかとこの点につきましては、従来も超過米は出ておりますが、これが自主流通米の建て値等に悪影響があつたというふうには考えておりません。それは数量的にも自主流通米に比べて少ないわけでございますし、また時期的にも、建て値が決まるということが先行する場合がございます。うふうに考えております。実質上は、むしろこの政府の売り渡し米が限度超過米と調整をしているというのが実態でございます。政府売却の操作の中で、超過米が円滑に販売されるような操作をいまでもやっております。ございますが、今後とも供給計画の中でそのような円滑な流通を図つてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 いまの第二点に対して、今後の超過米に対する手当てと申しますか、その考えはどうでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 超過米についても何らかの助成をしるという御質問かと思ひますが、この超過米につきましては、やはり限度数量を超えて生産される米でございますので、この超過米について限度内と同様な扱いをいたしますと、限度数量自体を決めて守つていただいておりますという農民の方々に對する問題もございしますので、私も

といたしましては、やはり價格的には政府の売り渡し價格を基準とした價格になることもやむを得ないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○中野鉄造君 この過剰米の処理について、その一つの手段として輸出に依存をしているわけですが、韓国に約五十三万七千トンの成約を見れておりますが、最近における米の輸出環境及び今後の見通しについてどう御見解を持っておりますのか、お尋ねいたします。

○政府委員(松本作衛君) 過剰米の輸出につきましては、アジア、アフリカ等におきましてここ一兩年不作等がありましたために、予想以上に輸出が伸びておりました。五十四、五十五年度合わせまして百六十万トン余りの輸出がなされておるところでございます。また、本年度におきましては、韓国が昨年冷害のために大幅に減収をしたということもありまして、すでに韓国に對して五十四万トンの輸出契約を締結いたしました現在般積み中でございます。

今後の輸出につきましては、世界の米の作柄等の需給の動向または輸出に對する要望というようないふことがあつてございしますが、一方におきまして、この日本からの米の輸出は、アメリカ、タイ等の伝統的な輸出国の米輸出に影響を与えるところが大いわけでございますので、これらの国からは、日本の米輸出に對して慎重に進めてもらうという要望がいろいろと出てまいつておりますので、これら伝統的な輸出国との調整も図りながら、適正な米輸出を進めてまいりたいというふうな考えでございしております。

○中野鉄造君 次に、米穀の政府売り渡し規定に關する件でお尋ねいたしますが、今回の改正案の中で、大臣が隨意契約によることが不適当と認めるときは競争契約により売り渡すものと、こうなつておられますけれども、具体的にどのような米を想定されているのか。また、売り渡し相手というのは、もし限定があるならばお聞かせいただきたいと思ひます。競争入札の場合はどういふ人に限

るといふような限定があるのか。こういうことをお尋ねするのは、いわゆる大臣が不適当と認める場合といふのは、多分不適当なお米といふようなことも言えるのじゃないかと思ひますが、そういう場合の不適米の混米、そういう危惧もあるからでございますが、この点お尋ねいたします。

○政府委員(松本作衛君) この隨意契約が不適当の場合といふことは、現在古米を加工用やえき用等に売却する場合のように、古米の品質がいろいろ差がございまして一律の價格が決めにくい、または、他の競争する原料との關係がありまして價格を一律に決めにくいといふようなときに競争契約といふことを導入してまいりたいと考えておるわけでございますが、その場合の相手先といひましては、こういった用途の關係上、いわゆる米

葉等の加工業者ないしは飼料工場といふようなものを對象に考えておりますし、またその際には、いま御指摘がありましたように、これが他の用途に流れないように、用途の制限といふようなことも明確にしてやつていきたいと考えておるわけでございます。この用途の制限につきましては、現在の古米の処理をいたします際には、現氣をつけてやつておるわけでございますので、今後競争契約による場合におきましても、この点は厳格に守つていきたいと考えております。

○中野鉄造君 そうしますと、いま申しました既存の認定業者、これは入らないといふことでしようか。いわゆる競争入札の場合です。競争入札の場合には既存のそうした認定業者といふものが入るのか入らないのか。

○政府委員(松本作衛君) 私も通常の主食用に對してこの競争契約を実施することを考えておりませんので、ただいま御質問の業者がいわゆる許可を受けた米穀の販売業者といふ点であれば、通常の場合に入つてこないといふふうな考えております。

○中野鉄造君 次に、政府の現在の調査の中でも、農家の自家消費米が多過ぎるといふ見方が強いわけですが、俗に自家消費米の中の五十万ト

ンが贈答米、縁故米として流通し、さらに五十万トンがやみ業者に流れていると、こう言われております。この合計百万トンを、政府はすでに管理計画の中にこれだけを見込んで米に關する流通計画を作成してきたと言われておりますが、この点どうでしょうか。今後基本計画の中できちつとこれはひとつ取り組んで計画を立てていくその対応といふもの、その点をひとつお聞かせいただきたいのですが。

○政府委員(松本作衛君) 従来の需給計画の作成におきまして、農家の保有米につきましては、農家消費等といふことで今年も約三百二十万トンを織り込んでおるわけでございますが、この中には直接農家が消費する以外のいわゆる農家保有米といふものも含まれておるわけでございます。これは平年作の場合約百万トン程度といふふうに私も見込んでおるわけでございます。これらのものにつきましては、一部は、先ほど御議論がありました縁故米といふような形で農家が無償で縁者等に贈与をするといふものも相当あると考えておりますが、この中から不正規流通米が出る可能性といふものも否定し切れないといふことに考えておるわけでございます。したがつて、今後におきましては、こういった農家保有米をできるだけ正規流通に乗せるような集荷の促進を図つていく必要があると考えております。今回の法律改正によりまして集荷業者を指定をいたしまして、この指定をされた集荷業者が責任を持つて全量集荷に当たつていただくといふことを期待をいたしておるわけでございます。

○中野鉄造君 今回のこの改正に直接關係はないとされておりますが、食糧法の運用の中でもきわめて重要な問題として生産者米価の問題があるわけ

けでお尋ねいたしたいのですが、すなわち、五十五年十月の農政審議会の答申の「八〇年代の農政の基本方向」の中に、「政府米、自主流通米いずれについても品質別の需給事情をより的確に反映した価格体系が形成されるようにする等需給実態に即した運用」云々とありますが、これは今回のこの改正案で第三第二項にかかわる生産米価決定の考え方に沿ったものになるかどうか、その点をお尋ねしたいのです。

○政府委員(松本作衛君) 従来から、生産者米価決定に当たりましては、経済事情を参酌するというようなこの法令の規定に基づきまして、需給状況というようなものも勘案の対象になっておるわけでございますが、ただいまお述べになりました農政審の「八〇年代の農政の基本方向」に書かれております問題は、今後の十年間の農政の方向として述べられたものというふうに私も理解をしておるわけでございます。したがって、当面の米価自体につきましては、従来どおり、食管法の規定に基づきまして適正な米価を決定してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○中野鉄造君 また、この答申によりまして、「農業所得の確保を図る場合にあつても、価格政策においては、兼業度の高い農家も含めたすべての農家ではなく中核農家を中心に考えるべきである」と、こういうふうになっておりますが、この答申の考え方をことしの生産者米価の算定方式の中に導入される考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 先ほど申し上げましたように、この農政審の答申につきましては、「八〇年代の農政の基本方向」ということで、ある程度長期的に取り組むべき課題であるというふうに理解をいたしておるわけでございますが、本年産米の取り扱いにつきましては現在検討を始めた段階でございますので、いまの時点で、どのような考え方で生産者米価を決めるのかということについては、まだ申し上げられる段階になっておらない

わけでございます。

○中野鉄造君 言うまでもなく、現在の生産者米価というのは生産者所得方式で決められておりますが、米価が生産費を大きく上回ってきた数年前と異なりまして、近年は米価と生産費の差が縮小して、五十四年産の場合は米価の方が原生産費を下回るという現象が醸し出されたわけでございます。このことは、生産費と所得を補償するという生所方式の目的に反するものであると私は思うわけですが、したがって、ことしの米価決定においてはこのような矛盾が生じないようにやっていただきたい、こう思うわけですが、いま長官が、まだ詳しいことは述べられる段階ではないと言われましておきたいのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 米の生産費の見方につきましては、評価にかかわる部分等につきましてもいろいろの見方があるかと思っておりますが、私どもとしては、あくまでもこの食管法に規定されております再生産の確保を旨とするという考え方に従つて適正な米価を定めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、先ほども申しましたように、具体的にいま申し上げられる段階になつておりませんので、それ以上の内容は御容赦をいただきたいと考えております。

○中野鉄造君 大臣にちよつとお尋ねしますが、ことしの米価、麦価のそれぞれの決定までのプログラムの概要でもお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 麦価につきましては今月、六月いっぱい中に決めにやいけませんので、六月中に決めなければならぬと思つております。米価につきましては、大体七月の上旬か中旬かどちらになりますか、その辺を一応予定をいたしております。

○中野鉄造君 詳しくでなくて結構ですが、これども、ことしの米価決定に臨む大臣の基本的な考え方をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 大変むずかしいわけ

ございまして、米価審議会の意向等も十分聞かなければなりません。その意見もまだお聞きしないうちから、私の方からこうしたい、ああしたい、こう言いますと、米価審議会でも、そういうことじや米価審議会は要らないじやないかということでおしかりをちょうだいいたしますので、その辺はやはり日本農政の、米作農家の基本にも関する問題でありますので、慎重に取り組んでいきたいと考えております。

○中野鉄造君 余りいまの時期、詳しいことは言えない、こういうことだろうと思つていますが、ことしの米価の場合、去年の算定方式と変わるかどうか、少なくともそこいらのところをお聞きしたいわけですが、特にな平均生産費に対する考え方、また労賃の評価、自作地の地代の取り方、そういったようなものが昨年と比べて違うところがあつたのかどうか、そこらでもひとつお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま先生から御質問がありました点が実は米価決定に際しまして非常に重要な点であるわけでございますが、私ども、今後材料を詰めてそのような点について検討したいと考えておる段階でございますので、まだ結論的なものを持ち合わせておらないわけでございます。

○中野鉄造君 では麦価についてですけれども、麦価については、生産奨励金を含めたいわゆるパリティ方式でことしも算定されるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 麦価につきましては、昨年からパリティで指数を乗する部分と、それから奨励金部分とを分けて計算をする仕組みをとつたわけでございます。ことしの麦価につきましても、やはりパリティ指数を乗する部分と奨励金部分とを分けて考えようということにならざるを得ないのではないかと考えておりますが、これらの点につきましても、今後の検討課題というふうに考えておるわけでございます。

○中野鉄造君 では、この間からいろいろ話題に

上つております食糧検査士制度についてお尋ねいたしますが、昨年十二月二十九日の閣議において政府の行革プランを決定しているその中で、「食糧検査士」制度の検討を含め、民間活力の活用方策の検討を進める、こううたわれております。これを受けて農水省としては検討されていると思いますけれども、結論はいつまで出されていらないようですが、出ていないとすれば、中間的にでもこれまでの経緯というものをお聞かせいただきたいと思います。

最近ある記事を読んで考えさせられるところがあります。米検査官を単純に悪者視して行政整理対象の筆頭に上げたりますのは間違つていて、そういうこと、その後にはつとありますけれども、要するに、角をためて牛を殺すというようなことは余りやるべきじやないのじやないかというようないろんな見方もあるようですけれども、結論といたしましては、いまままでのそうした推移といひますか、そういう点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 今回の食管法改正におきましても、品質別の需給ということを重視をしておるわけでございますが、そのためには、消費者にとつても安心のできる品質というものを保証をしていくための検査制度というものは重要になつてくるというふうに考えておりますので、国によるこの検査の仕組みは今後も重要な役割を果たすものと考えておるわけでございますが、ただ、そのやり方といったしまして、従来のように一俵ごとと検査をするという全量悉皆検査の形はこれを改善する余地があるというふうに考えておりますので、サンプルによりまして全量悉皆検査の抽出検査というものを昨年度から取り入れることにいたしました。これを計画的に拡大することによって検査能率の向上を図り、それによつて検査官の定員の合理化を可能にするという計画を現在検討しておりますので、今後、この抽出検査を計画的に進めることによりまして、おおむね六、七年の間に検査官の数を半減するということを目標に

いま計画を立てることにいたしておるわけでございますが、こういった抽出検査を推進するということが必要です、当然この検査を受ける側の体制を整備しておかなければなりません。たとえば、抽出検査をするためにはまとまった規模の集荷がされておらなければなりませんので、集荷所の統合というものは必要になってまいります。また、事前にロットを分けるための事前協力をしていただくなければなりませんので、こういったロットを仕分けをするための責任のある人が必要になつてくるわけでございまして、その意味で、民間の農協等、検査を受ける側で責任を持って品質の仕分けをしてもらう能力のある人を定めていきたいと考えております、ただいま御指摘がありました検査士というのは、この抽出検査を進める際にどうしても必要になつてくるものというふう

に考えております。この検査士につきましては、そういった品質別に於いての能力を持った人を選んでいくようにしたいと考えておるわけでございまして、いまの時点でどのような団体にこれを所属させるか、ないしはどんな資格を持たせるかというようなこと等につきましても検討をしておるわけでございまして、いずれにいたしましても、この抽出検査の計画的な推進、それに伴つての国の検査官の定員の削減と歩調を合わせまして、この検査士制度というものを育てていきたいと考えておるわけでござい

います。○中野鉄造君 次に、今後の食糧危機の到来というものも十分これは予測しなくちゃいけないことだと思ひますし、またそれを予測しての対処という面から考えますときに、この食糧法のみで事足りるというところではないと思ひます。そこで、飼料穀物ないしは大豆等の安定確保ということ、これはわが国の食糧安を確保するという上から、もきわめて重要なことじやないかと思うわけで、けれども、そこで飼料穀物とかあるいは大豆を現行の食糧法に取り込むということが、これはもうちょっと現在のところではまだまだない

ものとするならば、別途これらの自給率の向上のための画期的な何か施策を講ずる必要があるのではないかと思ひますが、この件についてはいかがでしょうか。

○説明員(井上喜一君) お答えいたします。

現在、わが国は年間千六百五十万トンの大量の飼料穀物を輸入しております、わが国畜産の安定のためにはこういった大量の穀物の安定輸入ということが不可欠な状況になつておるわけでござい

ます。ただ、わが国の場合、これを国内で生産いたしますといたしますと約六百万ヘクタールぐらゐの農地が必要でございまして、また、安いコストで生産することを想定いたしますと、大規模経営が何となくも不可欠でございまして、こういった経営の成立条件が遺憾ながらわが国には現在のところ存在していないという状況でござい

ます。生産コストが非常に高い過渡期というふうな現況であるわけでございまして、飼料穀物をわが国で生産するということは非常にむづかしい、こういった状況でございまして、したが

いまして、飼料穀物の安定輸入のためには、一つには関係国との密接な協議によりまして供給の確保、あるいは発展途上国に対しまして農業投資、あるいはまた、不測の事態を想定いたしましての備蓄の積み増し等を通じて供給の安定確保を図つてまい

るのが現実的ではないかというふうな考えでござい

まして、ただ、草食性動物であります大家畜につきましては、粗飼料の寄与率を高める、粗飼料寄与率の向上ということが非常に重要でございまして、この点につきましましては、草地開発の推進でありますとか、既耕地におきまして飼料作物の導入あるいは効率的な利用、また最近におきまして水田利用再編対策とも関連いたしまして、水田に飼料作物を導入していく等の施策を通じて粗飼料の寄与率の向上に努めてまい

る、このような考えでござい

ます。○政府委員(二瓶博君) 大豆につきましてお答えを申し上げます。

大豆につきましては油脂用といひますか、というのと、それからたん白含量の多い食品用というのとあるわけでござい

ますが、三十六年に貿易の自由化をやりまして、油脂用の大豆につきまして

は安定的な供給が図られておるわけでござい

ます。そこで問題は、たん白含量の多い食品用とい

ひますか、の大豆、これは国産大豆がこれに向くわ

けでござい

する批判も少なく、これを適切に運用していくことによつて食糧問題が安定してくるということに努めて私どもは持つていかねければならぬ、こう考へておるわけでございまして、これによつて間接に持つてまいりますとか——もういままさら間接統制というようにすることになれば、さなきだにそれによつて騰貴をするというふうな傾向も出てきたら、これはもうそのしわは消費者に寄つていくわけでありますので、そういうことは絶対許さるべきではないという立場から言へば、私はむしろ間接統制とかなし崩しにするとかという考へは全く持つていないと、こう申し上げたい次第でございます。

○中野鉄造君 終わります。

○喜屋武眞榮君 私、初めに食糧法の法改正の根幹について大臣にお尋ねしたいと思ひますが、思うに、国民生活にとつて重大な、かつ国民の権利義務にかかわる食糧問題に関する制度の改正というのは、基本的には法律改正で対処すべきであると私は思ひます。ところが、昭和三十年以降についての食糧管理制度運営の戦後における主要な変遷、これをたどつてみますと、ほとんど政令、省令で対処してきておられるように見受けられます。これは食糧のいわゆるなし崩しと申しますか、その場しのぎと申しますか、そういった形で廃止の方向づけで行われてきたと、こう私は言つておるわけであります。また、今回の改正も、総合的に単なる現状追認に立脚した改正としか思われぬ、こういう判断をいたしておるわけでありませう。

そこでお尋ねしたいことは、一体食糧法の根幹というのは何なのか、どこにあるのか。その大事な根幹について大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧法の根幹とは、国民の基本的な食糧であり米の必要量を確保して、国民経済の安定を図るため、政府が米の需給及び価格を調整をいたしまして米の流通について必要な規制を行うこと、これは食糧法の第一条

の目的に書いてあるわけですが、このことが私は食糧法の根幹であると、こういうふうにご認識をいたしておるわけでありませう。

それで、この根幹を具現化するために主要な手法といたしまして、米の需給や価格を調整するために、必要な米は生産者から食糧法第三条に基づいて政府が買入れをするということ。政府の買入れ価格は、食糧法に規定されておりますとおり、再生産を確保することを旨として生産者米価を決めていく。消費者につきましては、必要な米の供給を確保するというところで、消費者に対する政府の米の売り渡し価格は、消費者の家計の安定を旨として定める。こういうふうな法にいたしてあるわけでありまして、このような手法によつて米の管理運営をしていくこと、これが根幹であり、しかも輸出入の米につきましても食糧法全部これを管理をいたして、これが私は食糧法の根幹と、こういうふうにご考へておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 いまの大臣の御答弁の中で、国民生活に必要量ということをおっしゃつたのですが、そうしますと、実際問題として過剰米があるわけですが、この過剰米に対する対策といたしまして、このことはどうなるのでありますか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま大臣から根幹の考へ方として述べました、国民の食生活に必要な量を管理をするということでございますが、これはそういう考へ方でございますが、現実に過剰米が発生してくるというのにつきましても、当然政府の全量管理の対象として管理をいたすというところでございまして、現に管理をいたしておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 ある權威あるその道の経済学者の方の説によりますと、現行食糧法の根幹として四つの条件を挙げておられるようでありますが、その四つといたしまして、第一点は、食糧法の法の精神からして、第一には米の全量を政府が買入れれる義務があること、こういうことを述べておられます。第二点に、生産者米価と消費者米価をそれぞれ異なつた原理で決めるという二重米価制を

とるべきであると、これは法に立脚した考へを述べておられます。第三点に、米流通の国家による一元的管理。第四が、米、麦の輸出入を国家が一元的に管理すること。この四つを現行食糧法の根幹の柱にしておられる。こういう発表もございませうが、それに対してはどのように理解しておられますか。どう受けとめられますか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘されました点は、おおむね同様であると思ひますが、ただ、第一番目の全量買入れ義務という点につきましては、実は法律上、政府に売り渡し義務をむしろ生産者に対して課しておることとございまして、しかも、それは定めるものを売り渡すべしということになつておるわけでございます。全量ということにはなつておらないわけでございます。したがひまして、従来からの解釈といたしましては、先ほど大臣が申し上げましたように、国民生活の安定を図るために必要とする量を政府が全量を管理をするということと申し上げておるわけでございます。その他、価格につきましては、生産者米価については再生産を確保し、消費者米価については消費者の家計安定を旨とするという意味でそれぞれの価格の考へ方によつて価格を決めていく。それから、集荷から流通までの段階を国が規制を一元的にしていける。それからまた、輸出入についての管理をするという点にございましては御指摘のとおりであろうかと考へております。

○喜屋武眞榮君 このいま私が申し上げました四つの柱も、私は非常に食糧法の精神からしまして、これもひとつ今後の農政の中で十分検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御説明いたしましたように、私どももいたしまして、この根幹にいたしましては基本にございましては従来どおり守つていくという考へ方でございますので、いままで申し上げましたような考へ方に基づいて、いま御指摘があつた四つの点について守つていきたいと思つております。

○喜屋武眞榮君 次に、基本計画について大臣にまたお尋ねしたいのですが、大臣はこれまで機会あるごとに、国内で賄えるものは国内で生産自給を高めていくと機会あることに強調しておられます。私も大賛成であります。ところで、実際面と結びつけて考へました場合に疑問を抱かざるを得ません。なぜならば、まあ米についてはともかくといたしまして、麦、それから大豆、これについては今日まで転作奨励金もございまして、それによつてある程度の実績は着々あらわれつつあると、私もこのように理解いたしております。ところが、近視眼的にやなく、その精神を将来に貫いていく場合に、もし食糧の輸入がとだえた場合の国民生活の必要量から見ると、まだまだ不十分であると思はれてなりません。そうした場合に、その対策はどのように考へておられるだろうか、このことをお尋ねしたいのです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧が外国から入つてこない、こういう事態になつた際にどうするか、こういうお尋ねでございます。そこで、私どももいたしましては、やはり輸入先の多元化を図つておくという、一カ国からばかり輸入するという体制がなく、あるいは東南アジアあるいは南米、あるいはアメリカあるいはカナダといったように、とにかく日本の農林水産物資の輸入先々は現在非常に多岐にわたつておるわけであります。少なくとも数十カ国から輸入されておると、こう言つても過言ではないほど輸入先の多様化を図つておるわけでございまして、それが一つの私は食糧確保の、安定的輸入の一つの大きな柱ではないかと、こう考へておるわけであります。ともに、何といつても輸入の大宗を占めておりますのはアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランドでございますので、これらの国々との信頼関係を確保をして、輸入がとだえるというふうなことはない外交を展開してまいらなければならぬと、こう思つております。

と同時に、やはり国内で生産する自給力を強め

ていくということも常々やっていたいかなければなら
ないという昨年の国会の決議の趣旨も踏まえまし
て、麦作の奨励等もやっていたらなければならぬ。
まあかつて日本農村も、昭和二十八、九年から三
十年の間にきまっています。土地の利用率が一三三
%まで高まったときがあるわけですが、現在は一
〇三%ということに土地の利用率が落ちてきてお
るわけでございます。やはりこの土地があるわけ
でございますので、この土地の利用率を高めてい
く方向もこれは日本農業がやはり克服していかな
ければならない一つの問題点であろうと思いま
す。そういう方面に対して農家の生産意欲を持た
せることのできるような施策を打ち出していか
なければならぬと同時に、私は麦等についても、
単収がもっと多くなればやはり採算に合うという
ような品種を造出することによって相対的に伸び
ていくであろう、そういう点も考えておきまして、
これは筑波の試験場においても懸命の努力が続け
られておると、こういうことも申し添えたいと思
います。

○喜屋武眞榮君 この食糧問題は人間の命にかか
わる、健康に、暮らしにかかわる重大な問題であ
るだけに、世界的に見ても、人口の増加とい
わゆる食糧生産の増加の比率のアンバランスが、
はるかに人口の増が、だから生産がそれに追
いつかないという、こういった人類的な様相もあ
りますし、またある人の言葉をかりれば、二十一
世紀は人間と家畜の食糧の争奪戦であると言
われております。それほど食糧問題が人類にとつ
て、わけても日本国民にとって非常に重大であ
ると私はいつも思うのです。そういった観点から、
いついかなる場合になっても、食糧が欠乏するが
ゆえに国民が困るようなことのない、こういう不
動の方針のもとに農政を進めていただかなければ
いけない。こういうことを特に申し上げます。

それからさらに現状は、私の調査によりますと、
いま自給が余っているのは米とミカンだけであ
る。特に大事な食糧としての大豆、麦、その他日
常生活になくてはならない大事な食糧の自給とい

うのはほとんどまだ五、六%にすぎない。砂糖に
しても、砂糖は二〇%以下でありますか、大事な
米麦もまだ五、六%であることは申し上げるまで
ありません。こういう情勢の中で、いま地球的
な規模ですす食糧の増産を必要としておる、
こういうわけでありまして、ひとつ賢明なる大
臣、いかなる場合があつても国民に不自由、不満
を与えない、こういうひとつ遠大な見通しのもと
に着々実績を上げてくださいますよう重ねて要望
いたします、次に移ります。

次に、米の消費量の推移について私の調査に基
づいてお尋ねしたいと思ひます。

この表からいたしまして、まずこういうこと
が言えるのではないかと、これは一応確
認したいと思ひますが、米の消費量の推移か
らしますと、都市の一人当たり消費がだんだん
減じておる、漸減しておる、こういう傾向
にあると私は見ております。第二点には、農家の
一人当たり消費もまた減少しつつある傾向にあ
る。三つには、世帯主が若い層ほど米の消費量も
低下しておる。四つには、肉・肉・肉をやら
ない者ほど低い。言わばホワイトカラーと申す
か、こういう層の米消費量がだんだん低くなつて
おる、こういうふうには評価して間違いないで
しょうか、どうでしょうか。念を押してお聞き
したいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(松本武衛君) 米の消費量につ
きましては、ただいま御指摘がございましたよう
に、まず都市のいわゆる非農家世帯におきま
しても年々減少傾向が続いております。また、農
家世帯におきましても消費量の減少が続いて
おります。それから、世代によりまして、若い
層が消費量が少ないということもデータ上見
受けられるところでございます。肉・肉・肉と
非肉・肉・肉労働につきましても、データは
持ち合わせておりませんが、恐らく御指摘の
ような傾向にあるのではないかと考えておる
わけでございます。

○喜屋武眞榮君 それでは、安心をして、次に
その確認の上に立つて進めたいと思ひますが、
この

示されておる農産物の長期需給目標というの
がございすね。これからしますと、五十四年度
の一人当たり消費量は七九・八キロになつて
おりますね。それから、いわゆる十年後の六
十五年度の一人当たり消費量は六十三キロ
から六十六キロ、こういうデータになつて
おりますね。間違ひありませんね。

そこで、これを前提にするならば、これは見
通しが甘くないかな、こういう感じを持つ
わけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡邊五郎君) 六十五年を目
標年次といたしまして長期見通しでは、いま
先生御指摘のよう、米の一人年間の消費
量をそのように見通しておるわけございま
す。

これにつきましては、私も特に減少傾向が
先ほどの御指摘のよう、若年層、現在二十
代ぐらひは年間三十キロぐらひ、四、五十
代の世代では七十キロ前後ということ、若
年層が半分以下というふうな状況から、こ
うした世代交代を考えますと、やはり減少
傾向はやむを得ざるものがあるというふう
に趨勢的には考えます。

ただ私どもとしましては、これからの日本
型食生活におきましては、やはり米が食生
活の重要な基礎部門として、これに各種
の栄養食品をとることにによりまして、バ
ランスのとれた食生活をわが国において日
本型食生活として定着させたい、そのた
めの消費拡大等に格段の努力をしまいた
いというのを考えまして、ただいま御指
摘のよう、十年後において六十五キロ程
度、そして各種の食品との組み合わせから
しましてバランスのとれた食生活が確立
できるのではないかと、このように考
へたわけでございます。

○喜屋武眞榮君 そうすると、日本型食
生活が皆さんの予想どおり定着する、こ
ういう前提においてこれが成り立つわけ
なんですね。そこに見通しの問題がある
わけでありまして、私が甘過ぎるの
ではないかと申し上げる根拠は、いま日
本型食生活とおっしゃいましたので、そ
の問題に就いて結びつけてみたいと思
うのでありますが、今日、こ

ういう傾向はいかがでしょうか。

食生活の多様化と申しますか、あるいは合理的
な健康食あるいはまたある人は自然食、こ
ういつたいろいろの立場からのブームがあ
ることも御存じかと思ひます。これは健康
と食糧、あるいは文化生活の様相から非
常に多様化してきておるわけでありま
すが、そういう中で一つは玄米、それ
から七分づきとか、それから半つき米
とか麦飯とか、こういうものが非常に
愛用されつつあるということが国民層
の中にあるわけでありまして、その実
態を把握しておられるでしょうか、ど
うでしょうか。

○政府委員(松本武衛君) 最近にお
きまして、健康食、自然食というふう
なものについての嗜好が高まつておる
という傾向は見受けられるわけござ
います。したがって、米につきましても、
たとえば胚芽精米、胚芽米というふう
なものにつきましてその需要がある程
度伸びておるといふような実態もある
わけでございます。五十三年に
おきまして四万トン、五十四年に
おきまして四万八千トン、五十五年
におきまして五万八千トンとい
うふうな、胚芽精米の販売数量が
ふえております。ただ、玄米食、七
分づきにつきましては、量的には
これよりは大部分少なくなつてお
りまして、おおむね年間で千トン
から二千トン程度というふう
に推定されておりますが、これら
の愛用者もふえておるのではない
かと、このように考えておるわけ
でございます。

○喜屋武眞榮君 こういうことを
ならみ合わせますと、私は、日本
型食生活と米需要の動向との関
連というものが固定化の考え方
ではないか。絶えず流動的であ
るという、こういう意識を持た
ないという、これがかみ合わない
のではないかと、日本型食生活
の定着を望みながらも欧米型食
生活に傾きつつある、こ
ういう傾向もこれは見逃
せないものだ、こ
う思うのです。そう
しますと、日本型食
生活は定着する見
通しを持ちながら
も、一面にはむしろ傾
く心配があると。心
配か、

いいことか、これは別にいたしまして、とにかく欧米型食生活に傾いていく、こういうこともこれはもう必然だと、こう思うのです。だから、そこをどう調和していくか、こういうことを思うときに、定着しておると見るか、まだ流動的であると、こういう判断に立つべきであるか、これは非常に私は大事な問題であると思うわけなんです。

そういうことを考えますときに、だんだん米の消費量が総体的に減じてくる傾向にある。あるいは部分的には増しておる面があるにしても、国民全体の立場からは漸減していく、こういうことを十分配慮しなければその見通しは暗い見通しになるのではないかと、こう思うわけなんです。こういう見方に対しては大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岡岡高夫君) 私どももいたしまして、自然の形にしておけば、欧風型と申しますか、そういう方面にいくであろうということは過去の実績からしてはつきりいたすわけでございます。二十年ほど、学校給食に米を食えというような指導はしてありませんでした。したがって、洋風化が急速に進んだということもございまして、そこで、結局、米がやはり日本国民にとっては、健康保持上もあらゆる面から見ても、米の効用というものが最近特に直直されてきておるわけでございまして、学校給食等にも全力を挙げておると。また農林水産省としても、米の消費対策、その拡大を図るためにいろいろと努力をいたしておるわけでございます。あるいは医師会でありまして、栄養士会でありまして、そういう各界の協力を得まして米の消費拡大に全力を挙げておることとでありまして、何としてもこの日本型食生活の定着を図ることが農政の基本になってきておるわけでございますので、そういう点に全力、最大の努力を傾けてまいりたい。そうすることによって、先生の御心配になるように、私どもの閣議決定をいたしました需要と生産の長期見通しというものに狂いが生じないように、これはもう努力しませんがやはり欧風型になりがちであるというわけ

けでありますので、その努力に大いに期待をしなから私どももがんばってまいると、こういうことでございまして。

○喜屋武眞榮君 まあ参考にしていただければありがたいと思います。

次に、この統計表を見ますというと、政府管理米について感じますことが一つあります。政府管理米はどうかと申しますと、質の悪い米がよけい売れ残つておる、質の悪い米ほどよけい売れ残つておる、これは一体どこに原因があるのでしようかというところを感じておるわけなんです。いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 最近全体の需給が非常に過剰基調になってまいりまして、そうなりますと、どうしても需要の強いものから順次さばけていくということになります。最近良質米嗜好が進んでおりますので、良質米を先に需要側で選択をいたしまして、結果として全体需給のアンバランス部分がいわゆる品質の低い米に仕寄せられるというふうな実態があることは否定できないわけでございます。

これらの点につきましては、やはりそういった全体需給のギャップが特定の品質に仕寄せられる傾向がありますから、全体需給の均衡を図っていくということが重要であるというふうに考えておりますが、一方におきまして品質別の需給というものを考えてまいりまして、やはりそれぞれの品質に応じた需要の確保ということが可能であるというふうなことを考えておりますので、そういった品質にに応じた需要の確保を図っていくというふうなことも心がけることによって、こういった一部のものについてしわ寄せされるようなことがないよう努力していく必要があるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、これは運営上の問題ということになるのか。あるいは現行制度上うまくいっていない方の制度上の欠陥からくるものであるのか、あるいは運営上の問題であるのか、どちらなんでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 現行制度におきましては、やはりたてまえといたしまして不足時ににおける公正な配分ということを中心とした制度になっておりますので、こういった品質別の需給というふうなことににつきましては必ずしも制度上明確な仕組みがつくられておらなかったと思うわけでございまして、したがって、今後におきましては、基本計画、供給計画等におきまして、品質別の需給というふうなことも明らかにするという制度上の改善の余地があるかと思っております。

それからまた運用面につきましても、品質別の需給につきましても、たとえば市場の確保、開拓というふうな面につきましても、生産者ともども努力をしていくというふうなことを考えていくというふうな運営面における改善の余地もあるのかと考えておるわけでございまして、両面が必要になるのではないかと考えておるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 上質の米ほどよく売れるということ、これは、一面食生活の向上という面もあると思うのですが、その面からみると思うのですが、こういう点はいかがでしょうか。

この対策の一つに、いわゆる質の悪い米は多く残るということであるならば、米の品種改良にもっともつと力を入れて上質米に改良していくことはできないのか。そうすることによって、私は質の悪い米が売れ残る、こういうことを解消していく最も前向きな積極的な改善策ではないだろうか。こう思うのですが、その点はいかがでしょう。

○政府委員(川嶋良一君) 米の品質の改善については、御指摘のように品種改良が大変大きな役割りを果たすということについては、これまでこういう成果を上げてきたわけでございまして、国といたしまして、稲の品種改良に、特に最近品質改良ということに重点を置いてきているわけでございまして、御案内のように、最近ではコシヒカリとかササニシキとか、こういったような国が育成をいたしました品種が非常に大きなウェイトを占めているわけでございまして、まだ寒冷地あるいは条件の悪いところで必ずしも良質の品種がつか

れる状況になっておりませんので、こういった点については目下非常に力を入れて努力しているところでございます。

最近北海道ではキタヒカリあるいは青森ではアキヒカリ、こういったような耐冷性があつて品質のよい品種が順次できておりますので、これを普及させることによってなお一層品質が改良されるものと思っております。まだまだ十分ではございませんので、今後とも大いに努力をしてまいりたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ、質の悪いものほど残る、いわゆる残るがすが残る、こういうことになりませんか、一層の各分野からの御努力をお願いしたいと思ひます。

次に、五十五年の十月末の過剰米は幾らになっておるのでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年十月末の過剰米は六百六十五万トンというふうに見込んでおります。

○喜屋武眞榮君 そうすると、米が六百六十万トンですか。それと赤字はどうなっているのですか。

○政府委員(松本作衛君) 先ほど申しました六百六十五万トンというのは、いわゆる在庫量でございまして、いわゆる過剰米と考えております五十三三年産米までは約四百八十万ほどでございます。なお、この過剰米につきましては、全体といたしまして五十四年度から五十八年度までの五カ年間にこれを処分するというところで計画的に進めておるわけでございますが、この全体数量が六百五十万トンほどになっておるわけでございまして、この六百五十万トンの過剰米を処理するための財政負担をいたしましては、いわゆる売買取損だけで一兆三千億円というふうに見込んでおるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 非常にこのことは私は重大な問題であると理解しております。それじゃ、この問題についてはなおお尋ねしたいのですが、時間が迫つてまいりましたので、これはまたあさつてに続けることにいたします。

最後に沖縄の米作についてぜひお尋ねしたいことがございます。

まず第一点は、沖縄の現状は多くとらえて二割自給八割移入——外国並びに本土から、こういう状態にあるわけですが、一体沖縄の米作の生産目標はどこまで持っていこうと政府としてはめどを持っておられるか。

○政府委員(二瓶博君) 沖縄県の農業につきましては、沖縄がわが国唯一の亜熱帯地帯でございますし、かつ台風の影響地域でございますが、台風の来襲を受けることが多い地域であるというように特殊性から見まして、主要作物でございますサトウキビ、パイナップルの生産性を高めていく、それとともに、畜産、野菜等を振興いたしまして、作目の多様化と災害の回避を図りながら農業経営の安定化に努めておるところでございます。

そこで問題は、この沖縄県の稲作でございますが、立地条件等から見まして、サトウキビ、パイナップル等と比べて総体的に生産性なり収益性が稲作の方が低いということがございます。その上、現在水田利用再編対策、これを推進をいたしておりますが、それとの関連もございまして、近年稲作の作付面積、これは減少傾向を続けておるわけでございます。しかし、やはり土地利用の面からいたしまして、どうしても稲作が必要な地域につきましては、必要に応じて基盤整備なりあるいは栽培技術の改善というようなことも進めて、極力生産性を高めていきたいというふうに思っております。

ただ、ただいまお話ございましたように、沖縄の米の自給率をどうするかという具体的な話もお話もあつたわけでございますが、国全体として、米につきましては今後とも完全自給ということを考えておるわけでございますけれども、県別にどこまでと、この自給率というものをブレイクダウンしては考えておられないわけでございます。沖縄といふこの亜熱帯地域の特性を生かした農業といふものを総合的に振興していくという角度で考えるのが適切であろうか、かように考えており

ます。

○喜屋武眞榮君 政府の方針は大体わかりましたが、これに対してもまた後日にいたしたいと思ひます。

きようは特に食管法と沖縄のつながりにおいてお尋ねしたいのが本旨であります。沖縄県は現在食管法は適用されていません、食管法はそれはなぜかと言いますと、沖縄復帰特別措置法第百十条によつて、「当分の間」というこの布石があるわけなんです。これによつて食管法が適用されておらない。そうすると、「当分の間」という内容は、いつかはこれは本土並みに完全適用される、こういうことになるものと私は理解いたすわけなのであります。その「当分の間」ということが解除されて本土並み完全適用、この見通しはどのように考えておられますか。

○政府委員(松本作衛君) 従来から、ただいま御指摘がありましたように、沖縄においては食管法の適用がされておらなかったわけでございますが、今回の食管法改正におきましては、いわゆる従来に準じた適用されない部分は残すわけでございますが、一方におきまして基本計画でありますとか沖縄県の消費者に対する供給計画のようなものについては、今回の法律の対象にしていきたいというふうな考えておりますとともに、また、緊急時において特に配給が必要になってくるような場合においても沖縄県も対象にしていきたいということで、部分的にこの食管法の対象に取り組んだわけでございますが、全体としてこの食管法を全面的に適用することにつきましては、やはりそれに応じた条件の整備がいろいろ必要になってくると思ひますので、そういった条件の整備を今後進めながら考えていくというふうな思つておるわけでございまして、いまの時点でいつにするかというようなことについては明確にはお答えしかねるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 すみませんが、関連して、これで終わりますから、ぜひひとつよろしく。
それは私がそれをあえてお尋ねしますのは、この「当分の間」という特別法の措置によつて、い

ま特別に処理されておると思ひます。ところが、実際問題といたしましては、本土並みという前提において五カ年の一応期限がありましたね。ところが、二次計画でさらにまた八カ年に延びた、この消費者米価の立場ですよ。ところが、いま長官がおっしゃった、そのときの経済事情によつて配慮する、このことは非常に大事だと思ひます。

そこで、一応はめどとしては決まっておりますけれども、そのときの経済事情によつてまた再検討、再考慮もあり得る、こういうふうには私は受けとめまして、ひとつ緩やかな、無理のない緩やかな移行を望みたい。

なぜかと言いますと、いま実情は御承知かと思ひますが、沖縄産米は、農協扱いになっておる。農協が扱つておる。それから、本土米は政府から委嘱された四つの卸業者がおるわけなんです。四社が卸売をしておる。そのもとに約一万店の小売商があるわけなんです。一万店の小売商がある。ところが、これが私が緩やかにスムーズにと言ひましたのは、この改正法によりましてという、これを適用する場合には、登録制から許可制に当然なるわけであります。そうしますと、一万近い小売店は、これがすべて許可制になるということになりますと、そこに大混乱が起る可能性が十分予想されます。で、これをスムーズになだらかに混乱が起らぬように、こういう配慮をしてもらわなければ、ただ紋切り型に、もう何年来たからすばりと、こういう形でくると大混乱が起るというのを私は強く申し上げまして、そのような配慮をお願いいたしたい、こういうわけで、そうしてこれは、百十四条の法改正も当然伴うわけでありまして、そういった点からも非常に問題を含んでおるわけでありまして、その点重々御配慮をお願いいたしたい、こういうことを申し上げて、大臣のひとつそれに対する所信をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(岡田高夫君) いろいろ沖縄の特殊事情等を述べられたわけでございますが、沖縄の特

殊事情等を十分しんしゃくをいたしまして、沖縄の県民の皆さん方の希望に沿えるような方向で検討を進めてまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 どうも失礼いたしました。時間を見誤つて、まだ残つておりますので続けます。どうもありがとうございます。

次にお尋ねしたいことは、食管の特別会計の経理の仕方についてお尋ねしたいと思ひます。
食管と言いますと、すくずかんであるのは赤字、赤字、食管赤字と、こういうことが潜在的にも言われるほど食管と赤字はつきものであります。そこでお尋ねいたしたいことは、私は、これまで食管赤字と問題にされておるその中身についていま一応検討してみることがあるのではないかと、こう思われてなりません。それは食管経理に入れるのか、あるいは一般会計に計上すべきであるのか、こういった使い分けをいま一度検討する必要があるのではないかと、こういうことであります。

なぜそれを申し上げるかと言いますと、私が調べたところによりますと、食糧管理費の赤字は、五十六年予算によると九千九百四十八億円となつております。その中身を見ますと、一つは、食管繰入費が五千六百七十三億、それから水田利用再編費が三千四百二十八億、それから過剰米損費補てんが八百四十七億、締めて九千九百四十八億円となつております。そこで申し上げたいことは、米の消費拡大に要する経費、約百八十億円が食管の負担となつております。百八十億負担となつておる。これは私は農政費として一般会計に計上すべきではないだろうか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 特別会計の予算の中に一般会計から支出すべきものがあるのではないかと、この点につきましては、これを直ちに一般会計に移しかえて支出をするか、それとも、特別会計の中で操作をいたしますが、その財源については一般会計から負担をしていただくかという両面があるかと思つております。
ただいま御指摘がありました学校給食のための

安売りに伴います財政負担というようなもの、いまの消費拡大に対する財政支出になつておるわけですが、これは特別会計の中で安く売るといふことをやっておりますから、どうしても特別会計の中で支出をしなければならぬわけですが、そのための財源をいたしましては、先ほどお述べになりました特別会計への繰入額、五千億余の中で、これは処理をするというところで、財源としては一般会計の負担に仰いでおりますけれども、会計上の処理といたしましては、あくまでも米の売却に伴います損失でございますので、特別会計に計上をしておるというような事情があるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 私の見解では、いわゆる赤字、赤字の食糧赤字を幾分でも解消していくためにも、この問題は検討に値するのではないかと、こういう意図を持っておつたわけでありまして、さらに御検討の余地があるならばひとつ検討をしていただきたい。

次に、備蓄量は、平常においては、ランニングストックといひますか、これは百万トン、それにネットの備蓄が百万トン、計二百万トンということになっておるようでありまして、このネットの百万トンについては、食糧経費ではなく、これまで一般会計に計上すべき一般農政費ではないだろうか、こう思ふわけなんです、これはいかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 備蓄につきましては、この備蓄の中におきまして、やはり国民の安全保障に相当する部分があることは御指摘のとおりであらうと思つております。ただ、これは会計処理の問題でございますが、やはり備蓄に相当する部分についてかかる経費、保管料等を別建てにして一般会計で処理をするということはなかなか技術的にも困難でありますので、やはり特別会計の中でそれは一応負担をいたしますが、その特別会計で負担をしたものについては、一般会計からの財政支出によつてこの財源を補うという形で特別会計繰り入れというものがあつてくるものと

いうふうな考えておられて、特別会計の中で計上しておられても、特別会計の自前で負担をしなければならぬ部分と、それから御指摘のよう一般会計の財政負担で支出をすべきものと両面があるというふうな考えておるわけでございます。したがつて、この特別会計に対する繰入額は単なる食糧赤字ということではなくて、やはり重要な政策的な経費を含んでおるというふうに私も考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 これも私いまお聞きして一応理解もできるわけですが、やっぱり世評には、食糧赤字、赤字と言ひながらこのようなことをしたのじゃ、これは国民を、言葉はきついかも知れませんが、これは国民の声を、国民といつても限度がありますが、国民をごまかしてと言ひなければいけないということまで言う方もおりますよ。私もはつとして、なるほどそうかなと、こう思つて、これは検討の余地があるとするならば十分この際検討してもらわなければいけない、こういう気持ちでこの問題を取り上げた次第であります。検討の余地があるとするならば、やっぱり食糧赤字を幾分でも軽くしていくという、減らしていくというこの配慮は非常に大事であると思ふのです。そういうことを私は率直に申し上げまして、ちよつと時間が参りましたので、終わります。

○田淵哲也君 まず初めに大臣に、食糧制度がいままで果たしてきた役割について、どのように評価されるか。メリット、デメリット、すなわち功罪両面についてお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧管理制度は、戦後の日本の国づくりのために、敗戦に打ちひしがれた終戦直後数年は特別の事態をいたしまして、しかし、このときにもこのときなりに食糧の果たした役割りは私は非常に多かつたと思ひます。いろいろな政治的配慮というものもあつたわけでありまして、やはり食糧制度によつて、米の集荷、配給等によつて、餓死者が多くなるであろうと言われたときでも餓死者を出さずに乗り切ることができた。もちろん、外国からの援助ということもあつたわけでありまして、食糧の制度の効用ばかりではないわけでありまして、それなりに終戦直後も大きく効果を發揮してきた。その後二十年代の後半から三十年代、四十年代にわたつて、今日までともかくにも食糧問題で国民に不安を余り持たせなかつた。第一次石油ショックのときでさえも、食糧に対する不安を感じた方はないし、また去年のあのような世界的な異常気象に基づく減産という、不作という事態があり、日本でもさへも一千万トンを割るという米の大凶作という事態に遭つても、国民は食糧に不安を感じなくて済んだ。こういうように、とにかく日本の発展を支えてきた一つの大きな柱をなしてきた、こう見ることができると思ふわけであり

ます。そのデメリットは何かという御指摘でございますが、強いてデメリットと言へば、これは一般会計からの支出を非常に補つてをしなければ食糧会計を維持することができないような情勢が続いておるといふことが、強いて言へばあるいはデメリットかもしれないけれども、見方によつては、これだけの日本を育てるための食糧の保険料と思へば、私はそう大きな出費ではなかつたのではないかなと、こう個人の感懐としては、おしかりを受けるかもしれないけれども、そんな感じを持つておる次第でございます。

○田淵哲也君 大臣の答弁をごく簡潔に言いますと、メリットの方は米の安定供給ができたということだと思ひます。それから、デメリットは財政負担の増大ということだと思ひますけれども、私はもう少しあると思ふのです。

メリットの方は、米の安定供給と同時に、やはり農家の所得補償がこれによつてできた。特に第二次産業が急激に発展する中で、第二次産業の所得と農家の所得のバランスをとつてきた。その中に食糧制度が果たしてきた役割りはきわめて大きいと思ふのです。

それからデメリットの方は、財政負担の増大も

とができた。もちろん、外国からの援助ということもあつたわけでありまして、食糧の制度の効用ばかりではないわけでありまして、それなりに終戦直後も大きく効果を發揮してきた。その後二十年代の後半から三十年代、四十年代にわたつて、今日までともかくにも食糧問題で国民に不安を余り持たせなかつた。第一次石油ショックのときでさえも、食糧に対する不安を感じた方はないし、また去年のあのような世界的な異常気象に基づく減産という、不作という事態があり、日本でもさへも一千万トンを割るという米の大凶作という事態に遭つても、国民は食糧に不安を感じなくて済んだ。こういうように、とにかく日本の発展を支えてきた一つの大きな柱をなしてきた、こう見ることができると思ふわけであり

ます。そのデメリットは何かという御指摘でございますが、強いてデメリットと言へば、これは一般会計からの支出を非常に補つてをしなければ食糧会計を維持することができないような情勢が続いておるといふことが、強いて言へばあるいはデメリットかもしれないけれども、見方によつては、これだけの日本を育てるための食糧の保険料と思へば、私はそう大きな出費ではなかつたのではないかなと、こう個人の感懐としては、おしかりを受けるかもしれないけれども、そんな感じを持つておる次第でございます。

○田淵哲也君 大臣の答弁をごく簡潔に言いますと、メリットの方は米の安定供給ができたということだと思ひます。それから、デメリットは財政負担の増大ということだと思ひますけれども、私はもう少しあると思ふのです。

メリットの方は、米の安定供給と同時に、やはり農家の所得補償がこれによつてできた。特に第二次産業が急激に発展する中で、第二次産業の所得と農家の所得のバランスをとつてきた。その中に食糧制度が果たしてきた役割りはきわめて大きいと思ふのです。

それからデメリットの方は、財政負担の増大も

とができた。もちろん、外国からの援助ということもあつたわけでありまして、食糧の制度の効用ばかりではないわけでありまして、それなりに終戦直後も大きく効果を發揮してきた。その後二十年代の後半から三十年代、四十年代にわたつて、今日までともかくにも食糧問題で国民に不安を余り持たせなかつた。第一次石油ショックのときでさえも、食糧に対する不安を感じた方はないし、また去年のあのような世界的な異常気象に基づく減産という、不作という事態があり、日本でもさへも一千万トンを割るという米の大凶作という事態に遭つても、国民は食糧に不安を感じなくて済んだ。こういうように、とにかく日本の発展を支えてきた一つの大きな柱をなしてきた、こう見ることができると思ふわけであり

さることながら、やはり高米価というものを来しておる。やはり日本の米が高いか安いとかいろいろ基準があるでしょうけれども、国際価格と比べても非常に高い。それから現在学校給食を米にせよというような議論もあつたけれども、これも六割補助というふうなことをしなければならぬか。これはやはり米価が高過ぎるのではないか。これはやはり食糧制度がもたらしたデメリットではなかつたか。それからもう一つは、農業の構造改善とか生産性向上、こういった面で、もちろんこれは食糧制度だけでできるものではないと思ひますけれども、余りはかばかしい効果があつていない。それから米の、これは配給制度があるから当然でありますけれども、いざというときの安定は確保できるかわりに、流通部門の効率化ということがある程度阻害されてきているのではないか。この点については、私がいま申し上げた点についてはどう思われますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点は私も率直に認めていい、こういう感じがいたします。そういう点になりますれば、やはり米もつと米作農業に農家の積極性というものを加える、積極性というものにブレーキが少しかつたかなという感じもしないわけではございません。と同時に、食品工業の面から見ても、やはりなかなか食品工業原料として入手できないというために、そういう面でおくれというものはこれは認めないわけにはいかぬのではないかと感じもいたします。

しかし私は、高米価とおつちやつたわけでありまして、それだけ所得の高い日本において、やはりその労働時間を勤労者の一時間並みの労働時間で米をつくれればよいことになる、ならざるを得ないということも認めていかないと、農業をやる人もなくなるのではないかなという感じもいたしますので、その点は、確かに急速に一般産業の方が、農業以外の産業が非常に急速に伸びたために、農業の部門が生産性の向上の面でなかなか追いつけなかつたという事態も、これは日本においてはむ

げに見捨ててははいかない問題ではないか、
こう私は考えます。

○田淵哲也君 私は、農家の所得を維持向上する、
そのための補償が必要だということは否定しませ
ん。また、それについて食糧制度は大きな役割を
果たしてきたことも否定できないと思います。

私が言っているのは、農家の所得を補償しながら、
しかも生産性向上をもう少し進めて——もちろん
第二次産業と同じにはいきません。いきまけんけ
れども、もう少し進めて、高米価の程度をもう少し
下げることはできないかということを申し上げ
ておるわけで、やはり、食糧制度の果たしたきわ
めて功績もあればマイナス面もあるというのが私
は現実ではないかと思うのです。

それで、食糧法の改正に当たって、私は、食糧
制度というものの、これから時代が変わり、状況
が変わるわけですから、いつまでも固定しておく
というのは誤りで、やはり時代に沿って改善をし
ていく必要がある。その改善の方向というのは、
食糧制度の果たしてきた役割りは正當に評価し、
そういう面は維持発展させながら、さらにデメリ
ットの面は改善をしていく、それによってこそ国
民経済に寄与がさらに大きくなるし、また国民全
体のためになると思うのです。そういう観点から
私は食糧法というものを考えていきたいと思うの
です。

ここで、もう一つの要素としての食糧の安全保
障の重要性が非常に言われ出しておるわけだけ
れども、食糧の安全保障と食糧制度の関係につ
いてどう考えられますか、お尋ねしたいと思います。
○国務大臣(亀岡高夫君) 食糧は国民生活にとつ
て最も基礎的な物資であり、安定的供給の確保は
わが国の総合的な安全保障にとって重要な課題で
あることは申すまでもございません。食糧の安定
的供給を図るためには、国土、資源に制約がある
わが国では、国内生産と輸入を組み合わせて食糧
の安定供給を図ってきておるわけでありまして、
今後その道をとらざるを得ない、こう考えてお
ります。米とか野菜とか、果実、畜産物ともよ

り、輸入度の高い麦類あるいは大豆についても、
できるだけ国内で生産できるような努力が必要で
ありまして、長期見通しについてもその点を取り
上げておるところでございます。そうして自給力
の強化を図らなければならないということであり
ます。

と同時に、輸入問題につきましても、やはりど
のような事態になつても、危険分散をいたしまし
て、輸入先をできるだけ多くの国に分散を図ると
いう着想も私は大事であらう、こう思う次第でこ
ざいます。

と同時に、やはり農業生産に意欲を持つ人がい
ないとこれはもう安全保障も生産もできない、生
産ができなければ安全保障体制もできない、こう
いうことでありますので、優良農地の確保であり
ますとか、水資源の活用を図るための施策であり
ますとか、そういうものをやはり大事にしてまい
らなければならぬということが先般の農政審議
会からの答申にも示してあるところでございます。

こういう食糧の安全保障を確立してまいります
ために食糧法が果たしておる役割りというものは
私は非常に大きいと。とにかく、米はもう一〇〇
%自給できる体制をつくり上げてきておりますの
は食糧法があつたからと、こう言つても過言では
ないわけでございますので、この食糧の運営を適
切にやり、麦類関係の、せめても、めん類等に使
う麦類はできるだけ国内産の麦で賄えるようにし
ていこうというようなことで自給力を強化をして
まいら、これが安全保障の一つの大きな役割りを
果たすものと考えておりますので、食糧法は、わ
が国の安全保障を確立してまいりますための一つ
の大きな柱であるというふうに考えております。

○田淵哲也君 一般には、食糧制度というものは
食糧の安全保障のために必要な制度である、この
ように考えられるのが常識だと思つたのです。こ
ろが、私は若干それに疑問を持つわけですが、な
ぜかという、食糧の安全保障というのは米だけ
ではない。確かに米の自給率は一〇〇%以上は維持

されてきたけれども、全体の食糧から見た場合、
たとえば、昭和三十五年と昭和五十四年と比較
しますと、主食用穀物は、昭和三十五年の時点で八
九%の自給率であつた。現在はそれが六九%に低
下しております。それから、穀物全体、飼料用も
含めた全体では八二%の自給率が三三%に低下し
ておる。それから、農業の生産量そのものが非常
に低下しております。米は、三十四年で一千二百
八十五万トン生産したものが五十四年では一千百
九十五万トンに減つておる。米ですら減つておる。
穀類全体では一千七百一十万トンが一千二百九十五
万トン、豆類は、九十一万トンが三十九万トン、
みんな主要穀物は生産が減つております。それに
反して、輸入量が物すごくふえているわけです。

穀類が四百五十万トンが二千五百三十万トン、豆
が、百十八万トンが四百四十二万トン、きわめて
膨大な輸入の増大であります。

食糧制度というものがずっとありながら、結果
としては、主食用穀物を初め穀物全体を見て、こ
れは、食糧制度というものが本當に食糧の安全保
障に寄与したのかどうか、この結果から見た場合
に私は疑問だと思ひますけれども、どうですか。
○国務大臣(亀岡高夫君) 私は、もし、食糧法が
なかりせばと考へてみれば、その辺の問題点に答
えが出てくるのじゃないかなという感じがいたす
わけですが、去年になつて輸入農林水産物資が二百
八十九億ドルですか、五十五年が二百九十億ドル
ですか、いずれにいたしましても、とにかく非
常に農林水産物資の輸入が急激にふえてまいつ
た。これが、もし食糧法という法律がなかったら
らばどうなつたろうか、こう考えますと、麦なん
かは、間接統制にしたというために、とにかく農
地の利用率を一三三%まで持つていつたその麦作
がもうがたがたと後退して、とにかく、現在、一
〇三%の土地利用しか發揮できないという状態
です。これは、非常に日本の経済成長が急激に参
りましたから、もし、食糧法がなかったら米まで
あんなふうな事態になつたのかなあという心配、

感じもいたすわけです。

そういう意味においては、やはり食糧法という
ものが日本の農業政策の中核を守つてきた一つの
大きな柱ではあるまいか、私はこういうふうな考
え方を異にするかもしれませんが、私はそういう
ふうに考えます。

○田淵哲也君 確かに、米については非常に効果
があつたと思うのです。ところが、反面、それが
逆に他の穀物については裏目に出た要素がある。
だから、総合的に見た場合は必ずしも成功してい
ない、これがこの数字ではつきり結果に出てい
るのじゃないかと思うのです。この点はどうか。
○国務大臣(亀岡高夫君) その点が、私も先ほど
申し上げましたように、日本の経済成長が非常に
急激でありましたために、農業関係の所得がそれ
に追いつかないというために米に集中したという
点は確かにあるかと思ひますが、しかし、やは
り米が農家の基本収入としてがっちり農家を支
えてくれたと。そのために、その力を活用して
日本の農村の米以外のやはり野菜でありますと
か、果物でありますとか、あるいは畜産でありま
すとか、林業でありますとか、そういう方面に対
する間接的影響というものが、私は組合運動を通
じ、あるいは農政運動を通じて、大きくやばり力
になつてきたというふうに見たいと、こう考えま
す。

○田淵哲也君 先ほども申し上げたとおり、私は
農業の所得補償ということとはきわめて重要だと思
うのです。それは否定するものじゃありませんけ
れども、その役割りを食糧制度が果たしてきた。
ということとは、米だけにその役割りを負わせてき
たのではないかという気がするわけです。だから、
これ農業の所得補償というのは考へてみたら一種
の社会政策だと思つたのです。だから、これは食
糧法という形でそれをやらなくても、ほかの形で
やる方法はなかったのだらうかと。そうすると、
現在のような米偏重にならず、米偏重ということ
は防げて、もう少しバランスのとれた農業の発展

ができたのではない。それから、現在、いわゆる中核農家の育成ということが必ずしも成功しておりませんけれども、これも私は農家の所得補償というやり方が食糧法に依存し過ぎてきた、そういうことの弊害が出ておるのではない。だから農業の所得補償という形態をもう少し工夫できないものかということなんですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) お答えいたします。

農業の所得補償という点での価格政策の機能という面はございますが、価格政策がすべてそうした面だけをするわけではないと私も考えております。やはり食糧を供給する産業としての価格政策の立場と需要する側との関係において価格が決定される。その価格はすべての農家の所得を一切補償するという観点ではないだろうというふうに私も考えております。米だけではなく、そうした考え方におきまして、不足払い、牛乳におきましてもそうした制度はとられておるわけでございますが、やはり価格政策が一切の所得を補償するというような考え方よりも、むしろ農業自体の生産性の向上によりまして所得の確保という面もあるわけでございます。そうした面でのやはり構造政策と並んで価格政策が表裏一体になるような政策がとられるべきだろうと。むしろ私も、それは、そうした観点で価格政策のみの立場ではなく、構造政策、さらには生産政策、あわせて全体の農業生産が進むことを私は考えておるわけでございます。あるいは別途給付金とか、あるいはそうした方式が言われることも聞くわけでございしますが、やはり農業の一つの業として考えてまいります。あるいは、そうした生産、構造、価格の三面にわたりました整合性を持って政策が進むべきじゃないかと、このように考えております。

り過ぎるから今日のような過剰米の問題が生じたりあるいは高米価の問題が生じたりしておると思うのです。だから、もう少し所得補償のやり方を変えようということも検討してみたいのじゃないかと思ひます。急激に変えるわけにいかないでしょうけれども、その弊害がやっばり出てきておるような気がするわけですね。

それから安全保障の問題に戻りますけれども、食糧の安全保障のために一体どういう政策をすればいいの、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(渡邊五郎君) 食糧の安全保障の問題は、昨年の農政審議会以来課題とされております。

具体的には、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、これまでの輸入国との間の外交関係で輸入の安定的な確保についての常時の努力ということが必要でございますが、同時に、やはりある種の不測の事態というものを想定いたしますと、短期間の対策といたしましては、やはり備蓄政策という観点から、現在あるいは飼料穀物等に、大豆等にとられておりますが、備蓄対策によって対応をすべき——たとえばかつてございました港灣スト、その他輸出のトラブルに発生いたしました調整はそうした短期間の対策によつて調整すべきだ。また、この規模は五十六年度におきましても拡充するというふうにいたしておりますが、なおこれらが長期化するあるいは不作が同時並行的に起きるといふような問題といたしますと、やはり長期的な観点から私もこれからこの安全保障を考えていかなければならない。スイスのような各種の事例もございします。私も、今後そうした事態におきます国民の食生活の水準なりをどの程度に設定して、期間をかけながらこの栄養水準を確保するような措置というところは農政審議会からも課題として出ておまして、省内に現在チームをつくりまして検討しておる段階でございまして、いずれそうした方式を私も固めたいと、このように考えております。

○田淵哲也君 私は食糧の安全保障政策というの

は、結局有事の場合にも国民の食糧を確保できるということだと思ひますけれども、その有事でもいろいろな形があるわけで、いわゆる不作とかそういう面もあれば、あるいは戦乱とかそういうこととで外国から入ってこなくなるといふ面もあるというふうにも思ふのでございます。やはり最も基礎的なものは国内の生産力の増強ではないかと思ふのです。つまり、自給率の向上だと思ひます。ただ、この自給率の向上も、結局生産性というものの、それから価格がある程度安くてできるということと無関係には考えられないと思ふのです。生産性の向上や価格の低減を伴わない自給率の向上をやると、補助金ばかりたくさん要るか、あるいは価格差を補給せぬといふかというふうなことで、とても財政負担にたえられなくなるだろと思ひます。だから、私はやっばり農業の基本的な力をつけることが最も自給率の向上につながるであつて、食糧の安全保障につながると思ふのです。だから、やっばり生産性の向上や低コストの農業をつくるということに無視して食糧の安全保障はあり得ないと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) おっしゃる趣旨はごもつともでございます。常時そうした形での自給度の向上を図るにつきましても、中核的農家なりを中心にしたこれからの構造政策を進める過程におきまして、生産性の向上を図りながら、当然自給度の向上を図るべきものだと考えております。

○田淵哲也君 理想的に言えば、やはり農業の国際競争力が強いというのは本当に一番安全保障力になると思ふのです。アメリカのような国は圧倒的に食糧の安全保障の面では強いわけですから、日本の場合には国情が違つて一律にそうはいかないと思ひますけれども、それと同時に、安全保障という立場からすると、そういう経済の合理性のみならず、ある程度の安全保障という観点からの国民の負担ということも考えられていいと思ふのです。防衛費の安定などそうだと思うのです。

けれども、これはもうまるつきり出すばかりですけれども、これもそれだけの財政負担というものは、いざというときの安全保障の必要のために国民がその負担にたえるわけですね。食糧の場合もある程度そういう部分があつてもいいと思ふのです。ただ、余りそれが過大になるとこれは維持できなくなる。米の場合にはだんだんそうなりつつあるのでないかという気がするわけですね。この食費が五十六年度で実に九千九百四十八億円。この食費だけが安全保障費として負担されておるだけではないですね。非常に日本の米価が高い。国際価格と単純に比較することは私は誤りだと思ひますけれども、それでも何倍かの高さである。合計すると大体二兆円以上のものを米のための安全保障費として国民が負担しておると同じ理屈になる。これは少し高過ぎるのじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 私も、食糧管理制度が御指摘のように安全保障の役割りをなしておると思ひますので、そのための財政負担につきましてはある程度一般国民に負担をしていただく必要があると考えておるわけでございしますが、現時点において改善の余地がないかということになりますれば、やはり改善の余地があるかと考えておりますので、過剰に伴います財政負担をできるだけ少なくしていく、逆さやの適正化を図つていく、それからまた管理経費についてもできるだけの合理化を図つていくというふうな形で、この食糧管理に伴います財政負担の節減に努めてまいる必要があるというふうに考えております。

○田淵哲也君 やはりこの農業の生産力をつけることが安全保障のためのきわめて基本的要件だと思ひます。

それと同時に、非常事態に対応する政策です。先ほど少し答弁の中でも触れられましたけれども、私はまず第一に備蓄だと思ふのです。最も手取り早く間に合うのが備蓄ではないか。それから第二はやはり需給統制だと思ひます。今度の

食管法改正でも、いざというときの配給制度というものは入れられておられますけれども。当面は備蓄で賄う、それから需給統制をやつてアンバランスな供給にならないようにする。それから第三は、やはり耕地を拡大する、あるいは作物転換をしてよりカロリーの生産の高いものに変える。それから労働力もそのときには足らなくなると思いますが、労働力の増大を図る。こういうことによつてこの農業生産を増大するという、こういうことがやはり有事の程度に応じて段階を踏んで実行される必要があると思ひますけれども、私はこういうことは有事になつてからあつてもいいけないので、やはり平時においてある程度の計画をつくり、その実行について国民にも理解を求めて合意を得ておくことが必要ではないかと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 御指摘のような点は、最もそうした典型として、スイスの例のあれは、国民投票によりまして一つの備蓄の体系と、さらに有事の発生後におきます三カ年におきます御指摘のような労働力あるいは耕地の拡大、国民の栄養水準の確保につきましても計画を策定し、かつまた各段階におきます、家庭、政府、民間におきます各段階の備蓄についての指導等をしていく例もございします。私もこうした調査資料なりをいま収集しておる段階でございまして、ただ、御指摘の中にもございましたように、有事の程度、あるいはわが国のような場合には石油資源を相当輸入に頼つてゐる、これらのものとの組み合わせた関係での相当きめ細かく判断を要する問題がある。昨年、私も一つの試案を出したことがございしますが、まだそうした前提についての諸要素、諸要因につきまして分析し、かつ吟味していかなければならない各種の問題があるということから、この四月から私も新たなチームを編成いたしまして、おつしやるような趣旨の平時から備えをいたしたいということで作業を開始した段階でございします。

○田淵哲也君 次に、食管制度をこれからどうするかという点について少し質問をしたいと思ひますけれども、私は現在の食管制度はいろいろな面で壁に当たりつつある、行き詰まりつつあるのではないかと思つております。

一つは、やはり過剰米の問題でありますけれども、これだけ過剰米がふえたというの、私は食管制度の需給調整機能というものが十分働かなかつたからではないかと思ひます。この点についてはいかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 現在の食管法は、いわゆる食糧不足時代に、不足する食糧を公正に、公平に配分するというような形の仕組みになつておりますために、御指摘ありましたように、需給調整に関する考え方、仕組みというものが明確でもありませんし、また、過剰、不足、そういう需給状況の変化に対応して食管制度の運営を円滑にするという点についても制度的に必ずしも明らかにしておらなかつたわけでございします。運用面におきまして、生産調整に伴います限度数量等によりましてできるだけ過剰を生じないようにしようという努力はしてまいりましたが、やはりこういった需給調整機能が制度上必ずしも明確ではなかつたという点がこういった過剰をもたらし一つの要因になつておつたのではないかと考えておるわけでございします。

○田淵哲也君 それともう一つは、減反とか転作というものが本当にスムーズに進むのだろうかという危惧があるわけです。現在は水田利用再編対策費ということのかんりの補助、奨励金を出しておるわけですが、今後減反、転作がふえていくと、この奨励金というものが非常に莫大な金額に上つて、いずれ財政負担が増大して維持できなくなるのではないかと。また、財政負担を減らせば減反、転作が定着するかどうか、こういう矛盾にぶち当たつておるのだと思ひます。この点はいかがですか。

○政府委員(二瓶博君) 水田利用再編対策を五十三年度からおおむね十カ年の長期的な事業ということで進めておるわけでございします。御案内のよ

うに、第一期といひますのが五十三年度から五十五年までございまして、いずれも目標を上回る転作実績を上げてきたわけでございします。

そこで、本年度から五十八年度まで、第二期対策ということになるわけでございしますが、その際に、転作等目標面積等につきましても拡大をいたしたわけでございしますが、同時に、転作奨励補助金等の水準体系等につきましても、稲作所得と転作物の所得のギャップの関係等を勘案をし、さらに、やはり足腰の強い転作営農を育てるという観点からいたしまして、団地化加算等を設けるといふような工夫などもいたしまして、全体的な面では奨励金水準といひますか、のものは合理化を図つたわけでございします。現在この新しく設定した奨励補助金の水準体系のもとで転作を進めておるわけでございしますが、その際も、やはり生産性が高くて定着性のある転作営農の育成を図る。しかも転作物目標は達成をするという角度で進めたいというふうな思つております。

なお、今後さらに五十九年度以降どうかという問題につきましては、さらにその時点で具体的な転作物目標の規模なり、あるいは奨励金の水準体系等もさらに見直すということになるかと思ひます。具体的な財政負担等がどうなるのかというふうなことにつきましては、現在そういう具体的なものはまだ詰まつておりません。その段階になりましたら検討するわけでございします。で、明確には申し上げかねるわけでございします。

○田淵哲也君 今回の食管法の改正は、この現在の食管制度のそういう問題点あるいは矛盾点、こういう問題について抜本的な対策を避けて、現状追認にとどまつておると言われる節もあります。この点はどうなのか。

それから、今回の改正のねらいは何なのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 現行の食管制度は、食糧不足時を前提といたしまして、いわゆる配給制度による量的な公平配分というふうな理念に基づいた制度になつておりますので、そういった点から、実態と法律のたてまえが乖離をするというふうな問題が出てきておるわけでございします。したがひまして、一方において、従来食管制度の枠内において改善をまいりましたものを法律上明確にすることの意味での現状追認的な色彩があることも事実でございしますが、一方におきまして、いま申し上げましたように、法律のたてまえと実態が乖離しております点を是正するという意味では、実態に即した改正をいたしておるつもりでございします。しかし、この法律の基本となりまして考え方、いわば自主流通も含めて国民の必要とする米を政府が責任を持つて管理して消費者に安定的に供給するという点は、これは変えないという考え方でおるわけでございします。

この改正の今回のねらいは、そういった従来の法律のたてまえと実態との乖離を是正いたしますとともに、これによりまして、いままでいろいろと御議論をいただきました食糧の安全保障というふうな役割りを果たすということもより明確にさせていきたいというふうな考えでおるわけでございします。

○田淵哲也君 今度の改正の中で、一つのポイントとして、米穀の管理に対する基本計画の策定ということがあつたわけです。これはいままでかなり委員会でも議論されてきておりますけれども、これは法律の趣旨説明の中で、米穀の需給調整、その他本法の目的を遂行するためにやるんだと。主な目的は米穀の需給調整のためであるというふうにも理解できるわけであります。

〔委員長退席 理事坂元親男君着席〕
ところが、委員会における政府側の答弁は、これは生産調整とは直接関係がないのだということを言つておられますけれども、この点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 基本計画がねらいといたしまして需給の調整を図つていくということは御指摘のとおりでございしますが、この場合の需給の調整を図ります、いわゆる総需給の均衡を図るという点につきましては、生産調整の考え方と一

致すると考えておりました、私も生産調整と関係がないというふうには考えておらないわけでございます。したがって、生産調整に基づいて限度数量を決めておるわけでございますが、この限度数量の考え方と基本計画の考え方というものが関連を持っておるというふうには考えておるわけでございます。ただ、この基本計画をつくることによつて生産調整を具体的に強制するというような性格のものではないということをおし立ておるわけでございます。基本計画はこういった政府の需給に関する基本的な方針、見通しでございます。これは関係者にとつては指針として活用していただくべきものというふうには考えておるわけでございます。そういう意味で直接生産調整を強制するということではないということをおし立ておるわけでございます。

○田淵哲也君 この生産調整については法的強制力はないとされておりますけれども、法的強制力がないとすると、何によつて生産調整をやるのか。これはたとえば価格操作といいますが、価格政策、いわゆる市場原理に基づく生産調整というのが一つある。もう一つは、この補助金政策で転換をした方が有利だからということである方法がある、このいずれかだと思ひますけれども、今後どちらでやられる予定ですか。

○政府委員(二瓶博君) 現在水田利用再編対策ということで、米の一種の生産調整を進めておるわけでございますけれども、これはあくまでも農家の理解と協力を得てということ、いわば行政措置ということをやつておるわけでございます。その際の手段といたしまして奨励補助金というものを交付をいたしておるわけでございます。その水準体系を決めます際には、定着性というふうな問題ももちろんございしますが、稲作所得と転作作物所得との所得ギャップを埋めるといふようなことも重要な勘案要素としてこの水準体系を決めておる、そういう補助金政策ということをやつておるわけでございます。

○田淵哲也君 補助金政策でやると言つても、私

は農家の自由意思だけで決められてははいないと思ふのです。やっぱ法的強制力がないと言いなから、予約限度制度を設けて、それ以上つくつても買わないぞというふうなことで半強制的にやられるから、奨励金もあることだし、いやいや転作をするというのが実情ではないかと思ふのです。私はそれと一つの方法だけれども、その結果一つの弊害が出ておると思ふのです。たとえば米の生産が余つておるから生産を減らす場合に、本当は、米の生産に適したコストも安く品質もいいところが残つて、その逆のところが今度は転換していくということになると理想的なわけですけれども、必ずしもそうはなつていない。

〔理事坂元親男君退席、委員長着席〕
政府の決めた基準によつて強制的に転換をさせられる。その結果が、私はこの適地適産ということに逆行する面も一部出ておるのではないかと、この点はいかがですか。

○政府委員(二瓶博君) この水田利用再編対策を進めます際に、転作等目標面積というものをまずナショナルベースといひますか、全国ベースで決めるわけでございます。五十六年度の場合は六十三万一千ヘクタールということになるわけですが、問題は、これを今度国の場合は都道府県別に配分をいたします。配分を受けた県はさらに市町村別、市町村長さんはさらに農業者別ということでおろしていつて、理解と協力を得て推進をしていくという仕組みをとつておるわけでございます。その際に、国が都道府県別に配分をするというときに、配分要素というものを考えまして、一つの基準をつくつてやるわけでございます。その際には、やはり食味のいいところは比較的残そうとか、排水条件の悪いところ、そういう面も考へるとかいうことで、当初五十三年度にやりました際には、地域分担的な思想を相当取り入れたやり方であったわけでございます。このときは三十九万一千ヘクタールという配分でございます。ところが、だんだんこの転作等目標面積がふえてきております。五十五年度は十四万四千ヘクタール上積みをしていたしました。そういうこともあり、さらに第二期の場合には十四万二千上積みする六十七万七千。初年度の五十六年度は、先ほど申し上げましたように冷害配慮がありましてちよつと減つておりますが、したがって、その際にだんだん上積みがあるということでございます。非常にきつたところもあるということ、ある程度平等的な要素も取り入れなくちゃならぬということもございします。そういうことで、先生のおつしやる地域分担的な思想というものも取り込み、さらにだんだん数量がふえてくるということも考えまして、すべての稲作農家に協力をいたしたくという角度から、均等割りの要素も加味して第二期の配分は行つておるということ、考え方としては、先生のおつしやるような思想も配分の中には取り入れて考えておるというふうには理解をいたすわけでございます。

○田淵哲也君 次に、流通部門について伺ひをしますけれども、これはどういう方向に持つていくとされるのか。まあ法制が緩和されたということですから、競争原理の導入についてどう考えられるか。あるいは効率的な流通ということも言われておりますけれども、これはどのような方向でそれを実現されるのか、お伺ひをしたいと思います。

○政府委員(松本作衛君) 従来の特に販売部門につきましては、配給制度でございましたので、行政的に個々の消費者まで割り当てを行つて、その行政的な措置に基づいて流通が行われるというふうな形、たてまえになつておつたわけでございますが、今回の制度改正によりましてこういった配給制度を廃止することにしたので、政府といたしましては、卸売業者まで現物を供給いたしまして、卸売、小売段階につきましては、販売業者が消費者のニーズに基づいて適正な販売をしていくという責任を持つことになつたわけでございます。したがって、この販売部門につきましても、活発ないわゆる自主的な商業活動というものを期待をいたしまして、それによつて需要の動

向に対応した安定的な供給を確保しようと考えております。そういう点から、一方におきましては安定的な供給が確保できるためのいわゆる流通秩序というものを保つていく必要があるというふうな考えておまして、その意味では流通ルートの特定をするというふうには考えておるわけでございます。一方におきましては消費者の需要の動向に対応いたしました適切な販売活動が必要でございます。その、活発な販売活動を促進いたしますためには、ある程度の競争条件ということも考えていく必要があつたかと思つております。したがって、そういった流通秩序の維持、安定性という点と、活発な適切な販売活動をするための条件づくりというものを両方勘案しながら、今後の流通改善を進めてまいりたいというふうには思つておるわけでございます。

○田淵哲也君 今回の改正で米穀業者の登録制が許可制になつたわけですが、この許可制といふことは新規参入の抑制につながるかどうか。また、それが競争原理の導入に逆行するのではないかとと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 販売業界につきましても、いま申し上げましたように、いわゆる責任を持つて消費者に対して数量のみならず品質、販売方法等につきましても適切な供給をしてもらうというふうなことから、やはりこれらの流通ルートの特定をいたしますとともに、こういった販売業者の活動につきまして絶えず指導監督ができるような条件に置く必要があるというふうな考えまして許可制をとつたわけでございますが、この許可制を具体的に発動するに当たりましては、先ほど申しましたように、消費者の需要にこたえて適切な販売ができるような流通条件の改善ということが必要であらうかと考えておりますので、地域の必要性に応じて新規参入というものも考へてまいり、活発な商業活動というものが実現する商業調整というふうなことも必要になつてくるかと考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 既成の米屋との意見調整機関を設けるというところですけれども、具体的にこれはどのような構成になるのか、あるいはどのような運営がされるのか、お伺いいたします。

○政府委員(松本作衛君) 既成の小売店と新規参入をする場合の商業調整のあり方につきまして、都道府県段階に所要の調整の場を設けたいと考えておりますが、これは現在都道府県に置かれております米穀流通適正化協議会というふうなものを活用することも一つの案ではないかというふうなことをお聞きでございます。

○田淵哲也君 それから、やみ業者の取り締まりは具体的にどうするのか。たとえば神奈川県では正規の業者三千に対してやみ業者が三千もあると、大体同数あると言われておりますけれども、これが完全にシャットアウトできるのですか、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘ありました神奈川県におけるやみ業者というのは、主として無登録の販売店の場合であらうかと思っておりますが、これらの販売業者につきましては、これはあくまでも不正規業者ということで、今後の販売業者の許可に当たっては厳格な態度で臨んでまいりたいと考えておるわけでございます。一方、こういったやみ業者が発生する原因といたしましては、消費者の需要に対応する店舗の配置が適正であるかどうかという問題があらうかと思っておりますので、地域の実態に応じて適正な店舗の増大を図っていくというふうなことも考えてまいらる必要があるかと思ひまして、その点につきましても、先ほど申しました新規参入というふうなところで検討してまいりたいと思っております。

○田淵哲也君 そうすると、いままでの無登録業者も許可申請をすれば中には認めるものもあるというふうになりますか。

○政府委員(松本作衛君) 無登録の実態が必ずしも明確ではないと思いますが、そういった食糧法違反の事実が明確であるような場合には、これは今後の許可の対象にはならないというふうなことを考えておるわけでございます。

○田淵哲也君 たとえば今度不正規流通の取り締まりを厳格にしてそういうものを取り締まった場合に、やはり消費者に対する供給面できわめて不便になるということはあり得ないですか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま申しましたように、そういった消費者に対して消費者のニーズに応じた供給をする点に不便をかけるということがないように、その点につきましては新規参入のあり方を地域によつて考え、先ほど申しましたような商業調整的な機関も通じまして適正な店舗の配置ということについての検討を進める必要があると考えております。

○田淵哲也君 不正規流通米、すなわちやみ米が発生するにそれなりの原因があると思うのです。その原因は何とお考えですか。

○政府委員(松本作衛君) やみ米の発生原因といたしましては、一つは、農家の段階におきましていわれる農家の保有米の一部が不正規業者等を通じて流通する場合と、それからもう一つは、政府の販売いたしました米が流通段階において消化し切れない場合に、これが横流ししてやみ米として流通するというような場合があらうかと思ひますが、それぞれの場合につきまして今回流通ルートの特定をいたしましたので、これらの集荷業者、販売業者に対する十分な指導監督の中で取り締まっていけば、こういった指定許可を受けていないいわゆる不正規の業者の販売活動につきましても、罰則を設けてこれを厳格に取り締まっていけるようにしてまいりたいと考えております。

○田淵哲也君 やみ米発生の原因というのは種々あると思ひますが、次のようなケースも考えられると思うのです。一つは、政府米、いわゆる標準価格米の配給といいますが、売買の場合、あるいは自主流通米にしても、完全に自由ではない。本当に好きなものが好きなだけもらえるわけではなく、中には高品質米をもらおうと思えば品質の低いものを抱き合せて買わされる。完全な自由売買ではないわけですね。それでそういうものが品質と需要供給というものとびつたりマッチしない面がある。それからもう一つは、政府米の中には品質と価格というもののバランスがとれていない部分もある。そういうものを業者がもつと的確な価格で売りたい、まあもつともうけたい、あるいはもつと必要とところに持っていきたい、こういう流通経路が自然にやっばりできてくると思うのです。これが一つはやみ米のルートだと思ふのです。その自主流通米が売れ残つて、いわゆるUターン米と言われている場合があるわけですが、その自主流通米が売れ残つて、い

政府米として買い上げてもらうという場合があるわけですが、それの場合に価格が非常に安い。自主流通米でせつかくいい米を、余つたからといって安く売らなければならぬのは損だと、これはもう自由米、やみ米としてやみに流そうということになる。それからもう一つは、予約限度超過米というのがあります。これは、予約限度を超えた米は自主流通米として扱われるといひますけれども、自主流通米には奨励金が出るけれども、予約限度超過米には奨励金が出ない。農家にとつては非常に不利です。それなら高く買つてくれるところがあればやみに流した方がよい。それからもう一つは、農家保有米というのがあるわけですが、これも、これがちよつと過大に見積もられているのではないかと。だから農家自体は食べ切れないう米が余つてくる。こういうような種々の原因があると思うのですけれども、やみ米をなくそうと思ひばこれらの原因を除かなければならないと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘のように、やみの発生原因にはいろいろあると思ひますし、これを除くためにそれぞれについて手を打つていかなきゃならぬということは御指摘のとおりであると思つております。その一つ、いわゆる品質と需要がマッチしないような場合、または品質とその価格が対応し切れないような場合に正規米以外のやみ米が発生するという点については、今後いわゆる品質別需給ということを十分に計画

的に考えることによつて、できるだけ品質と需給をマッチさせるような運営に努めてまいりたいというふうなことを考えております。また、品質と価格の關係につきましても、特に自主流通米の活用というふうなことでこの点が補えることになるというふうなことを考えておるわけでございまして、きめの細かい流通を考えることによりまして不正規流通米が入つてくることのないように努力をしてまいりたいと思つております。ただ、この場合に、私も消費者の方々に、いわゆるやみ米が品質的にいいかどうかということについては必ずしも明確な保証があるわけではございませんので、一方におきまして、正規米については消費者の段階で明確にわかるような品質表示を徹底させることにしておりますので、消費者の方々に、こういった正規米の品質の保証されたものを需要していただくように御協力をいただく必要があるかと考えております。それからまた、農家の段階におきまして、限度超過米または農家保有米というものが不正規流通の原因になる危険性があるという御指摘がございしますが、このような点につきましては従来からも指摘されておる点でございまして、私も、限度超過米につきましましては、やはり自主流通米のルートで適正に流通されるよう指導いたしますとともに、農家保有米につきましましては、できるだけ集荷業者の努力によりまして全量集荷ができるように今後集荷の促進に努めてまいりたい、それによりまして農家段階におけるこういった過剰な米が不正規流通に流れないような努力をしてまいりたいと思つております。

なお、自主流通米が売れ残つて不正規米になるという点につきましては、自主流通米につきましましてはやはり農協等が管理をしておる米でございしますから、事実、自主流通米が売れ残つた場合がございしますが、そのような場合にも、農協の管理下において特別の価格で売つておつたというふうな実績からいたしまして、この自主流通米のルートに乗つたものがやみ米に行くということはほとんどないのではないだらうかというふうなことを考えてお

ります。

○委員長(井上吉夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

次回の委員会を明三日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願(第四七二四号)(第四七二五号)(第四七二六号)(第四七二七号)(第四七二八号)(第四七二九号)

第四七二四号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 札幌市中央区南二条西五丁目下地

ビル内労音・札幌音鑑内 片岡乾

外三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

第四七二五号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町養斎桃山トッ

プセンター事業協同組合内 竹村

靖司外一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

第四七二六号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 京都市伏見区石田森東町六石田シ

ョッパースプラザ商人会内 平松

善中外一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

第四七二七号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 札幌市東区北四十条東八丁目ハミ

ューレシューズ内労働保険事務組

合内札幌建設厚生協会の内 河合信

一外二名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

第四七二八号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 札幌市東区北三十一条東一丁目札幌

北都民主商工会内 尾形正夫

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

第四七二九号 昭和五十六年五月二十二日受理

食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 東京都世田谷区等々力八ノ一三ノ

六玉川民主商工会内 尾上芳明

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第三九二六号と同じである。

昭和五十六年六月十九日印刷

昭和五十六年六月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W